

千葉地方法務局が管理する庁舎における施設管理・運営業務  
民間競争入札実施要項

## 目 次

1.	対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項（法第 14 条第 2 項第 1 号）	1
2.	実施期間に関する事項（法第 14 条第 2 項第 2 号）	5
3.	入札参加資格に関する事項（法第 14 条第 2 項第 3 号及び第 3 項）	5
4.	入札に参加する者の募集に関する事項（法第 14 条第 2 項第 4 号）	6
5.	対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定方法に関する事項（法第 14 条第 2 項第 5 号）	7
6.	対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項（法第 14 条第 2 項第 6 号及び第 4 項）	9
7.	公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項（法第 14 条第 2 項第 7 号）	9
8.	公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項（法第 14 条第 2 項第 9 号）	9
9.	公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項（法第 14 条第 2 項第 10 号）	15
10.	対象公共サービスに係る法第 7 条第 8 項に規定する評価に関する事項（法第 14 条第 2 項第 11 号）	15
11.	その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項	16
	別紙 1－1 施設所在地、施設規模及び対象業務一覧表	
	別紙 1－2 庁舎の改修等履歴一覧表（その 1）	
	別紙 1－3 庁舎の改修等履歴一覧表（その 2）	
	別紙 2 合同庁舎入居官署名一覧表	
	別紙 3 施設アンケート	
	別紙 4 審査表	
	別紙 5－1～5－4 従来の実施状況に関する情報の開示	
	様式 1 管理・運營業務企画書	
	様式 2－1 業務毎の実施体制及び業務体制の管理方法	
	様式 2－2 各業務で必要とする資格及び質の確保に寄与する資格・経験の有無	
	様式 2－3 必要な資格及び担当者名	
	様式 2－4 業務実績	
	様式 3 本業務実施の考え方	
	様式 4 管理・運營業務に関する提案	
	様式 5 改善提案総括表	
	様式 6 各業務の仕様書に対する改善提案	
	様式 7 緊急時の体制及び対応方法	
	別添 1～8 仕様書	

千葉地方法務局が管理する庁舎における施設管理・運営業務  
民間競争入札実施要項

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、千葉地方法務局（以下「法務局」という。）は、公共サービス改革基本方針（平成 23 年 7 月 15 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された千葉地方法務局が管理する施設（以下「対象施設」という。）における施設管理・運営業務（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項（法第 14 条第 2 項第 1 号）

1.1 対象公共サービスの詳細な内容

(1) 対象施設の概要と目的

イ 施設概要

対象施設は、千葉地方法務局が管理する千葉地方法務局管内に所在する 15 か所の法務局が入居する単独庁舎 13 施設及び合同庁舎 2 施設である。

① 施設名称 別紙 1-1 「施設所在地、施設規模及び対象業務一覧表」のとおり。

別紙 1-2 「庁舎の改修等履歴一覧表（その 1）」

別紙 1-3 「庁舎の改修等履歴一覧表（その 2）」

② 所在地 同上

③ 構造階数 同上

④ 延床面積 同上

⑤ 敷地面積 同上

⑥ 合同庁舎の入居官署 別紙 2 「合同庁舎入居官署名一覧表」のとおり。

ロ 目的

対象施設は主に、法務局職員等が法務行政の執務を行う庁舎であり、登記申請や登記事項証明書等の交付等のため、日々、多くの申請人等が来庁する施設である。

また、合同庁舎には、法務局組織のほか複数の官署が入居している。

(2) 用語の定義

用語については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」（以下「共仕」という。）第 1 編一般共通事項、第 1 章一般事項、1.1.2 用語の定義による。

(3) 業務の対象と業務内容

次の業務について、各施設の職員及びその他の者が快適に業務を行えるよう適切に行うこととする。

イ 建築設備管理業務（点検等及び保守）

施設によって、設置設備が相違することに留意する（別紙 1-1 「施設所在地、施設規模及び対象業務一覧表」を参照。）。

① エレベータ設備の保守点検

各施設に設置してあるエレベータ設備の点検・保守を行う。

② 空調設備等保守点検

各施設に設置してある空調設備（個別空調を含む）の運転・監視、日常点検、定期点検・保守を行う。

- ③ 消防設備保守点検  
各施設に設置してある自動火災報知器設備等の点検・保守を行う。
- ④ 自家用電気工作物保安管理  
各施設に設置してある電気工作物（受変電設備含む。）の点検・調整等を行う。
- ロ 清掃業務  
各施設の良い環境衛生を維持するための庁舎清掃を行う。
- ハ 庁舎警備業務  
各施設における指定区域の警備（一部駐車場交通整理を含む。）を行う。
- ニ 環境衛生管理業務
- ホ 植栽管理業務  
各施設敷地内にある植栽について剪定を行う。  
また、緑化環境維持のために植え込み地の除草（芝刈）・施肥・点検・清掃・害虫駆除を行う。

### 1.1.1 管理・運營業務全般に係る業務

- (1) 法務局会計課担当者（以下「施設管理担当者」という。）との連携について  
落札事業者は、定期的に施設管理担当者と連携を図り、円滑な管理・運營業務を実施すること。
- (2) 複数の企業で構成されたグループ（以下「入札参加グループ」という。）の管理について  
本業務を実施するに当たり、入札参加グループを構成する場合は、その代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、代表企業はグループに参加するその他の企業（以下「グループ企業」という。）と連携を密にとり、管理・運營業務を包括的に管理すること。
- (3) 統括管理責任者
  - イ 落札事業者は、統括管理責任者を置くこと。ただし、入札参加グループで参加する場合の統括管理責任者は、代表企業から選任すること。  
なお、統括管理責任者は、業務責任者を兼務することができる。
  - ロ 統括管理責任者は、各業務の履行状況を常に把握し、施設管理担当者へ報告すること。
  - ハ 統括管理責任者は、施設管理担当者から指示があった場合は、速やかに各業務責任者を通じ実行すること。
- (4) 副統括管理責任者
  - イ 落札事業者は、副統括管理責任者を置くことができる。
  - ロ 副統括管理責任者は、統括管理責任者選出事業者から選任し、業務責任者を兼務することができる。
  - ハ 副統括管理責任者は、統括管理責任者を補助し、統括管理責任者が不在の際には、これに代わる。

### 1.1.2 建築設備管理業務（点検・保守）

項目	内容
一般事項	共仕及び別添1から4仕様書のとおり。
点検・保守・調整	
点検周期	
設備機器	

### 1.1.3 清掃業務

項目	内容
一般事項	共仕及び別添5仕様書のとおり。

業務内容詳細及び周期	
------------	--

#### 1.1.4 庁舎警備業務

項目	内容
一般事項	共仕及び別添 6 仕様書のとおり。
業務内容詳細及び周期	

#### 1.1.5 環境衛生管理業務

項目	内容
一般事項	共仕及び別添 7 仕様書のとおり。
業務内容詳細及び周期	

#### 1.1.6 植栽管理業務

項目	内容
一般事項	共仕及び別添 8 仕様書のとおり。
業務内容詳細及び周期	

### 1.2 サービスの質の設定

天災地変等の不可抗力その他落札事業者の責めに帰すべからず事由による場合を除き、本業務の実施に当たり達成すべき質及び確保すべき水準は、以下に示すとおりとする。

#### 1.2.1 管理・運営業務の質 包括的に達成すべき質

基本方針	主要事項	測定指標
各業務を一括管理して行い、快適な執務環境を維持することを目的とする。	快適性の確保	施設アンケート（別紙 3）の満足度【70%以上】 アンケートは対象施設の職員を対象に年 1 回実施し、全施設の集計結果を基に評価を行う。 ※ 満足度は、「満足」及び「ほぼ満足」と回答した割合（1%未満の端数が生じるときは、小数点第 1 位を切り捨て）とする。
	品質の維持	(1) 管理・運営業務の不備に起因する当施設における執務の中断【0回】 ※ 執務の中断とは、執務が中断することにより、目的が達成されない場合をいう。 (2) 管理・運営業務の不備に起因する停電、空調停止、断水、通信不通等の発生回数【0回】 (3) 障害発生時の施設管理担当者への連絡時間（おおむね 10 分以内） (4) 障害発生時及び緊急対応時の現地への所要時間（おおむね 120 分以内）

	安全の確保	管理・運營業務の不備に起因する けがの回数【0回】 ※ けがとは、病院での治療を 要する怪我をいう。
--	-------	---

### 1.2.2 各業務において確保すべき質

各業務において確保すべき水準は、別添仕様書1から8で開示する情報に定める内容とする。

ただし、「仕様書」に定める内容については、法令に反しない限り、企画書において改善提案を行うことができる。

### 1.2.3 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するに当たっては、以下の観点から民間事業者の創意工夫を反映し、対象業務の質の確保（包括的な質の確保、効率性の確保、経費の節減等）に努めるものとする。

#### (1) 対象業務全般に対する提案

民間事業者は、別途定める様式に従い、対象業務全般に係る質の確保の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこと。

#### (2) コスト削減に対する提案

民間事業者は、コスト削減に関する提案については、別途定める様式に従い、具体的な方法等を示すとともに、各業務の現行基準レベルの質が確保できる理由等を明記すること。

#### (3) 環境への配慮

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）及び千葉県環境保全条例を遵守し、本業務遂行に当たって温室効果ガス削減に努めること。

ただし、利用者の業務に支障のないよう配慮する。

※（参考）法務省温室効果ガスの削減目標

平成22年度から24年度までの総排出量の平均を平成13年度比で8.1%削減する（平成25年度以降の削減目標については、現在検討中であり決定され次第、本実施要項に記載する。）。

### 1.2.4 委託費の支払

法務局は、事業期間中の検査・確認を行い、確保すべき水準（提案のあった事項を含む。）の状況を確認した上で、委託費を支払う。検査・監督の結果、確保すべき水準が満たされていない場合は、再度業務を行うように指示を行うとともに、落札事業者は、速やかに業務改善計画書を法務局へ提出することとし、遂行後の確認ができない限り委託費の支払は行わないものとする。

委託費の支払いに当たっては、落札事業者は当該月分の業務の完了後、法務局との間で予め定める書面により当該月分の支払い請求を行い、法務局は、これを受領した日から30日以内に支払うものとする。

### 1.2.5 業務改善策の提出

事業者は、次の場合、速やかに業務改善策を作成・提出し、法務局の承認を得なければならない。

なお、事業者は改善策の作成及び実施に当たり、法務局に対して必要な助言又は協力を求めることができる。

#### (1) 下記（8.1(2)）で定める報告等の結果、本業務の質が確保されることが明らかになり、法務局が業務の改善が必要であると判断し、事業者にこれを求めた場合

#### (2) 法務局が本業務のモニタリングを行い、契約及び業務の仕様に照らして不適切であり、業務の改善が必要であると判断し、事業者にこれを求めた場合

### 1.2.6 その他の特記事項

(1) 消耗品

本業務を実施するに当たり、必要な消耗品についての支給負担については、別添仕様書1から8によることとする。

(2) 光熱水料

各業務を実施するために必要な電気、ガス、水道及び電話については、法務局が無償で落札事業者に提供するものとする。

(3) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、イからハに該当する場合には法務局が負担し、それ以外の法令変更については落札事業者が負担する。

イ 本件事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

ロ 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）

ハ 上記イ、ロのほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）

## 2. 実施期間に関する事項（法第14条第2項第2号）

本業務の実施期間は、平成25年4月（契約締結後）から平成28年3月31日までとする。

## 3. 入札参加資格に関する事項（法第14条第2項第3号及び第3項）

(1) 法第10条各号（第11号を除く。）の規定に該当しない者であること。

(2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(4) 平成22・23・24年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け競争参加資格者名簿に登載された者であること。

(5) 各省各庁から指名停止を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(7) 労働保険、厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）又は船員保険の適用を受け、かつ、各保険料の滞納がないこと（直近2年間の各保険料の未納がないこと）。

(8) 警察当局から、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(9) 企画書において、業務の実施に必要な要件が満たされていることが確認できること。

(10) 本入札は、一の事業者で参加することも入札参加グループで参加することも可とする。

なお、入札参加グループで参加する場合は、次の要件をすべて満たす者であること。

イ 代表企業を定め、入札書類の提出期限までに入札参加グループ結成に関する協

- 定書（又はこれに類する書類）を提出した者であること。
- ロ 代表企業は、上記(1)から(8)の要件をすべて満たす者であること。
  - ハ グループ企業は、上記(1)から(3)及び(5)から(8)の要件をすべて満たす者であることとし、平成 22・23・24 年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け競争参加資格者名簿に登載された者であること。
  - ニ 代表企業及びグループ企業は、他の入札参加グループを構成する者、又は単独で入札に参加する者でないこと。
- (11) 事業共同組合で入札参加予定の場合において、当該組合構成員は、他の入札参加グループに参加若しくは単独での入札に参加できないものとする。

#### 4. 入札に参加する者の募集に関する事項（法第 14 条第 2 項第 4 号）

##### (1) 入札の実施手続及びスケジュール

イ 官報公告	平成 24 年 11 月下旬頃
ロ 入札説明会	平成 24 年 12 月上旬頃
ハ 現場説明会	実施しない
ニ 入札等に関する質疑応答	平成 24 年 12 月中旬頃
ホ 入札書類の提出期限	平成 25 年 1 月中旬頃
ヘ 入札書類の審査	平成 25 年 2 月上旬頃
ト 開札	平成 25 年 2 月中旬頃から下旬頃
チ 業務の引継ぎ	平成 25 年 2 月下旬頃から

##### (2) 入札実施手続

###### イ 提出書類

民間競争入札に参加する者（法人の場合は、代表者。入札参加グループの場合は、代表企業の代表者。以下「入札参加者」という。）は、本件業務実施に係る入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）、入札参加資格を証明するための資料（以下「資料」という。）及び企画書を提出すること。

###### ロ 資料の内容

資料の作成については、入札説明書による。

###### ハ 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、下記 5 で示す審査を受けるために次の事項を記載すること。

また、入札参加者は必要に応じ、企画書提出前に質問を行うことができるものとする。質問を求められた法務局は、当該入札参加者が企画書を提出期限内に提出できるよう速やかに回答する。

###### (イ) 入札参加者及び担当者等【様式 1】

A 入札参加者が法人の場合は、法人名、所在地、代表者の氏名及び担当者の氏名並びに連絡先を記載すること。

B 入札参加グループの場合は、代表企業（法人の場合は、法人名、所在地、代表者の氏名及び担当者の氏名並びに連絡先）及びグループ企業（法人の場合は、法人名、所在地及び代表者の氏名）を記載すること。

###### (ロ) 実施体制及び管理方法【様式 2-1 及び様式 2-2】

業務全体の管理方法並びに上記 1 で示す業務ごとの実施体制及び管理方法を記載すること（業務全体及び業務ごとに作成すること）。

###### (ハ) 必要な資格及び担当者名【様式 2-3】

関係法令等により、有資格者を業務に当たらせる必要がある場合は、必要な資格及び資格を有する者の氏名を記載すること。

###### (ニ) 必要とされる資格を証明する書類の写し（様式 2-3 に添付すること。）



(ホ) 各業務の実績【様式2-4】

上記1で示す業務ごとに過去3年間における同規模施設での業務実績を記載すること。

(ハ) 本業務実施の考え方【様式3】

安定した業務を実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント等を記載すること。

(ト) 本業務に対する提案事項

A 本業務の質の確保に関する提案については、取り組むべき事項等について、別途定める様式による企画書において提示・表示すること。

また、本業務のコスト削減に関する提案については、具体的な方法及び現行基準レベルの質が確保できる理由等を別途定める様式による企画書において提示・表示すること。【様式4】

B 仕様書に対して提案を行う場合、提案を行う業務(項目)を明確にし、提案を行う理由、提案の内容、提案による質の維持向上効果又はコストの削減効果(あるいはその両方)を具体的に記載すること。【様式5及び様式6】

(チ) 緊急時の体制及び対応方法【様式7】

緊急時(本業務の実施に当たり、想定していた業務実施が困難になる事故・事象が生じた場合)のバックアップ体制と対応方法を記載すること。

ニ 開札に当たっての留意事項

(イ) 開札には、入札参加者又はその代理人が立ち会うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない法務局職員を立ち合わせ開札する。

(ロ) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後に開札場所に入場することはできない。

(ハ) 入札参加者又はその代理人は、開札場所に入場しようとするときは、契約担当官等の求めに応じ、身分証明書等を提示しなければならない。

(ニ) 入札参加者又はその代理人は、契約担当官等により開札手続の終了を告げられるまで、若しくは契約担当官等の許可なくして開札場所からの退出はできない。

なお、上記によらず開札場を退出した場合は、辞退したものとみなす。

(ホ) 代理人が入札する場合は、入札書類の提出期限までに「委任状」を提出しなければならない。

ホ 契約の締結

下記5で定める方法による落札者決定後、速やかに、本業務に係る契約(契約書の様式は別途定める。)を締結するとともに、業務開始に向けた引継ぎ等に係る調整を開始する。

ヘ 通貨及び言語

入札書、企画書その他提出書類に使用する言語、通貨及び単位は、それぞれ日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に規定する計量単位とする。

5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定方法に関する事項(法第14条第2項第5号)

本業務を実施する者(以下「落札者」という。)の決定は、一般競争入札方式によるものとする。

5.1 入札参加資格確認に当たっての質の審査項目の設定(別紙4)

入札参加資格を確認するための企画書の審査は、提出された企画書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか、また、提案内容が具体的かつ効果

的なものであるかについて行うものとし、入札参加者が企画書に記載した内容が、次の(1)から(5)に示す項目を満たしていることを確認する。すべて満たした場合は、業務の実施に必要な要件が満たされている企画書とし、一つでも満たしていない場合は、不合格とする。

(1) 実施体制

イ 各業務の業務水準が維持されているか。

- ・ グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であるか。

ロ 提案された内容が実現可能な体制であるか。

- ・ 各業務で必要とする資格者が適切に配置されているか。
- ・ 質の確保に寄与する資格・経験の有無。

(2) 本業務に対する認識

イ 本業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか。

ロ 本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確になっているか。

(3) 現行基準レベルの質の確保の実態

各業務の提案内容は、発注者側の確保されるべき水準を満たしているものとなっているか。

(4) 管理・運營業務に関する提案

イ 本業務の包括的な質（確実性、安全性及び環境への配慮）の確保に関する提案がされているか。

ロ 業務遂行体制において施設管理担当者に対し、常時、適切に対応するための工夫が取られているか。

ハ 施設を適正な状態に保持する等の工夫が見られるか。

ニ 本業務のコスト削減に関する提案がされているか。

(5) 緊急時及び非常時対応

イ 具体的な事例を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか。

ロ 各業務における安全管理及び安全対策に関する提案は効果的なものであるか。

ハ 緊急時の対策は明確で効果的なものか。

ニ トラブル時や緊急時に迅速・円滑に対応し、かつ、被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか。

## 5.2 落札者決定に当たっての方法

(1) 落札者決定の方法

本実施要項3に規定する入札参加資格を全て満たした者について、入札価格（予定価格の範囲内の者に限る。）の最も低い者を落札者として決定する。

(2) 留意事項

イ 開札の結果、落札者となるべき者の入札価格が、調査基準価格を下回った場合は、その価格によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否か、次の事項について調査を実施し、履行がされないと認められた場合には、所要の経路を経て、次順位以下の入札参加者を落札者とする。

(イ) 当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性（当該単価で適切な人材が確保されるか否か、就任予定の者に支払われる賃金額が適正か否か、就任予定の者が当該金額で了解しているか否か等）

(ロ) 当該契約の履行体制（常駐者の有無、人数、経歴、勤務時間、専任兼任の別、業務分担等が適切か否か等）

(ハ) 当該契約期間中における他の契約請負状況

(ニ) 手持機械その他固定資産の状況

(ホ) 過去の国及び地方公共団体等に対する契約の履行状況

(ヘ) 経営状況

(ト) 信用状況

ロ 開札の結果、落札者となるべき者が2人以上あるときは、直ちに当該入札参加者又はその代理人に「くじ」を引かせ、落札者を決定するものとする。

なお、「くじ」を引くべき者が「くじ」に応じないときは、入札執行事務に係らない法務局職員が、これに代わって「くじ」を引き、落札者を決定するものとする。

ハ 落札者が決定したときは、遅滞なく落札者の氏名又は名称、落札価格、落札者決定の理由並びに提案された内容のうち、具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

### 5.3 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて

(1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札事業者となるべき者が決定しない場合には、入札条件を見直し、再度公告入札に付することとする。

なお、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合若しくは契約担当官等の許可なくして開札場所から退出した場合は、辞退したものとみなす。

(2) 上記(1)によってもなお落札者となるべき者が決定しない場合、または業務の実施に必要な期間が確保されないなど、やむを得ない場合は、法務局が自ら当該業務を実施すること等とし、その理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告するものとする。

## 6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項（法第14条第2項第6号及び第4項）

別添「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり。

## 7. 公共サービス実施民間事業者が使用させることができる国有財産に関する事項（法第14条第2項第7号）

民間事業者は、次のとおり国有財産を使用することができる。

(1) 民間事業者は、その業務の遂行に必要な施設・設備として、次に掲げる施設・設備を無償で使用するすることができる。

イ 機械室、監視室等管理・運營業務に必要な設備すべて

ロ 清掃員控室等、管理・運營業務の実施及びこれに付随する業務を遂行するために必要な事務スペース

ハ その他法務局と協議し認められた業務の遂行に必要な施設等

(2) 使用制限等

イ 民間事業者は管理・運營業務の実施及び実施に付随する業務以外には使用してはならない。

ロ 民間事業者はあらかじめ法務局と協議して、施設の管理・運營業務に支障を来たさない範囲内において、施設内に管理・運營業務の実施に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。

ハ 民間事業者は、設備等を設置した場合は、設備の使用を終了又は中止した後、直ちに原状回復を行うこと。

ニ 民間事業者は既存の建築物及び工作物等に汚損・損傷等を与えないよう十分に注意し、損傷（機器の故障を含む。）が生じるおそれがある場合は養生を行う。

万一、損傷が生じた場合は、民間事業者の責任において速やかに復旧するものとする。

## 8. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項（法第14条第2項第9号）

## 8.1 報告について

### (1) 事業計画書の作成と提出

民間事業者は、本業務を行うに当たり、各年度の事業開始日までに毎年度の管理・運営の事業計画書を作成し法務局に提出すること。

### (2) 業務報告書の作成と提出

民間事業者は、本業務の履行結果を正確に記載した業務日報（日々必要な業務に限る（以下同様）。）、業務月報、年間総括報告書を業務報告書として作成する。

イ 民間事業者は、業務日報を毎日作成することとし、毎日法務局に提出しその確認を受けること。

ロ 民間事業者は、業務期間中、業務ごとの月報を当月分につき、翌月の最初の平日に法務局に提出すること。

ハ 民間事業者は、各業務の年度終了日（ただし、当該日が閉庁日の場合には前開庁日とする。）までに、当該事業年度に係る管理・運營業務に関する年間総括報告書を法務局に提出すること。

ニ 民間事業者は、法務局の求めに応じ、本業務の実施状況その他質の確保に関して、書面又は質疑応答形式により報告すること。

### (3) 検査・監督体制

民間事業者から報告を受けるに当たり、法務局の検査・監督体制は次のとおりとする。

イ 監督職員 別途、法務局の定める職員による。

ロ 検査職員 別途、法務局の定める職員による。

## 8.2 調査への協力

法務局は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認められるときは、民間事業者に対し、当該管理・運營業務の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所（又は業務実施場所）に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立ち入り検査する法務局の職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

## 8.3 指示等

法務局は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要であると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

また、業務の検査・監督において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、その場で民間事業者に対し、指示を行うことができる。

なお、法務局による指示の経路については以下のとおりとする。

### (1) 統括管理責任者を通じた報告・指示

民間事業者から法務局への事業計画書・業務報告書その他の関係書類（以下「各種書類」という。）の提出及び各種報告は、下記(2)の緊急時等を除き原則として統括管理責任者を通じて行うものとする。法務局は、提出された各種書類及び各種報告の内容について修正、追加、処置方法等について統括管理責任者に必要な指示を行うものとする。

ただし、各種書類の提出及び各種の報告を行う個別業務実施事業者が統括管理責任者を兼任している場合は、統括管理責任者を通じて受領・指示を行うものとみなすことができる。

### (2) 緊急時における報告、指示

故障・不具合の発生時及び業務の立会時等、早急な判断、対応を必要とする場合

(以下「緊急時等」という。)には、個別業務実施事業者は法務局に直接報告を行うことができる。

また、緊急時等には、法務局は個別業務実施事業者に直接指示を行うものとする。このような場合、個別業務実施事業者は統括管理責任者に対して、必ず事後報告を行うものとする。

#### 8.4 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して法務局が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏えいしてはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。

民間事業者若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知りえた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には法第 54 条により罰則の適用がある。

#### 8.5 個人情報の取扱い

##### (1) 基本的事項

民間事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

##### (2) 取得の制限

民間事業者は、本業務による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ本人に対しその利用目的を明示しなければならない。

また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得するものとする。

##### (3) 利用及び提供の制限

民間事業者は、施設管理担当者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

##### (4) 複写等の禁止

民間事業者は、施設管理担当者の指示又は承諾があるときを除き、本業務による事務を処理するために施設管理担当者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

##### (5) 事案発生時における報告

民間事業者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに施設管理担当者に報告し、指示に従うものとする。本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

##### (6) 管理体制の整備

民間事業者は、本業務による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

##### (7) 業務従事者への周知

民間事業者は、業務従事者に対し、在職中及び退職後においても本業務による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

#### 8.6 業務の引継ぎ

(1) 民間事業者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう前年度の本業務実施事業者から業務開始日までに必要な引継ぎを受けなければならない。

(2) 本業務を実施する事業者の変更があった場合には、民間事業者は、変更後の民間

事業者との間で業務内容について適切に引継ぎを行わなければならない。この場合、業務引継ぎ資料等を作成の上、法務局に文書及び電子媒体により業務終了日までに提出しなければならない。

なお、電子媒体の提出に当たっては、Microsoft Office Word 又は Microsoft Office Excel 形式とし、事前に最新パターンによるウイルスチェックを行い、ウイルス等に感染していないことを確認すること。

## 8.7 契約に基づき落札事業者が講ずべき措置

### (1) 業務の開始及び中止

イ 落札事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に確実に本業務を開始しなければならない。

ロ 落札事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ法務局の承認を受けなければならない。

### (2) 公正な取扱い

イ 落札事業者は、本業務の実施に当たって、当該公共施設利用者を具体的な理由なく区別してはならない。

ロ 落札事業者は、当該公共施設利用者の取扱いについて、自らが行う他の業務の利用の有無により区別してはならない。

### (3) 金品等の授受の禁止

落札事業者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

### (4) 宣伝行為の禁止

イ 落札事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。

ロ 落札事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施の事実をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

### (5) 法令の遵守

落札事業者は、本業務を実施するに当たり、適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

### (6) 安全衛生

落札事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

### (7) 記録・帳簿書類等

落札事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を委託事業が終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

### (8) 権利の譲渡

落札事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

### (9) 権利義務の帰属

イ 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、落札事業者は、その責任において、必要な措置を講じなければならない。

ロ 落札事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、法務局の承認を受けなければならない。

### (10) 再委託の取扱い

イ 落札事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

ロ 落札事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先

の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理方法) について記載しなければならない。

- ハ 落札事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で法務局の承認を受けなければならない。
- ニ 落札事業者は、上記ロ及びハにより再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- ホ 再委託先は、秘密の保持、公正な取扱い、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止、法務局との契約によらない自らの業務の禁止等については、再委託先は落札事業者と同様の義務を負うものとする。

#### (11) 契約の解除

法務局は、本契約に関し、落札事業者が次のいずれかに該当するときには、本契約を解除することができる。

なお、落札事業者が、次のヌ及びルに該当する場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除できる。

- イ 偽りその他不正の行為により落札事業者となったとき。
- ロ 法第 10 条の規定により民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。
- ハ 本契約に従って本業務を実施できなかつたとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。
- ニ 上記ハに掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
- ホ 法律又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- ヘ 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき。
- ト 落札事業者又はその他の本業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- チ 公正取引委員会が、落札事業者又は落札事業者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- リ 落札事業者又はその代理人（落札事業者又はその代理人が法人にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- ヌ 落札事業者が、暴力団を業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- ル 落札事業者が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

#### (12) 契約解除時の取扱い

イ 落札事業者が、上記(11)に該当し、本契約を解除した場合には、法務局は落札事業者に対し、当該解除の日まで当該公共サービスを本契約に基づき実施した期間に係る委託費を支給する。

ロ 上記(11)に該当する場合（ただし、チ及びリに該当する場合は、(イ) から (ニ) に該当する場合に限る。）は、本契約の解除の有無にかかわらず、法務局は落札事業者に対し、契約金額（契約締結後に契約金額の変更があつた場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する金額の違約金を期限を指定して請求

することができる。

落札事業者が、法務局の指定する期限までに支払わない場合は、落札事業者は、法務局に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

ただし、落札事業者が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

(イ) 公正取引委員会が落札事業者又はその代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において独占禁止法の規定に違反する行為があったことが明らかにされたとき。

(ロ) 公正取引委員会が落札事業者又はその代理人に独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において独占禁止法の規定に違反する行為があったことが明らかにされたとき。

(ハ) 公正取引委員会が落札事業者又はその代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(ニ) 落札事業者又はその代理人(落札事業者又はその代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

ハ 落札事業者は上記ロ(ニ)に該当し、かつ、次のいずれかに該当するときは、前項の契約金額(契約締結後に契約金額に変更があった場合には、変更契約後の金額)の100分の10に相当する額のほか、契約額の100分の5に相当する額を違約金として法務局の指定する日までに支払わなければならない。

落札事業者が、法務局の指定する期限までに支払わない場合は、落札事業者は、法務局に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

ただし、落札事業者が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

(イ) 公正取引委員会が落札事業者又はその代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において独占禁止法の規定に違反する行為があったことが明らかにされたとき。

(ロ) 上記(イ)の納付命令又は審決において、落札事業者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(ハ) 落札事業者が法務局に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

ニ 落札事業者は、契約の履行を理由として、上記ロ及びハの違約金を免れることはできない。

ホ 上記ロ及びハの規定は、次のへに定める損害の額が違約金を超過する場合において、法務局がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

へ 落札事業者は、上記(11)に該当する事由により法務局に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

ト 上記イからへの規定は、本契約の履行が完了した後においても効力を有する。

(13) 業務途中における入札参加グループからの脱退



代表企業及びグループ企業は、本業務を完了する日までは入札参加グループから脱退することはできない。

(14) 業務途中における参加企業の破産又は解散に対する処置

参加企業のうち、いずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、法務局の承認を得て、残存参加企業が共同連帯して当該参加企業の分担業務を完了するものとする。

ただし、残存参加企業のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存参加企業全員及び法務局の承認を得て、新たな構成員を当該入札参加グループに加入させ、当該参加企業を加えた参加企業が共同連帯して破産又は解散した参加企業の分担業務を完了するものとする。

(15) 委託内容の変更

法務局及び落札事業者は、本業務の質の向上の推進、又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を書面によりそれぞれの相手方へ提出し、それぞれの相手方の承諾を得なければならない。

(16) 設備更新の際における落札事業者への措置

実施期間中に設備が更新される際は、更新機器について落札事業者へ通知するとともに、契約変更を行う場合がある。

(17) 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、落札事業者と法務局が協議するものとする。

9. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項（法第 14 条第 2 項第 10 号）

民間事業者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

(1) 法務局が国家賠償法第 1 条第 1 項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、法務局は当該サービス実施民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について法務局の責めに帰すべき理由が存する場合は、法務局が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

(2) 民間事業者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について法務局の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は法務局に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

10. 対象公共サービスに係る法第 7 条第 8 項に規定する評価に関する事項（法第 14 条第 2 項第 11 号）

(1) 実施状況に関する調査の時期

法務局は、内閣総理大臣が行う評価の時期（平成 27 年 5 月を予定）を踏まえ、本業務の実施状況について、平成 27 年 3 月末日時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の方法

法務局は民間事業者が実施した本業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況等の調査を行うものとする。

(3) 調査項目

- イ 管理・運営業務全般における各月の運営状況
- ロ 点検等及び保守業務における各月の実施状況（設備点検回数等）
- ハ 清掃等業務における各月の実施状況
- ニ 庁舎警備業務における各月の実施状況
- ホ 緊急時及び非常時における対応状況

## 11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

### (1) 本業務の実施状況等の報告及び公表

民間事業者の実施状況については、本実施要項（10.）に示す報告等を踏まえ、法務局において年度毎に取りまとめて監理委員会へ報告するとともに、公表するものとする。

また、法務局は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告聴取、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告するものとする。

### (2) 法務局の監督体制

本契約に係る監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他適切な方法において行うものとする。

本業務の実施状況に係る監督は、本実施要項（8.）により行うこととする。

### (3) 民間事業者が負う可能性のある主な責務等

#### イ 民間事業者の責務等

本業務に従事する者は、刑法その他罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

#### ロ 会計検査について

民間事業者は、公共サービスの内容が会計検査院法第22条に該当するとき、又は同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは事務の受託者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は法務局を通じて、資料・報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。



## 庁舎の改修等履歴一覧表

庁舎	築年度	経年	外壁改修		屋上防水		屋上緑化	太陽光	熱源機	空調機	給水管	配水管		照明	鉄部	内	個	放送機	E耐震	備考
			済	部分	済	部分						男	女							
佐倉	55	32				13・21	無	無			5・11	11	5・11・14・21				5・11・14		11	
茂原	18	6					無	無												
柏	63	24			20	19	無	22	14・19・22・23	14・22・23	23		22・23				22・23		22	
木更津	17	7					無	無												
館山	10	14					無	無	20	19・23							12			
匝瑳	2	22					無	無	14・17・20・21	14	14		14					14	14	
香取	14	10					無	無	20・21・22		23	23								
船橋	10	14		21			無	無	22	17・19										
市川	14	10		23			無	無	23											
市原	12	12					無	12	22										無	
成田	6	18					無	無	13・14・16・18	13・14・18			14						14	
いすみ	1	23					無	無					12				12		無	
旧千葉西	52	35					無	無	6		6	6	6・15						15	
本局	62	25	19				17	無	19		17・19		20				16		22	
東金	3	21					無	無	19	19	19		19						無	

千葉地方法務局

## 庁舎の改修等履歴一覧表(その2)

年度	工事件名	年度	工事件名
	【佐倉支局】		【匝瑳支局】
14	電気設備改修工事	14	増築その他建築工事
21	屋上目地修繕工事	14	増築その他電気設備工事
21	2階事務室照明修繕工事	14	増築その他機械設備工事
22	トイレ改修工事	14	エレベーター設備工事
		20	吸収式冷温水機修繕
	【茂原支局】	21	冷却塔修繕工事
	なし		
			【香取支局】
	【柏支局】	20	吸収冷温水機修繕工事
14	空調設備整備改修工事	21	冷却塔修繕工事
14	吸水冷温水機チューブ薬品洗浄工事	22	吸収冷温水機修繕工事(オーバーホール)
19	冷温発生機薬品洗浄	23	トイレ給排水管改修工事
19	屋上伸縮目地等修繕工事		
22	増築棟建築その他工事(増築棟)		【船橋支局】
22	増築棟機械設備その他工事(増築棟)	17	空調機修理
23	増築棟機械設備その他工事(既存棟)	19	空調機改修工事
		21	北側壁シーリング打替工事
	【木更津支局】	22	吸収冷温水機修繕工事(オーバーホール)
	なし		
			【市川支局】
	【館山支局】	23	吸収冷温水器交換修繕工事(オーバーホール)
19	空調機改修工事	23	外壁改修工事
20	冷温水機修繕工事(オーバーホール)		
23	エアハンドリングユニット修繕		

## 庁舎の改修等履歴一覧表(その2)

年度	工事件名	年度	工事件名
	【市原出張所】		【東金出張所】
20	太陽光発電表示盤修繕工事	19	増築その他工事
22	吸収冷温水機整備工事(オーバーホール)	19	機械設備改修工事
	【成田出張所】		
14	建築改修工事		
14	エレベーター設備工事		
16	吸収冷温水機修繕工事		
18	空調設備修繕工事		
	【いすみ出張所】		
	なし		
	【千葉西出張所】		
15	建築改修その他工事		
15	エレベーター設備工事		
	【本局】		
16	3階戸籍課改修工事		
17	屋上緑化工事		
19	機械設備改修その他工事		
19	建築(外壁建具)改修工事		
20	ガーデンライト修繕工事		
22	多目的トイレ改修工事		
22	エレベーター改修工事		

## 合同庁舎入居官署名一覧表

庁舎名	入居官署名	備考
千葉地方合同庁舎	千葉地方法務局	
	千葉行政評価事務所	
	千葉公安調査事務所	
	千葉保護観察所	
東金法務総合庁舎	千葉地方法務局東金出張所	
	千葉地方検察庁東金区検察庁	

## 施設アンケート

庁舎内の施設環境等についての感想をお聞かせください。

- 1 施設内の床及び階段の清掃は行き届いていましたか。  
 満足  ほぼ満足  やや不満  不満

- 1-1 「やや不満」、「不満」と回答した方にお伺いします。そのように感じた理由をお聞かせください（具体例でも結構です。）。

[ ]

- 2 施設内のトイレの清掃は行き届いていましたか。  
 満足  ほぼ満足  やや不満  不満

- 2-1 「やや不満」、「不満」と回答した方にお伺いします。そのように感じた理由をお聞かせください（具体例でも結構です。）。

[ ]

- 3 施設の消耗品（トイレットペーパー、石鹸等の補充すべき消耗品）は補充されてい  
ましたか。  
 満足  ほぼ満足  やや不満  不満

- 3-1 「やや不満」、「不満」と回答した方にお伺いします。そのように感じた理由をお聞かせください（具体例でも結構です。）。

[ ]

- 4 警備員の来庁者への対応（外来者の案内対応等）は、適切になされてい  
ましたか（人的警備を実施している庁舎のみ回答。）。  
 満足  ほぼ満足  やや不満  不満

- 4-1 「やや不満」、「不満」と回答した方にお伺いします。そのように感じた理由をお聞かせください（具体例でも結構です。）。

[ ]



5 異常発生時における警備員等の対応（連絡、通報）は、適切になされていましたか（機械警備を実施している庁舎のみ回答。）。

満足     ほぼ満足     やや不満     不満

5-1 「やや不満」、「不満」と回答した方にお伺いします。そのように感じた理由をお聞かせください（具体例でも結構です。）。

[ ]

6 施設の不具合・修繕等（軽微なもの）について対応はどうでしたか。

満足     ほぼ満足     やや不満     不満

6-1 「やや不満」、「不満」と回答した方にお伺いします。そのように感じた理由をお聞かせください（具体例でも結構です。）。

[ ]

7 作業員等に名札等を着用させ、業務に適した服装等で作業を行わせるなど、施設利用者に不信感・不快感を与えないよう適切な配慮はとられていましたか。

満足     ほぼ満足     やや不満     不満

7-1 「やや不満」、「不満」と回答した方にお伺いします。そのように感じた理由をお聞かせください（具体例でも結構です。）。

[ ]

8 事業者が行う各作業において、施設利用者の事務に支障をきたさないよう適切な配慮はとられていましたか。

満足     ほぼ満足     やや不満     不満

8-1 「やや不満」、「不満」と回答した方にお伺いします。そのように感じた理由をお聞かせください（具体例でも結構です。）。

[ ]

9 その他

庁舎施設全般についてご意見がございましたら記載してください。

[ ]

アンケートは以上になります。御協力ありがとうございました。

審査表(入札参加資格(1)~(8))

No.	審査項目	回答	審査結果 (内容の適否)
3. (1)	法第10条各号(第11号を除く)の既定に該当しない者である	該当 / 非該当	
3. (2)	予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という)第70条の規定に該当しない者であること。 なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。	該当 / 非該当	
3. (3)	予決令第71条の規定に該当しない者であること。	該当 / 非該当	
3. (4)	平成22・23・24年度法務省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け競争参加資格者名簿に登録された者であること。	該当 / 非該当	
3. (5)	各省各庁から指名停止を受けていない者(支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。	該当 / 非該当	
3. (6)	経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。	該当 / 非該当	
3. (7)	労働保険、厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)又は船員保険の適用を受け、かつ各保険料の滞納がないこと(直近2年間の各種保険料の未納がないこと)。	該当 / 非該当	
3. (8)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。	該当 / 非該当	
【入札参加グループで参加する場合】			
3. (10)	代表企業を定め、入札書類の提出期限までに入札参加グループ結成に関する協定書(又はこれに類する書類)を提出した者であること。	該当 / 非該当	
3. (10)	代表企業は、上記(1)から(8)の要件をすべて満たす者であること。	該当 / 非該当	
3. (10)	グループ企業は、上記(1)から(3)及び(5)から(8)の要件をすべて満たす者であることとし、平成22・23・24年度法務省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け競争参加資格者名簿に登録された者であること。	該当 / 非該当	
3. (10)	代表企業及びグループ企業は、他の入札参加グループを構成する者、又は単独で入札に参加する者でないこと。	該当 / 非該当	

※「回答」欄に「該当」と回答する項目については、回答内容を疎明する資料を添付すること。

(添付資料の例)

3. (4) 平成22・23・24年度一般競争参加資格に係る資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

3. (7) 納入証明書等

3. (8) 「競争導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領について」(<http://www5.cao.go.jp/koukyo/boryokudan/pdf/120713jimurenaku2.pdf>)に定める誓約書等

なお、詳細については入札説明書による

審査表(企画書の適否)

No.	審査項目	回答	主となる審査対象資料	審査結果 (内容の適否)
5.1 (1)	【実施体制】 各業務の水準が維持されているか (グループで参加する場合、代表企業とグループ企業との連携が可能な体制であるか)	対応 / 不対応	様式1 様式2-1 様式2-2	
	提案された内容が実現可能な体制であるか	対応 / 不対応	様式1 様式2-1 様式2-2 様式2-3 様式2-4	
	・各業務で必要とする資格者が適切に配置されているか	対応 / 不対応		
	・質の確保に寄与する資格・経験を有しているか	対応 / 不対応		
5.1 (2)	【業務に関する認識】 本業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか	対応 / 不対応	様式3	
	本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確になっているか	対応 / 不対応	様式3	
5.1 (3)	【現行基準レベルの質の確保の実態】 各業務の提案内容は、発注者側の確保されるべき水準を満たしているものとなっているか	対応 / 不対応	様式4 様式5(任意) 様式6(任意)	
5.1 (4)	【管理・運営業務に関する提案】 本業務の包括的な管理・運営に関する提案がなされているか	対応 / 不対応	様式4 様式5(任意) 様式6(任意)	
	業務遂行体制において施設管理担当者に対し、常時、適切に対応するための工夫がとられているか	対応 / 不対応	様式2-1	
	施設を適正な状態に保持する等の工夫が見られるか。	対応 / 不対応	様式4 様式5(任意) 様式6(任意)	
	本業務のコスト削減に関する提案がなされているか	対応 / 不対応	様式4 様式5(任意) 様式6(任意)	
5.1 (5)	【緊急時及び非常時対応】 具体的な事例を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか	対応 / 不対応	様式7	
	各業務における安全管理及び安全対策に関する提案は効果的なものであるか	対応 / 不対応	様式7	
	緊急時の対策は明確で効果的なものか	対応 / 不対応	様式7	
	トラブル時や緊急時に迅速・円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか	対応 / 不対応	様式2-1 様式7	

※1 「回答」欄に「対応」と回答する項目については、回答内容を疎明する資料を添付すること。

※2 仕様書に対する提案の適否については、否の場合、応募者にその旨を連絡の上、従来の実施方法での入札参加を求めることとし、入札者が応じる場合は企画書の適否に関する評価対象としない。

## 従来の実施状況に関する情報の開示

## 1 従来の実施に要した経費

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
人件費	常勤職員	0	0	0
	非常勤職員	0	0	0
物件費		0	0	0
委託費等	委託費定額部分	46,258千円	42,143千円	41,460千円
	成果報酬	0	0	0
	旅費その他	0	0	0
計(a)		46,258千円	42,143千円	41,460千円
参考値 (b)	減価償却費	-	-	-
	退職給付費用	-	-	-
	間接部門費	-	-	-
(a)+(b)		46,258千円	42,143千円	41,460千円

## 《注記事項》

委託費の内容は、参考「委託費の内訳」とおり。

なお、平成24年度には、単価契約も含まれているため、単価契約については、見込数量に税込単価を乗じた金額で算出している。

各業務に係る委託費の相違点(対前年の差額が5,000千円以上の案件)

該当なし

## 2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
常勤職員	0	0	0
非常勤職員	0	0	0
<p>(業務従事者に求められる知識・経験等)</p> <p>業務実施上必要な法定資格は次のとおりとする。また、個々の業務に従事するものについては、当該業務の経験を有している者が望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3種電気主任技術者</li> <li>・電気工事士</li> <li>・建築物環境衛生管理技術者</li> <li>・空気環境測定実施者</li> <li>・貯水槽清掃作業監督者</li> <li>・冷凍保安責任者</li> <li>・消防設備士又は第一種消防設備点検資格者</li> <li>・警備業法及び総理府令等で定める教育を受けた者</li> </ul> <p>(業務の閑散の状況とその対応)</p> <p>(各業務に関し、受託者において従来の実施に要した人員)</p> <p>建築設備管理業務 1105人(のべ人数)</p> <p>清掃業務 3750人(のべ人数)</p> <p>庁舎警備 992人(のべ人数)</p> <p>環境衛生管理業務 34人(のべ人数)</p> <p>植栽管理業務 67人(のべ人数)</p>			

## 3 従来の実施に要した施設及び設備

施設名	事務室等	数量(室)	設備	数量(点)		
千葉地方合同庁舎(本局)	警備室	1	事務机	1		
			椅子	3		
			ロッカー	3		
	休憩室	1	机	1		
			椅子	1		

## 《注記事項》

- (1) 上記の施設及び設備については、業務を行う範囲において無償貸与する。
- (2) 上記以外で、業務を行う上で必要なものは、事業者が用意する。
- (3) 前項において、事業者が用意する設備等は、当施設の他の業務に支障のないものに限る。

## 4 従来の実施における目標の達成の程度

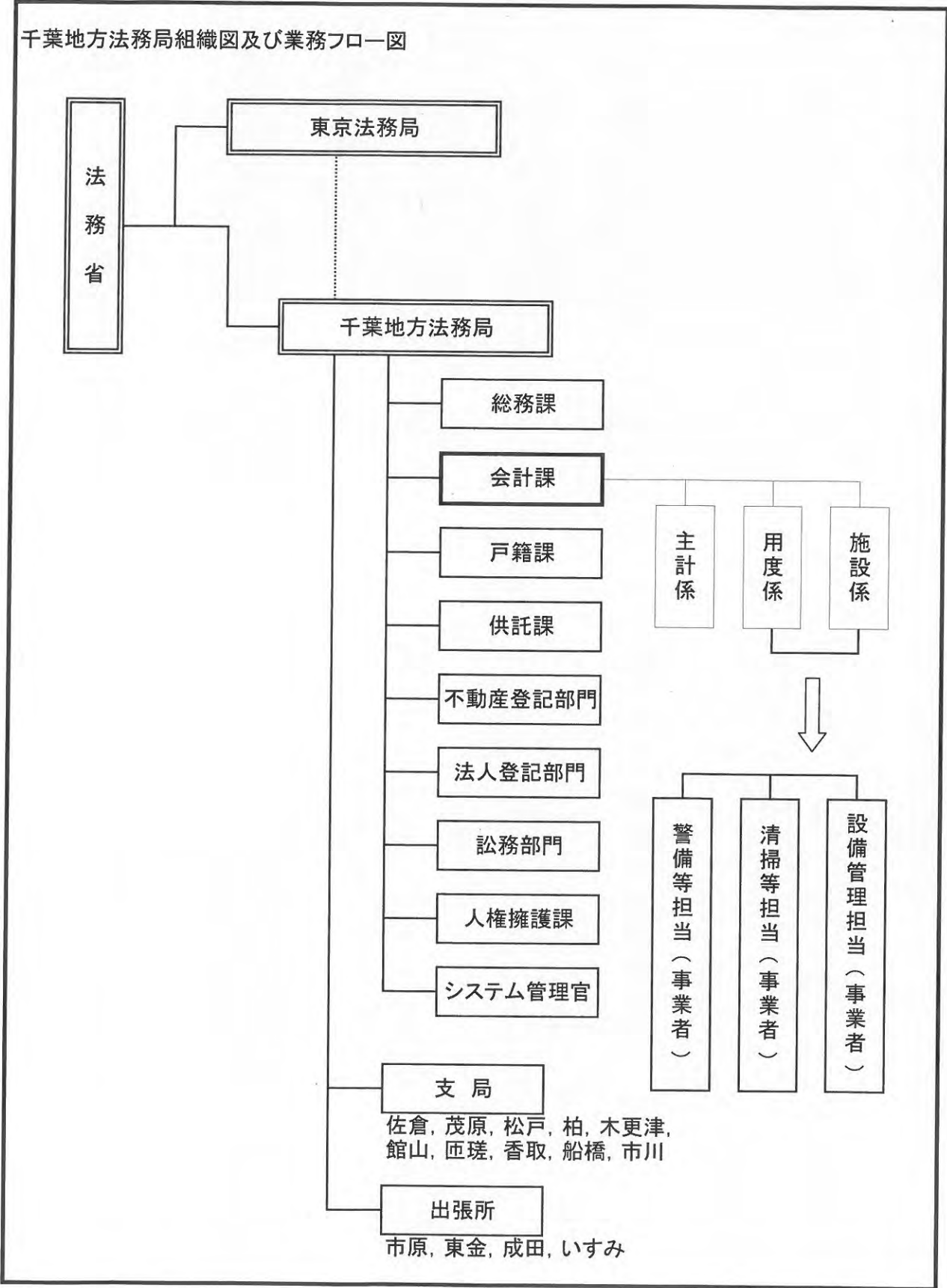
	平成22年度		平成23年度		平成24年度(予定)	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績

## 《注記事項》

※具体的な数値目標の設定はしていない。

5 従来の実施方法等

千葉地方法務局組織図及び業務フロー図





## 委託費の内訳

## I 点検等及び保守業務

## 1. 千葉地方合同庁舎

	平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
エレベータ設備保守点検業務	1,764,000円	672,000円	624,750円
空調設備保守点検業務	1,726,200円	1,522,500円	1,344,000円
消防設備保守点検業務	420,000円	414,750円	414,750円
自家用電気工作物保安全管理業務	331,380円	320,040円	293,580円
計	4,241,580円	2,929,290円	2,677,080円

※「エレベータ設備保守点検業務」については、平成22年度末にエレベータ設備改修工事を実施した結果、点検回数の減(月2回→月1回)及び入札メリットにより委託費が大幅に減少している。

## 2. 千葉地方務局管内庁舎(千葉地方合同庁舎を除く)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
エレベータ設備保守点検業務	8,697,150円	8,825,040円	8,566,740円
空調設備保守点検業務	7,134,960円	5,240,550円	7,101,150円
消防設備保守点検業務	945,000円	945,000円	840,000円
自家用電気工作物保安全管理業務	2,489,760円	2,087,400円	1,789,200円
計	19,266,870円	17,097,990円	18,297,090円

## II 清掃等業務

## 1. 千葉地方合同庁舎(専有部分を除く)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
庁舎清掃業務(日常清掃)	1,942,248円	1,756,440円	1,635,900円
庁舎清掃業務(定期清掃)	294,000円	283,500円	225,750円
環境衛生管理業務	984,690円	983,640円	983,640円
計	3,220,938円	3,023,580円	2,845,290円

## 2. 千葉地方務局管内庁舎(千葉地方合同庁舎専有部分を含む)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
庁舎清掃業務(日常清掃)	6,887,331円	6,972,449円	6,551,111円
庁舎清掃業務(定期清掃)	1,575,000円	1,312,500円	1,092,000円
計	8,462,331円	8,284,949円	7,643,111円

## III 警備等業務

## 1. 千葉地方合同庁舎

	平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
庁舎警備(機械警備)	592,200円	541,800円	541,800円
庁舎警備(施設・駐車場警備)	3,223,857円	2,994,209円	2,665,109円
計	3,816,057円	3,536,009円	3,206,909円

## 2. 千葉地方法務局管内庁舎(千葉地方合同庁舎を除く)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
庁舎警備(機械警備)	1,673,280円	1,673,280円	1,673,280円
庁舎警備(駐車場警備)	3,674,160円	3,247,335円	3,002,107円
計	5,347,440円	4,920,615円	4,675,387円

## IV 植栽管理業務

## 1. 千葉地方合同庁舎

	平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
植栽管理業務	672,000円	640,500円	640,500円
計	672,000円	640,500円	640,500円

## 2. 千葉地方法務局管内庁舎(千葉地方合同庁舎を除く)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
植栽管理業務	1,229,845円	1,709,841円	1,474,200円
計	1,229,845円	1,709,841円	1,474,200円

合計(I~IVの計)	46,257,061円	42,142,774円	41,459,567円
------------	-------------	-------------	-------------

## 管理・運營業務企画書

### 1. 企業の代表責任者及び本業務担当者

※入札参加グループの場合は、入札参加グループの一覧と代表企業、グループ企業の代表責任者及び本業務担当者

平成 年 月 日

殿

入札参加事業者 住所 郵便番号 ー

電話番号 ( ) ー

商号  
又は名称

氏名 ⑩

(法人にあつては、代表者氏名)

( 法定代理人 )  
( 氏名 ) ⑩

### 入札参加事業者等確認書

この書面の記載事項は、事実と相違ありません。

(留意事項)

- 1 この書面及び提出書類は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条各号に規定されている欠格事由該当性の審査に必要であり、この書面及び提出書類に記載されている個人情報については、欠格事由該当性の審査のため、必要な範囲において利用し又は警察庁等関係行政機関に対し提供します。
- 2 この書面とともに第8面の一覧表に示す書類の提出をお願いします。

## 1 入札参加事業者

個人・法人の別	<input type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 法人
---------	-----------------------------	-----------------------------

## ア 入札参加事業者が個人の場合

フリガナ	生年月日	本籍
氏名	(性別)	住所
フリガナ	事業活動の内容	
商号又は屋号		
	( )	

## イ 入札参加事業者が法人の場合

フリガナ	主たる事務所の所在地
商号又は名称	代表者の氏名
事業活動の内容	

(記載上の注意)

- 「個人・法人の別」は、該当するものに○印を付けて下さい。
- 「商号又は屋号」は商号登記をしているときはその商号を、商号登記していないときは屋号等の名称のうち1個を記載して下さい。

## 2 法定代理人

フリガナ	生年月日	本籍
氏名	(性別)	住所
	( )	
	( )	

(記載上の注意)

- 「法定代理人」は、
  - ①入札参加事業者（法人の場合は、当該法人の役員）
  - ②入札参加事業者の親会社等（法人の場合は、当該法人の役員）
 が、法第10条第6号に規定する「営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年」である場合に、当該未成年者の法定代理人を記載して下さい。
- 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第2面の次に添付して下さい。

## 3 役員等

フリガナ	生年月日(性別)	本籍
氏名	役職名又は名称	住所
	( )	
	( )	
	( )	
	( )	
	( )	
	( )	
	( )	
	( )	
	( )	
	( )	
	( )	

(記載上の注意)

- 1 入札参加事業者が法人の場合に記載して下さい。
- 2 「役員等」とは、役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役又はこれらに準ずる者）及び相談役、顧問等名称のいかんを問わず、役員と同等以上の支配力を有する者をいい、その全てを記載して下さい。
- 3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第3面の次に添付して下さい。

## 4 主要株主・主要出資者

発行済株式の総数		出資総額	
----------	--	------	--

## ア 主要株主・主要出資者が個人の場合

フリガナ	生年月日(性別)	本籍	
氏名		住所	
		所有株式数又は出資金額	割合
	( )		
	( )		
	( )		
	( )		
	( )		
	( )		





## 5 親会社等

## ア 施行令第3条第1項第1号に該当する場合

## ○個人の場合

フリガナ	生年月日(性別)	本籍		
氏名		住所		
		議決権の総数	所有する議決権の数	割合
	( )			

## ○法人の場合

フリガナ	フリガナ	主たる事務所の所在地		
商号又は名称	代表者氏名	議決権の総数	所有する議決権の数	割合

## イ 施行令第3条第1項第2号に該当する場合

フリガナ	フリガナ	主たる事務所の所在地
商号又は名称	代表者氏名	その役員に占める自己の役員等の割合

## ウ 施行令第3条第1項第3号に該当する場合

フリガナ	フリガナ	主たる事務所の所在地
商号又は名称	代表者氏名	その代表権を有する役員の地位を占める自己の役員等の氏名

## (記載上の注意)

- 1 「親会社等」には、入札参加事業者と次の関係(特定支配関係)にある者(施行令第3条第1項第1号から第3号まで)を記載して下さい。
  - ① その株主(株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。)又は総出資者の議決権の過半数を有していること(第1号)。
  - ② その役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。)に占める自己の役員又は職員(過去2年間に役員又は職員であった者を含む。以下同じ。)の割合が2分の1を超えていること(第2号)。
  - ③ その代表権を有する役員の地位を自己又はその役員若しくは職員が占めていること(第3号)。
- 2 親会社等に該当するものがある場合は、その該当する欄に記載して下さい。
- 3 その役員に占める自己の役員等の割合は、「入札参加事業者における自己の役員等の数/入札参加事業者の役員の数×100」とします。

6 親会社等の役員等

法人の商号又は名称			
フリガナ	生年月日(性別)	本	籍
氏名	役職名又は名称	住	所

法人の商号又は名称			
	( )		
	( )		
	( )		
	( )		
	( )		

法人の商号又は名称			
	( )		
	( )		
	( )		
	( )		
	( )		

(記載上の注意)

- 1 親会社等が法人の場合は、当該法人の役員等(第3面という「役員等」に同じ。)を全て記載して下さい。
- 2 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第7面の次に添付して下さい。

## 7 提出書類

この書面のほか、下表に示す提出書類のうち、該当するものを提出して下さい。なお、提出する書類については、チェック欄に○印を付けて下さい。

提出書類一覧表		チェック
<b>1 住民票の写し（外国人の場合は外国人登録原票の写し）※1【落札者決定後】</b>		
① 落札事業者（個人）		
② 落札事業者（個人）の法定代理人※2		
③ 落札事業者（法人）の役員		
④ 落札事業者（法人）の役員の法定代理人		
⑤ 落札事業者（法人）の役員と同等以上の支配力を有する者※3		
⑥ 落札事業者（法人）の親会社等※4（個人）		
⑦ 落札事業者（法人）の親会社等（個人）の法定代理人		
⑧ 落札事業者（法人）の親会社等（法人）の役員		
⑨ 落札事業者（法人）の親会社等（法人）の役員の法定代理人		
⑩ 落札事業者（法人）の親会社等（法人）の役員と同等以上の支配力を有する者		
<b>2 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※5</b>		
⑪ 入札参加事業者（法人）		
⑫ 入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）		
<b>3 戸籍抄本※6</b>		
⑬ 入札参加事業者（個人）		
⑭ 入札参加事業者（法人）の役員		
⑮ 入札参加事業者（法人）の親会社等（個人）		
⑯ 入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）の役員		
<b>4 未成年者登記簿の謄本※7</b>		
⑰ 入札参加事業者（個人）		
⑱ 入札参加事業者（法人）の役員		
⑲ 入札参加事業者（法人）の親会社等（個人）		
⑳ 入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）の役員		
<b>5 誓約書</b>		
㉑ 入札参加事業者（個人）		
㉒ 入札参加事業者（法人）		

※1 住民票の写しは、本籍地の記載のあるものとし、外国人登録原票の写しは、その者が外国人で外国人登録をしている場合に提出して下さい。また、いずれも発行後6ヶ月以内のものを提出して下さい。

※2 法定代理人とは、その者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合の当該未成年者の法定代理人をいいます。

※3 役員と同等以上の支配力を有する者とは、正規の役員ではないが、相談役、顧問等名称のいかんを問わず、役員と同等以上の支配力を有する者をいいます。

※4 親会社等とは、入札参加事業者と施行令第3条第1項各号のいずれかに該当する関係（特定支配関係）を有する者としてします。

※5 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）は、発行後6ヶ月以内のものを提出して下さい。

※6 戸籍抄本は、その者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合及びその者が未成年者で婚姻により成年に達したものとみなされている場合（民法第753条）に提出して下さい。

※7 未成年者登記簿の謄本は、その者が未成年者であって、営業に関し成年者と同一の行為能力を有する場合（婚姻により成年に達したものとみなされている場合は除く。）に提出して下さい。

**2-1. 業務毎の実施体制及び業務体制の管理方法**

※本実施要項(1.1)で示す業務毎に実施体制及び業務全体の管理方法等を記載すること。  
業務毎に実施する企業が異なる場合は、業務全体の管理方法に加え、業務毎の実施体制及び管理体制を記載すること。

【様式2-2】

2-2 各業務で必要とする資格及び質の確保に寄与する資格・経験の有無		資格・経験		該当/非該当	添付資料
業務名					
建築設備管理業務	①関係法令上、有資格者を当たらせる必要がある業務における、有資格者の配置の有無			該当/非該当	様式2-3
	②30,000㎡以上の年間業務経験の有無			該当/非該当	
	③6,600V以上の受変電設備の年間業務経験の有無			該当/非該当	
清掃業務	①関係法令上、有資格者を当たらせる必要がある業務における、有資格者の配置の有無			該当/非該当	様式2-3
	②窓ガラス清掃の実績の有無			該当/非該当	
	③1,700㎡以上の室内清掃面積の業務実績の有無			該当/非該当	
警備業務	①関係法令上、有資格者を当たらせる必要がある業務における、有資格者の配置の有無			該当/非該当	様式2-3
	②30,000㎡以上の延べ床面積の建物年間業務実績の有無			該当/非該当	
環境衛生管理業務	①関係法令上、有資格者を当たらせる必要がある業務における、有資格者の配置の有無			該当/非該当	様式2-3
植栽管理業務	①関係法令上、有資格者を当たらせる必要がある業務における、有資格者の配置の有無			該当/非該当	様式2-3

注1 経験や実績がある項目について、証明するものを添付すること。

注2 過去の実務経験及び実績については、3年以内のものに限る

※必要に応じて枠を追加すること

2-3. 必要な資格及び担当者名			
本実施要項（1.1）で示す業務ごとに、関係法令等により有資格者を業務に当たらせる必要がある場合は、必要とされる資格及び資格を有するものの氏名を記載すること。			
(1) 建築設備管理業務			
業務名	資格名	担当者名	資格内容
(2) 清掃業務			
業務名	資格名	担当者名	資格内容
(3) 庁舎警備業務			
業務名	資格名	担当者名	資格内容
(4) 環境衛生管理業務			
業務名	資格名	担当者名	資格内容
(5) 植栽管理業務			
業務名	資格名	担当者名	資格内容

注1 必要とされる資格の写しを添付すること。

※必要に応じて枠を追加すること

2-4. 業務実績				
本実施要項 (1.1) で示す業務ごとに過去3年間における同規模施設での業務実績を記載すること。				
(1) 建築設備管理業務				
業務名	発注者	受注者	時期 (期間)	業務内容 (内容・施設規模・請負金額等)
(2) 清掃業務				
業務名	発注者	受注者	時期 (期間)	業務内容 (内容・施設規模・請負金額等)
(3) 庁舎警備業務				
業務名	発注者	受注者	時期 (期間)	業務内容 (内容・施設規模・請負金額等)
(4) 環境衛生管理業務				
業務名	発注者	受注者	時期 (期間)	業務内容 (内容・施設規模・請負金額等)
(5) 植栽管理業務				
業務名	発注者	受注者	時期 (期間)	業務内容 (内容・施設規模・請負金額等)

※1 入札参加グループ及び事業協同組合が、本様式を作成する場合は、「受注者」欄に、本表に記載する実績を有する者を記載すること

※2 事業協同組合が、本様式を作成する場合は、本様式とともに組合員名簿(写し)を提出すること。

**3. 本業務実施の考え方**

※安定した業務を実施するための基本的な方針，業務全般において特に重視するポイント等を記載すること。



**4. 管理・運營業務に対する提案**

※以下の項目について、簡潔にまとめること。

1. 管理・運營業務に対する質の確保及びコスト削減についての考え方

2. 質の確保及びコスト削減に関する提案事項

※ 表の枠が不足する場合は適宜追加すること

5. 改善提案総括表			
仕様書に対し、改善提案を行う場合は、改善を行う業務の項目と提案の概略を整理すること。 なお、下記の改善提案のない業務項目については、当局が提示する最低水準として従来 の実施方法に基づいて業務を行うものとする。			
(1) 建築設備管理業務		提案の有無	有 無
業務項目	提案の概略		
※仕様書に定める項目を明記			
(2) 清掃業務		提案の有無	有 無
業務項目	提案の概略		
※仕様書に定める項目を明記			

(3) 庁舎警備業務		提案の有無	有	無
業務項目 ※仕様書に定める項目を明記	提案の概略			
(4) 環境衛生管理業務		提案の有無	有	無
業務項目 ※仕様書に定める項目を明記	提案の概略			

(5) 植栽管理業務		提案の有無	有	無
業務項目 ※仕様書に定める項目を明記	提案の概略			

**6. 各業務の仕様書に対する改善提案**

※提案を行う各業務の項目ごとに作成する。

(1) 改善提案を行う業務項目及び提案の概略

※様式5で記載した業務項目及び提案の概略を転記すること。

(2) 改善提案の趣旨

※改善提案の趣旨(質の向上, コスト削減等)を簡潔に記載すること。

(3) 改善提案の内容

※改善提案の内容を具体的かつ簡潔に記載すること。

(4) 最低水準の確保に対する説明

※当該改善提案を実行しても水準(各仕様書記載の内容)が確保されることを具体的かつ簡潔に説明すること。

**7. 緊急時の体制及び対応方法**

※緊急時(管理・運營業務の実施に当たり想定していたとおりの業務実施が困難になる未知の事故・事象が生じた場合)のバックアップ体制と対応方法を記載すること。

エレベーター設備保守点検業務仕様書

千葉地方法務局

## エレベーター保守点検業務仕様書

### 1 契約対象となる昇降機

所在場所，種類，台数及び製造元は別紙 1 - 1 及び別紙 1 - 2 とする。

### 2 委託期間 平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までとする。

### 3 業務概要

本業務は，別紙 1 - 1 の契約対象となる昇降機が常に正常かつ良好な運転状態を確保できるよう，点検・調整・修理・部品取替等の機能維持に必要な整備（いわゆるフルメンテナンス契約）を行うものとし，別紙 1 - 2 の契約対象となる昇降機は P O G 契約とする。

### 4 業務仕様

#### (1) 共通仕様

特記仕様に記載されていない事項は，国土交通省大臣官房営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」（平成 2 0 年版）による。

#### (2) 特記仕様

##### (2 - 1) 別紙 1 - 1 の契約対象となる昇降機

##### ア 保守業務時期

##### ① 定期点検

定期的に，教育訓練された技術員又は監督技術者を派遣して保守業務を行い，必要に応じて機器を構成する各部品の修理・取替を行うものとする。

##### ② 定期検査

年 1 回，昇降機検査資格者による検査を行うものとする。

##### ③ 臨時

エレベーターに故障等発生した場合には，その都度，速やかに技術員を派遣し，点検・調整・修理・部品取替等の必要な措置を講ずるものとする。

##### イ 点検範囲

定期点検項目及び内容は別紙 2 のとおりとする。

なお，本仕様書に定めのないものについては製造メーカーの定める標準的仕様書による。

##### (2 - 2) 別紙 1 - 2 の契約対象となる昇降機

##### ア 定期点検



リモートメンテナンスにより、点検診断（運転を含む）し、必要に応じ各部の調整、清掃及び注油を行うこととする。

イ 定期整備

エレベーターの稼働データを基に、周期的に機器の整備を行うこととする。

ウ 定期検査

年1回、昇降機検査資格者による検査を行うものとする。

エ 不具合対策

定期点検や整備等で異常や不具合又はその兆候が現れた場合、直ちに適切な処置をすることとする。

オ 点検範囲

定期点検項目及び内容は別紙2のとおりとする。

なお、本仕様書に定めのないものについては製造メーカーの定める標準的仕様書による。

(3) 機器製造者による点検

機器の製造者以外が点検を行った機器については、6月、9月、12月及び3月に、当該機器製造者（合併により機器製造者が存在しない場合は、継承者とする。）による点検を受けるものとする。

なお、点検に当たっては、作業報告書を機器製造者に提出した上で、点検内容の適正性の確認を受けるとともに、故障の発生を予防し良好な運転を維持するための目視による点検を受けるものとする。

また、機器製造者による点検及び、点検後の機器製造者による報告書作成等に要する費用は、受託者（以下「乙」という。）の負担とする。

5 その他一般事項

- ① 乙は、業務場所に技術員を派遣する場合には、あらかじめ施設管理担当者（以下「甲」という。）に連絡し、承諾を得ること。
- ② 業務に必要な工具及び各種機器並びに消耗品は乙の負担とする。
- ③ 作業中は、職員及び来客者の通行等に支障のないように留意すること。
- ④ 作業中は、火気に十分注意すること。
- ⑤ 作業中に施設、備品、工作物等を汚損・破損した場合には直ちに甲に届け出る。
- ⑥ 作業事故等が発生した場合は、事故等の大小を問わず、全て甲に報告すること。
- ⑦ 部品及び機器の修理・調整・取替に使用する材料は、メーカー純正品を使用し、メーカー仕様以外の改造は行わないこと。

⑧ 業務結果報告書等の提出

業務終了後は、速やかに業務結果報告書を作成し、対象施設監督職員に提出すること。

6 本仕様書に定めのない事項については、甲と緊密な連絡を取り、その指示に従うこと。

7 昇降機仕様

別紙 1 - 1 及び別紙 1 - 2 のとおりとする。

## エレベーター契約対象となる昇降機一覧（フルメンテナンス契約）

設置場所	製造業者	機種	付加装置	遠隔監視	遠隔点検	定期点検	その他
千葉地方合同庁舎 (No1)	オーチス製	ロープ式 (車椅子兼用)	地震時管制運転 火災時管制運転 自家発時管制運転 停電時救出運転	×	×	1か月1回	積載 900kg 乗用 13名 速度 105m/min 停止箇所 8箇所
千葉地方合同庁舎 (No2)	オーチス製	ロープ式	地震時管制運転 火災時管制運転 自家発時管制運転 停電時救出運転	×	×	1か月1回	積載 900kg 乗用 13名 速度 105m/min 停止箇所 8箇所
佐倉支局	東芝製	油圧式 (車椅子兼用)	地震時管制運転 火災時管制運転 停電時自動着床装置 オートアナウンス	○	×	1か月1回	積載 900kg 乗用 13名 速度 45m/min 停止箇所 2箇所
木更津支局	中央エレ ベーター工 業製	機械室レス ロープ式 (車椅子兼用)	地震時管制運転 火災時管制運転 停電時救出運転	×	×	1か月1回	積載 900kg 乗用 13名 速度 45m/min 停止箇所 3箇所
館山支局	オーチス製	ロープ式 (車椅子兼用)	地震時管制運転 火災時管制運転 停電時自動着床装置	○	×	1か月2回	積載 900kg 乗用 13名 速度 45m/min 停止箇所 2箇所
香取支局	東芝製	油圧式 (車椅子兼用)	地震時管制運転 火災時管制運転 停電時自動着床装置	○	○	3か月1回	積載 900kg 乗用 13名 速度 45m/min 停止箇所 2箇所
成田出張所	東芝製	ロープ式 (車椅子兼用)	地震時管制運転 火災時管制運転 停電時自動着床装置 オートアナウンス	○	○	3か月1回	積載 900kg 乗用 13名 速度 45m/min 停止箇所 2箇所
匝瑳支局	日本エレ ベーター製	マシンルーム レス油圧式 (車椅子兼用)	地震時管制運転(S波) 火災時管制運転 停電時救出運転	×	×	1か月1回	積載 900kg 乗用 13名 速度 45m/min 停止箇所 2箇所
船橋支局	中央エレ ベーター工 業製	ロープ式 (車椅子兼用)	地震時管制運転 (S波2段) 火災時管制運転 停電時自動着床装置	×	×	1か月1回	積載 900kg 乗用 13名 速度 45m/min 停止箇所 3箇所
市川支局	ダイコー製	マシンルーム レスロープ式 (車椅子兼用)	地震時管制運転 火災時管制運転 停電時救出運転	×	×	1か月1回	積載 900kg 乗用 13名 速度 45m/min 停止箇所 2箇所

## エレベーター契約対象となる昇降機一覧（POG契約）

設置場所	製造業者	機種	付加装置	遠隔監視	遠隔点検	定期点検	その他
柏支局	日立製	機械室レス ロープ式 (車椅子兼用)	地震時管制運転 火災時管制運転 自家発時管制運転 停電時救出運転	○	○	—	積載 900kg 乗用 13名 速度 4.5m/min 停止箇所 2箇所
茂原支局	日立製	機械室レス ロープ式 (車椅子兼用)	地震時管制運転 火災時管制運転 自家発時管制運転 停電時救出運転	○	○	—	積載 900kg 乗用 13名 速度 4.5m/min 停止箇所 2箇所
旧千葉西出張所	東芝製	ロープ式 (車椅子兼用)	地震時管制運転 火災時管制運転 停電時自動着床装置 オートアナウンス	○	○	—	積載 900kg 乗用 13名 速度 4.5m/min 停止箇所 2箇所

部位・装置		点検内容
運 転 状 態	戸開閉 状態	1 ドア開閉時の振動, 異音, 開閉動作の円滑さ 2 ドア開閉時の減速状態, 開閉時間, 戸開時間 3 戸閉め安全装置の反転動作, 反転時スリップ, シューの状態
	かご走 行状態	1 スタートショック 2 振動, 騒音 (摺動音, 衝突音, かご室共振音) 3 減速ショック, 減速中の振動 4 ストップショック, 着床誤差
	オペレ ーション	1 かご呼び・ホール呼び応答 2 各階停止運転機能
か ご 上 ご	か ご 上	1 無負荷上昇・無負荷下降かご速度 2 非常止め装置状態 3 整頓, 清掃 4 各SW機能 5 着床SWの通り芯, 動作位置, 清掃, コネクタ装着状態 6 ガイドシューギブの摩耗, 動き, 押し圧, グリスアップ取付けボルトの緩み 7 摩擦ダンパーの摩耗, 要すれば清掃, スプリング寸法, ボルトナットの緩み 8 セフティー取り付け状態, 要すれば清掃 9 巻上ロープヒッチ部のダブルナット, 割ピン, スプリング (変形, 折損, 寸法の不揃い) ソケット錆, 制振装置取付け 10 調速機ロープヒッチ部のヒンジピン, 割ピン, ソケット錆 11 ロードセル・リニアホーマー・ウェイト・操作子の取付け状態, スプリング寸法 12 ファンの保護網清掃, 防振ゴム 13 配線被覆の損傷・劣化, コネクタ装着状態, 端子台の汚れと劣化 14 照明グローブ内清掃 15 発錆の恐れのある箇所に給油 16 メインレールオイル給油機の油量確認
	か ご 戸	1 ドアロープ・チェーン・ベルトの摩耗, 破断, 通り芯, ベルト捻れテンション, 錆 2 ハンガーローラーの摩耗, エキセンローラーの隙間, 各ローラーの損傷 3 レールの清掃, 偏摩耗, 腐食 4 ドアSW動作位置寸法, 押し代, 接点汚れ, 荒れ, 摩耗 5 カミソリの取付け状態, 変形, 摩耗, カミソリとシルの隙間, 作動・固定カム 6 カムSWの接点荒れ, ビス緩み, 動作位置寸法

部位・装置		点 検 内 容
か	か ご 戸	7 ドアモーターのブラシ，コンミュテータ気吹き清掃，荒れ，摩耗 8 ドアリングの各部支点，ベアリンク，ボルトナット緩み 9 近接SWの汚れ，破損 10 ドア位置検出板のガタ，取付け状態，近隣SWとのクリアランス 近接SWとの隙間 11 かがシル溝の変形，シルスポンジ取り付け状態 12 ドアセフティーシューの取付け状態，配線保護スプリング，SW 取付け，動作位置寸法，下端ゴム取付け状態 13 減速機のバックラッシュ，ギヤー摩耗 14 ドアシュー摩耗，変形，ビス緩み 15 ドアコントロールユニットのエラー確認 16 配線被覆の損傷・劣化，コネクタ装着状態 17 減速機ギヤーにグリス塗布
	ご か ご 下	1 清掃，発錆状況（適時錆止め処理） 2 荷重検知SW取付け，SW機能 3 テールコード，コンベンチェーンのヒッチ部 4 ガイドシューギブの摩耗，動き，押し圧（スプリング寸法），グリス アップ，取付けボルト緩み 5 セフティーリングのボルトナット緩み，要すれば支点部給油 6 セフティー各部状態，要すれば清掃 7 ロードセル・リニアホーマー・ウェイト，操作子の取付け状態 8 配線被覆の損傷・劣化，コネクタ装着状態 9 巻上ロープヒッチのダブルナット，割ピン，スプリング（変形，折 損，寸法の不揃い），ソケット錆 10 スラックケーブルの取付け状態，もどり，スイッチ設定，リミッ トSW 11 ブランジャー連結部取付け状態
昇 降 路	巻 上 機	1 異常音，清掃 2 シーブ溝の摩耗，ヒビ割れ，欠損 3 配線被覆，端子被覆，端子緩み 4 軸受けのグリスアップ
	調 速 機	1 リミットSW・ロープつかみ動作速度 2 リミットSW機能，各部清掃，回転時異音 3 各部の発錆状態，ビン，リンク摺動部に給油 4 シーブ溝の摩耗，ヒビ割れ，欠損 5 軸受けグリスアップ 6 配線被覆，端子廻りの汚れ，コネクタ装着状態

部位・装置		点検内容
昇 降 路 用 品	ブ レ ー キ	1 動作状態, 異常音
		2 ライニングの隙間
		3 吸引・保持電圧
		4 スリップ距離, ロープスリップ
		5 スプリング長
	昇 降 路 用 品	1 各SW機能
		2 上部・下部リミットSW内部点検 (接点荒れ, ヘタリ), コネクタ装着状態
		3 レールの取付け状態 (クリップ緩み), 傷, 汚れ, 錆
		4 テールコードの損傷, 捻れ, 走行軌跡, 養生品
		5 巻上ロープの錆, テンション (スプリングばらつき)
		6 取付け状態, 直径, 摩耗, 発錆, キンク
		8 調速機ロープの直径, 摩耗, キンク, グリップ緩み, ガイドの取り付け状態
つ り 合 い お も り	9 セレクターテープの亀裂, ガイド取付け状態, 錆, 爪の欠損, 給油状態	
	10 コンベンチェーンの捻れ, 発錆, 芯ロープ破断, ネットの状態, 油の塗布状態	
	11 配線固定状態, 配線被覆の損傷・劣化, コネクタ装着状態・汚れ	
ビ ット	12 周壁の状態, 粗ごみ清掃	
	1 ガイドシューギブの摩耗, 変形, 取付けボルトナットの緩み	
	2 ロープヒッチのダブルナット, 割ピン, スプリング (変形, 折損, 寸法の不揃い) ソケット錆, 制振装置取付け	
	3 コンベンションヒッチのチェーンフック取付け状態	
出 入 口	4 テープヒッチのボルトナット緩み, テンション	
	5 ウェイト押さえの状態, ウェイト積載状態	
	6 カウンターレールオイル給油機の油量確認	
	1 巻上ロープのピットクリアランス	
制 御 盤	2 オイル緩衝機器作動状態, 油量	
	3 ピット清掃, レールオイルの廃油, レール終端部清掃	
	4 調速機テンショナーの取付け状態, 異常音, 摩耗	
	1 電源回路, 電動機主回路, 制御回路, ドア回路, 信号回路, 照明回路の絶縁抵抗	
	2 ブレーキ開放レバーの機能	
3 エラー表示, ファン異音		
4 制御盤扉の施錠, SW機能, 制御盤, 昇降路最上部照明の点灯状態		
5 電源, 操作, AVR, 荷重電圧		

部位・装置		点検内容
出入口	制御盤	6 リレー・コンタクター動作状態，接点荒れ，摩耗 7 階床データのデータセット 8 ヒューズ取付け状態，劣化 9 抵抗・コンデンサー・ダイオードの変色，劣化，ハンダ付け部劣化 10 配線被覆の損傷，固定状態，コネクタ装着状態，端子の緩みと抜け 端子台の汚れと劣化 11 基盤・ユニットの取付け，装着状態
	乗り場	1 ドアパネルのチリ，重なり代，吊り状態 2 ドアロープの摩耗，破断，錆，ヒッチ部増し締め 3 ハンガーローラーの摩耗，エキセンローラーの隙間，各ローラーの損傷 4 レールの清掃 5 クローザロープの摩耗，破断，リンクの状態，スプリングフック部の給油，ロープウェイト連結部の締め付け 6 インターロック機能 7 ロック装置のロック状態，関係寸法 8 ドアSW接点の摩耗，汚れ，荒れ，ワイプ量 9 係合ローラーの摩耗，損傷，回転，寸法 10 ドアシューの摩耗，変形，ビス締め付け 11 配線固定状態，配線被覆の損傷・劣化，コネクタ装着状態・汚れ 12 各連結部，発錆の恐れのある箇所給油
	乗り場	1 かが位置表示灯・押しボタンの点灯，破損，変形，汚れ，セリ，押し代 2 パーキングSWの接点状態 3 配線端子の状態，コネクタ装着状態 4 基盤・ユニットの外観汚れ，装着状態
かご室	かご室	1 無負荷上昇・無負荷下降かご速度 2 操作盤の取付け，破損，変形，各SW機能，SWボックス施錠 3 非常SW機能 4 かが位置表示・押しボタンの点灯，破損，変形，汚れ，セリ，押し代 5 停電灯の点灯 6 連絡装置の外部との通話テスト（警報ベル含む） 7 照明点灯状態，グローブ内清掃 8 基盤・ユニットの外観汚れ，装着状態 9 配線被覆の損傷・劣化・コネクタ装着状態 10 かがパネル汚れ，破損，変形，表示物汚れ・紛失



空調設備等保守点検業務仕様書

千葉地方法務局

# 空調設備等保守点検業務仕様書

## I. 業務概要

1 履行場所 別紙一覧表のとおり

2 履行期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日までとする。

## 3 業務内容

本業務は、別紙機器一覧の空調機器が常に正常かつ良好な運転状態を確保できるよう、点検・調整・確認を行うものとする。

(1) 吸収冷温水発生機の切替調整・フィルター洗浄及び交換、冷温水温度等の測定並びに各機器・設備（自動制御機器を含む）の切替及び運転状況の確認を行い、性能が十分発揮されるよう点検・調整を実施する。ただし、冷温水発生機にかかる保守についてはメーカーへ発注すること。

なお、(1) 冷温水発生機に係る年間保守（年4回）については、本契約締結後、速やかにメーカーへの発注書又はメンテナンス契約書の写しを提出すること。

(2) 冷房期間中、冷却塔のレジオネラ菌検査を1回実施すること。

## II. 共通仕様

特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書（平成20年度版）」（以下「共通仕様書」という。）による。

## III. 特記仕様

1 業務は、「危険物の規制に関する政令」及び「同規則」、「ガス事業法」、「液化石油ガス事業法」「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」並びに消防法に基づく各地方条例の定めるところにより実施する。

## 2 業務対象機器

別紙対象機器一覧のとおり

## 3 点検等について

### (1) 臨時点検

空調機器に故障等発生した場合には、その都度、速やかに技術者を派遣し、点検・調整等の必要な措置を講ずるものとする。なお、点検時に次のような状況が生じた場合、必要に応じ、保守その他の措置を講ずるものとする。

① 破損、損傷が軽微な場合は、補修する。

② ボルト等の緩み、バランス等にずれがある場合は、増す締め等をして調整する。

- ③ 汚れ、目詰まり等が著しい場合は、清掃する。
- ④ 絶縁抵抗等の適正值にないものは、調整又は、交換する。

(2) 保守消耗部品

次に掲げる消耗品は受託者（以下「乙」という。）の負担とする。

- ・ガス漏れ検査器用ガス・真空ポンプ用オイル・抽気ポンプ用オイル・ヒューズ・洗油・排ガス分析用テスト管・各種液状シール剤

(3) 保守除外項目

次に掲げる作業，部品等については本業務の対象外とする。

- ・保守点検に付随しない部品等交換作業
- ・各空調設備機器の整備及び修理作業
- ・補充用冷媒及び交換部品

(4) 一般事項

- ① 業務責任者は、業務場所に技術者を派遣する場合には、あらかじめ施設管理担当者（以下「甲」という。）に連絡し、承諾を得ること。
- ② 業務に必要な工具及び各種機器並びに消耗品は乙の負担とする。
- ③ 作業中は、職員及び来客者の通行等に支障のないように留意すること。
- ④ 作業中は、火気に十分注意すること。
- ⑤ 作業中に施設、備品、工作物等を汚損・破損した場合には直ちに甲に届け出ること。
- ⑥ 作業事故等が発生した場合は、事故等の大小を問わず、全て甲に報告すること。

(5) 点検及び検査報告書等の提出

業務終了後は、速やかに業務報告書を作成し、対象施設監督職員に提出すること。

空調設備機器及び保守点検一覧

別紙

※乙の行う定期保守は次のとおりとする。また、必要な都度、臨時点検等を行う。なお、定期保守、臨時点検等を行った都度、甲に報告者(写真付)を提出するものとする。

- (1) 冷房開始前の点検, 運転調整 年1回
- (2) 冷房期間中の点検, 調整 年1回
- (3) 暖房開始前の点検, 運転調整 年1回
- (4) 暖房期間中の点検, 調整 年1回

千葉地方合同庁舎

機器名	台数	製造者名	形式	実施項目	備考
冷温水発生機	1	矢崎総業製	CH-MZ180C	年間保守 年4回 (水系関係, 電気関係, 補機関係, 各部温度, 燃焼関係の点検を含む) ・暖冷切替点検 ・冷房オン点検 ・冷暖切替点検 ・暖房オン点検 ・チューブ洗浄	冷凍能力631kw 加熱能力412kw
冷却塔	1	荏原シワ製	SDW-U175ASSD	シーズンイン点検 年1回 ・オフシーズン時には, 機内の水抜きを実施すること ・冷却塔水槽内汚れ, 腐食の点検 ・水槽内部清掃 ・電気回路絶縁抵抗測定 ・冷却水管化学洗浄(レジオネラ菌対策)	屋上 冷却能力1170kw
膨張水槽	1				サイズ900×900×700H
冷却水ポンプ	1	テラルキョウトク製	SJ4-125X100GC522	年間保守 年1回 ・モーター及びポンプ異音確認 ・グランドバッキング点検調整 ・グランド廻りスケール落とし清掃 ・絶縁測定 ・運転電流測定	出力22kw
冷温水ポンプ	1	テラルキョウトク製	SJ4-125X100K511		出力11kw
	3	テラルキョウトク製	SJ4-80X65K55.5		出力5.5kw
空気調和機 (加湿器付)	2	ダイキン工業製	AHC-23EA	年間保守 年2回 ・モーター, ファン, コイル, フィルタの点検清掃 ・Vベルト伸張度の適否点検 ・グリスアップ	1F・4F
	1	ダイキン工業製	AHC-29EA		2F
	2	ダイキン工業製	AHC-17EA		5F・6F
	1	ダイキン工業製	AHC-19EA		7F
空気清浄装置	2	富士電機製	WLR-427HL-J	年間保守 年2回 ・外観点検 ・絶縁点検	フィルターユニット (B1・RF)
	6	富士電機製			電気集塵機 (1F・2F・4F~7F)
	1	富士電機製			(B1)
空冷ヒートポンプエアコン	1	松下電機製	CS-20AHD3	年間保守 年2回 ・モーター, ファン, コイル, フィルタの点検清掃 ・Vベルト伸張度の適否点検 ・グリスアップ	室外機・室内機 (B1)
ファンコイルユニット	49	松下電機製	BV-801RK1	年間保守 年1回 ・フィルター清掃 ・運転音確認 ・ドレンパン・コイルの汚れ, 水漏れ点検 ・腐食・損傷の確認 ・電気回路絶縁抵抗測定	
自動制御設備	1	山武製			自動制御装置
	1	山武製			中央監視装置SAVIC-EC

柏支局

機器名	台数	製造者名	形式	実施項目	備考
冷温水発生機 (RH-1)	1	三洋電機(株) 2011年製	SUW-V50L	年間保守 年4回 (水系関係, 電気関係, 補機関係, 各部温度, 燃焼関係の点検を含む) ・暖冷切替点検 ・冷房オン点検 ・冷暖切替点検 ・暖房オン点検 ・チューブ洗浄	1階機械室 冷凍能力176kw 加熱能力143kw
冷却塔 (CT-1)	1	荏原冷熱システム(株)	SDW-U50ASD	シーズンイン点検 年1回 ・オフシーズン時には, 機内の水抜きを実施すること ・冷却塔水槽内汚れ, 腐食の点検 ・水槽内部清掃 ・電気回路絶縁抵抗測定 ・冷却水管化学洗浄(レジオネラ菌対策)	屋上 冷却能力327kw, 冷却水量 85L/min
ユニット形空調和機 (ACU-1)	1	暖冷工業(株)	DHU-250FM-K	年間保守 年2回 ・モーター, ファン, コイル, フィルタの点検清掃 ・Vベルト伸張度の適否点検 ・グリスアップ	2階機械室 冷却能力95.3kw/加熱能力125.0kw 冷却能力74.4kw/加熱能力97.3kw
ユニット形空調和機 (ACU-2)	1	暖冷工業(株)	DHU-250FM-K		
空気清浄装置 (AF-1)	1	ウエットマスター(株)	WM-VHC	年間保守 年2回 ・外観点検 ・絶縁点検	2階機械室
空気清浄器 (AF-2)	1	ウエットマスター(株)	WM-VHC		
空冷式パッケージ型空調和機 (ACP-1)	1	ダイキン工業(株)	SZC50BAT	年間保守 2回 ・冷房シーズン前点検清掃 ・暖房シーズン前点検清掃 ・運転状態点検	VDT休憩室, 1階書庫 冷4.5kw/暖5.0kw 冷7.1kw/暖8.0kw 冷4.5kw/暖5.0kw
空冷式パッケージ型空調和機 (ACP-2)	1	ダイキン工業(株)	SZZM80BAT		
空冷式パッケージ型空調和機 (ACP-3)	1	ダイキン工業(株)	SZC50BAT		
マルチパッケージ型空調和機 (EHP-1)	1	ダイキン工業(株)	RXYP140B	年間保守 2回 ・冷房シーズン前点検清掃 ・暖房シーズン前点検清掃 ・運転状態点検	2階機械室 冷14.0kw/暖16.0kw 冷3.6kw/暖4.0kw 冷5.0kw/暖5.6kw
マルチパッケージ型空調和機 (EHP-1-1)	1	ダイキン工業(株)	FXYFP36MC		
マルチパッケージ型空調和機 (EHP-1-2)	1	ダイキン工業(株)	FXYFP56MC		
全熱交換ユニット (HEU-1)	1	パナソニック電工(株)	FY-250ZB7	年間保守 年2回 ・フェイリター清掃 ・運転音確認 ・腐食・損傷の有無点検	VDT休憩室, 男子休憩室, 女子休憩室
全熱交換ユニット (HEU-2)	1	パナソニック電工(株)	FY-150ZB7		
全熱交換ユニット (HEU-3)	1	パナソニック電工(株)	FY-150ZB7		
斜流送風機 (FE-1)	1	テラル(株)	ALF-No. 2-508S		
冷温水ポンプ (PCH-1)	1	テラル(株)	SJ4-65×50K53.7	年間保守 年1回 ・モーター及びポンプ異音確認 ・グランドバッキング点検調整 ・グランド廻りスケール落とし清掃 ・絶縁測定 ・運転電流測定	1階機械室
冷却水ポンプ (PCD-1)	1	テラル(株)	SJ4-80×65J511	年間保守 年1回 ・モーター及びポンプ異音確認 ・グランドバッキング点検調整 ・グランド廻りスケール落とし清掃 ・絶縁測定 ・運転電流測定	1階機械室

船橋支局

機器名	台数	製造者名	形式	実施項目	備考
冷温水発生機 (RH-1)	1	(株)日立製作所 1998年製	HAU-GH70V	年間保守 年4回 (水系関係, 電気関係, 補機関係, 各部温度, 燃焼関係の点検を含む) ・暖冷切替点検 ・冷房オン点検 ・冷暖切替点検 ・暖房オン点検 ・チューブ洗浄	冷185,000kcal/h 暖169,000kcal/h
冷却塔 (CT-1)	1	空研工業(株)	SKB-72PGR	シーズンイン点検 年1回 ・オフシーズン時には, 機内の水抜きを実施すること ・冷却塔水槽内汚れ, 腐食の点検 ・水槽内部清掃 ・電気回路絶縁抵抗測定	392,000kcl/h, 11901/min
ユニット形空調和機 (AC-1)	1	ダイキン工業(株)	AHC35EB	年間保守 年2回 ・モーター, ファン, コイル, フィルタの点検清掃 ・Vベルト伸張度の適否点検 ・グリスアップ	7.5kw, 5.5kw, 0.75kw
ユニット形空調和機 (AC-2)	1	ダイキン工業(株)	AHCV23EB		
ユニット形空調和機 (AC-3)	1	ダイキン工業(株)	AHC6EB		
空気清浄装置 (AFE-1)	1	日本エアフィルター(株)	H-E II #57-85	年間保守 年2回 ・外観点検 ・絶縁点検	
空気清浄器 (AFE-2)	1	日本エアフィルター(株)	H-E II #57-75		
空気清浄器 (AFE-3)	1	日本エアフィルター(株)	H-E II #25-55		
ファンコイルユニット	14	昭和鉄工(株)	CSR-CXT31V	年間保守 年2回 ・フィルター清掃 ・運転音確認 ・ドレンパン・コイルの汚れ, 水漏れ点検 ・腐食・損傷の確認 ・電気回路絶縁抵抗測定	天吊カセット形
ファンコイルユニット	6	昭和鉄工(株)	CSR-CXT62V		
ファンコイルユニット	2	昭和鉄工(株)	CSR-CXT31V		
冷温水ポンプ (PCH-1)	1	(株)川本製作所	32KNB325SO.4T	年間保守 年1回 ・モーター及びポンプ異音確認 ・グランドバッキング点検調整 ・グランド廻りスケール落とし清掃 ・絶縁測定 ・運転電流測定	7.5kw
冷却水ポンプ (PCD-1)	1	(株)川本製作所	TN-R405X3s-M1.5	年間保守 年1回 ・モーター及びポンプ異音確認 ・グランドバッキング点検調整 ・グランド廻りスケール落とし清掃 ・絶縁測定 ・運転電流測定	11kw

館山支局

機器名	台数	製造者名	形式	実施項目	備考
冷温水発生機 (RH-1)	1	(株)日立製作所 1998年製	HAU-GH50V	年間保守 年4回 (水系関係、電気関係、補機関係、各部温度、燃焼関係の点検を含) ・暖冷切替点検 ・冷房オン点検 ・冷暖切替点検 ・暖房オン点検 ・チューブ洗浄	機械室
冷却塔 (CT-1)	1	日立冷熱(株)	MT-8014LK	シーズンイン点検 年1回 ・オフシーズン時には、機内の水抜きを実施すること ・冷却塔水槽内汚れ、腐食の点検 ・水槽内部清掃 ・電気回路絶縁抵抗測定	屋上
ユニット型空調機	1	暖冷工業(株)	DHU-160	年間保守 年2回 ・モーター、ファン、コイル、フィルタの点検清掃 ・Vベルト伸張度の適否点検 ・グリスアップ	機械室
ユニット型空調機	1	暖冷工業(株)	DHU-130		
空気清浄器 (AFE-1)	1	日本エアフィルター(株)	H-E II #39-75	年間保守 年2回 ・外観点検 ・絶縁点検	機械室
空気清浄器 (AFE-2)	1	日本エアフィルター(株)	H-E II #33-75		
ルームエアコン (ACR-1)	1	ダイキン工業(株)	SHYGJ40KVR	年間保守 年2回 ・フィルター清掃 ・電気回路絶縁抵抗測定 ・運転前点検 ・運転点検	1階VDT休止室
ルームエアコン (ACR-2)	2	ダイキン工業(株)	SHYGJ40KVR		男子、女子休養室
ルームエアコン (ACR-3)	1	ダイキン工業(株)	SHYGJ50KVR		2階VDT休止室
ファンコイルユニット (FCU-2CK-2)	4	暖冷工業(株)	DCR-200PWG	年間保守 年2回 ・フィルター清掃 ・運転音確認 ・ドレンパン・コイルの汚れ、水漏れ点検 ・腐食・損傷の確認 ・電気回路絶縁抵抗測定	地図整備室、登記事務室
ファンコイルユニット (FCU-3CK-2)	2	暖冷工業(株)	DCR-300PWG		支局長室
ファンコイルユニット (FCU-3CID)	22	暖冷工業(株)	DCR-200CBH		総務事務室、会議室、人権相談室
全熱交換器 (FEX-1)	1	三菱電機(株)	LGH-35CST	年間保守 年2回 ・フェイルター清掃 ・運転音確認 ・腐食・損傷の有無点検	1階VDT休止室
全熱交換器 (FEX-2)	1	三菱電機(株)	LGH-25CST		女子休養室
全熱交換器 (FEX-3)	1	三菱電機(株)	LGH-35CST		男子休養室
全熱交換器 (FEX-4)	1	三菱電機(株)	LGH-50CST		コンピューター室
冷温水ポンプ (PCH-1)	1	(株)テラルキョクトウ	SJ4-65×50K53.7	年間保守 年1回 ・モーター及びポンプ異音確認 ・グラントパッキン点検調整 ・グラント廻りスケール落とし清掃 ・絶縁測定 ・運転電流測定	機械室
冷却水ポンプ (PCD-1)	1	(株)テラルキョクトウ	SJ4-80×65J57.5		機械室

市原出張所

機器名	台数	製造者名	形式	実施項目	備考
冷温水発生機	1	(株)日立製作所	HAU-G70V 2008年8月製造	年間保守 年4回 (水系関係、電気関係、補機関係、各部温度、燃焼関係の点検を含) ・暖冷切替点検 ・冷房オン点検 ・冷暖切替点検 ・暖房オン点検 ・チューブ洗浄	冷凍能力244kw 暖房能力244kw
冷却塔	1	(株)日立製作所	MT-100S1K	シーズンイン点検 年1回 ・オフシーズン時には、機内の水抜きを実施すること ・冷却塔水槽内汚れ、腐食の点検 ・水槽内部清掃 ・電気回路絶縁抵抗測定	冷凍能力455kw
冷温水ポンプ	1	(株)川本製作所	GEL-80×665M-4M5.5	年間保守 年1回 ・モーター及びポンプ異音確認 ・グラントパッキン点検調整 ・グラント廻りスケール落とし清掃 ・絶縁測定 ・運転電流測定	5.5kw
冷却水ポンプ	1	(株)川本製作所	GEL-80×665M-4M5.5		7.5kw
ユニット形空調機 (AC-1)	1	暖冷工業(株)	DHU-500VA	年間保守 年2回 ・モーター、ファン、コイル、フィルタの点検清掃 ・Vベルト伸張度の適否点検 ・グリスアップ	
空気清浄装置		日本エアフィルター(株)	H-E II #69-95	年間保守 年2回 ・外観点検 ・絶縁点検	
マルチパッケージ型空調機	1	(株)日立製作所	RCI-J56K1×2 (室内ユニット) RAS-J112HZ (室外ユニット)	年間保守 2回 ・冷房シーズン前点検清掃 ・暖房シーズン前点検清掃 ・運転状態点検	冷11.2kw/12.5kw 冷5.6kw/暖6.3kw
ファンコイルユニット (FCU-3)	11	暖冷工業(株)	DCR-300PW-F	年間保守 年2回 ・フィルター清掃 ・運転音確認 ・ドレンパン・コイルの汚れ、水漏れ点検 ・腐食・損傷の確認 ・電気回路絶縁抵抗測定	
ファンコイルユニット (FCU-4)	2	暖冷工業(株)	DCR-400PW-F		
ファンコイルユニット (FCU-8)	2	暖冷工業(株)	DCR-800PW-F		
ファンコイルユニット (FCU-4)	2	暖冷工業(株)	DCR-400FH		
熱交換気ユニット	2	松下精工(株)	FY-350ZB5	年間保守 年2回 ・フェイルター清掃 ・運転音確認 ・腐食・損傷の有無点検	
熱交換気ユニット	2	松下精工(株)	FY-250ZB5		

真金出張所

機器名	台数	製造者名	形式	実施項目	備考
吸収式冷温水発生機 (RH-1)	1	矢崎総業(株)	CH-KG30	年間保守 年4回 (水系関係、電気関係、補機関係、各部温度、燃焼関係の点検を含む) ・暖冷切替点検 ・冷房オン点検 ・冷暖切替点検 ・暖房オン点検	1階熱源機械室
冷却塔 (CT-1)	1	矢崎総業(株)	CT-K35LN(Z)	シーズンイン点検 年1回 ・オフシーズン時には、機内の水抜きを実施すること ・冷却塔水槽内汚れ、腐食の点検 ・水槽内部清掃 ・電気回路絶縁抵抗測定	
冷温水ポンプ (PCH-1)	1	佐原製作所製	65×50FS4J 53.7	年間保守 年1回 ・モーター及びポンプ異音確認 ・グラウンドバッキン点検調整 ・グラント廻りスケール落とし清掃 ・絶縁測定 ・運転電流測定	1階熱源機械室
冷温水ポンプ (PCD-1)	1	佐原製作所製	80×65FS4J 55.5		1階熱源機械室
空調機 (ACU-1)	1	木村工機(株)	DHU-400 DVU-130	年間保守 年2回 ・モーター、ファン、コイル、フィルタの点検清掃 ・Vベルト伸張度の適否点検 ・グリスアップ	1階事務室系統
コンパクト型空調機 (ACC-1)	1	木村工機(株)	DV-100CA		1階増築事務室系統
ファンコイルユニット (FCU-4)	4	矢崎総業(株)	KN-401	年間保守 年2回 ・フィルター清掃	事務室(増築部)
ファンコイルユニット (FCU-3)	4	矢崎総業(株)	KN-301	・運転音確認 ・ドレンパン・コイルの汚れ、水漏れ点検 ・腐食・損傷の確認 ・電気回路絶縁抵抗測定	事務室(南側)

瓦礫支局

機器名	台数	製造者名	形式	実施項目	備考
冷温水発生機	1	矢崎総業(株)	CH-V30H (灯油)	年間保守 年4回 (水系関係、電気関係、補機関係、各部温度、燃焼関係の点検を含む) ・暖冷切替点検 ・冷房オン点検 ・冷暖切替点検 ・暖房オン点検	冷90, 720Kcal/H 暖108, 860Kcal/H
冷却塔	1	日本スピンドル 1990年製造	CTA-50MLZ	シーズンイン点検 年1回 ・オフシーズン時には、機内の水抜きを実施すること ・冷却塔水槽内汚れ、腐食の点検 ・水槽内部清掃 ・電気回路絶縁抵抗測定	275ℓ/min
冷温水ポンプ	1	テラルキョウトウ(株)	SJ4-65×50K	年間保守 年1回 ・モーター及びポンプ異音確認 ・グラウンドバッキン点検調整 ・グラント廻りスケール落とし清掃 ・絶縁測定 ・運転電流測定	3.7kW
冷却水ポンプ	1	テラルキョウトウ(株)	LS-80×65B		3.7kW
ユニット形空調機	1	木村工機(株) 2002年製造	FCH-201ZK-C	年間保守 年2回 ・モーター、ファン、コイル、フィルタの点検清掃 ・Vベルト伸張度の適否点検 ・グリスアップ	冷却能力61.5/43.1kW 加熱能力38.5/35.0kW
ユニット形空調機	1	木村工機(株) 2002年製造	FCH-712K-C		冷却能力61.5/43.1kW 加熱能力38.5/35.0kW
ルームエアコン	2	三菱電機	MSZ-GXV25J-W	年間保守 2回 ・フィルター清掃	圧縮機 2.5kW

成田出張所

機器名	台数	製造者名	形式	実施項目	備考
吸収式冷温水発生機	1	(株)佐原製作所製	RAP-G004	年間保守 年4回 (水系関係、電気関係、補機関係、各部温度、燃焼関係の点検を含む) ・暖冷切替点検 ・冷房オン点検 ・冷暖切替点検 ・暖房オン点検 ・チューブ洗浄	
冷却塔 (CT-1)	1	(株)佐原シンワ	SBW-40ESS	シーズンイン点検 年1回 ・オフシーズン時には、機内の水抜きを実施すること ・冷却塔水槽内汚れ、腐食の点検 ・水槽内部清掃 ・電気回路絶縁抵抗測定	
冷温水ポンプ	1	(株)佐原製作所製	65MS- 53.7	年間保守 年1回 ・モーター及びポンプ異音確認 ・グラウンドバッキン点検調整 ・グラント廻りスケール落とし清掃 ・絶縁測定 ・運転電流測定	
冷却水ポンプ	1	(株)佐原製作所製	80MS- 55.5		
ユニット型空調機 (AC-1)	1	木村工機(株) 1994年製造	FCH-230K2-C	年間保守 年2回 ・モーター、ファン、コイル、フィルタの点検清掃 ・Vベルト伸張度の適否点検 ・グリスアップ	モーター:200V.23A・5.5kw・4P
空気清浄装置	1	東洋空調機(株)	NE-HB-220-ALT	年間保守 年2回 ・外観点検 ・絶縁点検	処理風量:13610m <sup>3</sup> /h, ろ材形式 FR-485,ろ材寸法1.6×20m巻
ファンコイルユニット	14	木村工機(株)	KCS-302GK	年間保守 年2回 ・フィルター清掃 ・運転音確認 ・ドレンパン・コイルの汚れ、水漏れ点検 ・腐食・損傷の確認 ・電気回路絶縁抵抗測定	
ファンコイルユニット	2	木村工機(株)	KCS-602GK		
ファンコイルユニット	1	木村工機(株)	KCS-402GK		
排風機 (ACP-1)	1		2-SRMM	年間保守 年2回 ・外観点検 ・異音・腐食等の点検 ・電気回路絶縁抵抗測定	機械室給気ファン
送風機 (ACP-2)	1		2-SRMM II		
ルームエアコン(室外機)	2		CU-BG40FC2	年間保守 年2回 ・フィルター清掃 ・電気回路絶縁抵抗測定 ・運転前点検 ・運転点検	2階男子・女子更衣室
ルームエアコン(室内機)	2		CS-BG40FC2		2階男子・女子更衣室・屋上
ルームエアコン(室外機)	1		RYPI12B		1F VDT室・地上
ルームエアコン(室内機)	1		FHYGP112B		1F VDT室

市川支局

機器名	台数	製造者名	形式	実施項目	備考
吸気式冷水発生機	1	矢崎総業㈱ 2002年製造	CH-M80H	年間保守 年4回 (水系関係、電気関係、補機関係、各部温度、燃焼関係の点検を含む) ・暖冷切替点検 ・冷房オン点検 ・冷暖切替点検 ・暖房オン点検 ・チューブ洗浄	274kw(冷凍) 336kw(加熱)
冷却塔 (CT-1)	1	(株)佳原シンワ	SBW-80ES	シーズンイン点検 年1回 ・オフシーズン時には、機内の水抜きを実施すること ・冷却塔水槽内汚れ、腐食の点検 ・水槽内部清掃 ・電気回路絶縁抵抗測定	冷却能力520kw
冷水ポンプ (PCH-1)	1	(株)テラルキョクトウ	SJ4-80X 65K55.5	年間保守 年1回 ・モーター及びポンプ異音確認 ・グランドバッキング点検調整 ・グランド廻りスケール落とし清掃 ・絶縁測定 ・運転電流測定	
冷却水ポンプ (PCD-1)	1	(株)テラルキョクトウ	SJ4-125X100J511		
加圧給水ポンプ (PU-1)	1	(株)テラルキョクトウ	R-SXLAT402-51.1D		
ユニット型空調機 (AC-1)	1	暖冷工業(株)	DHU-400	年間保守 年2回 ・モーター、ファン、コイル、フィルタの点検清掃	冷却能力132.4kw 加熱能力108.2kw
ユニット型空調機 (AC-2)	1	暖冷工業(株)	DVU-130		
コンパクト型空調機 (ACC-1)	1	暖冷工業(株)	DV-100CA	・Vベルト伸張度の適否点検 ・グリスアップ	冷却能力37.2kw 加熱能力23.3kw 冷却能力35.8kw 加熱能力31.9kw
ファンコイルユニット (FCU-2)	5	ダイキン工業(株)	FWHCK2BDR	年間保守 年2回 ・フィルター清掃 ・運転音確認 ・ドレンパン・コイルの汚れ、水漏れ点検 ・腐食・損傷の確認 ・電気回路絶縁抵抗測定	
ファンコイルユニット (FCU-4)	3	ダイキン工業(株)	FWHCK4BDR		
ファンコイルユニット (FCU-6)	1	ダイキン工業(株)	FWHCK6BDR		
ファンコイルユニット (FCU-6)	12	ダイキン工業(株)	FWPM6AR		
パッケージ型空調機 (室外機)	1	ダイキン工業(株)	FSXYP280	年間保守 2回 ・冷房シーズン前点検清掃 ・暖房シーズン前点検清掃 ・運転状態点検	ヒートポンプ
パッケージ型空調機 (室内機)	2	ダイキン工業(株)	RXYFP80L		
パッケージ型空調機 (室内機)	2	ダイキン工業(株)	FXYPF45L		
空気清浄機(電気集じん器) (AF-1)	1	日本エアー・フィルター(株)	H-E II #57-95	年間保守 年2回 ・外観点検 ・絶縁点検	
空気清浄機(電気集じん器) (AF-2)	1	日本エアー・フィルター(株)	H-E II #39-65		
全熱交換ユニット (HEU-2-1,2-2)	2	ダイキン工業(株)	VAM500FAHS	年間保守 年2回 ・フェイルトラップ ・運転音確認 ・腐食・損傷の有無点検	天井隠べい形 天井カセット形 天井隠べい形
全熱交換ユニット (HEU-2-3,2-4)	2	ダイキン工業(株)	VAC350FAS		
全熱交換ユニット (HEU-2-5)	1	ダイキン工業(株)	VAM250FAHS		

香取支局

機器名	台数	製造者名	形式	実施項目	備考
吸気式冷水発生機 (RHU-1)	1	矢崎総業㈱ 1999年製	CH-K50 (灯油焚)	年間保守 年4回 (水系関係、電気関係、補機関係、各部温度、燃焼関係の点検を含む) ・暖冷切替点検 ・冷房オン点検 ・冷暖切替点検 ・暖房オン点検	冷凍能力 176kw 加熱能力(最大)211kw
冷却塔 (CT-1)	1	矢崎総業㈱	CT-K50LS	シーズンイン点検 年1回 ・オフシーズン時には、機内の水抜きを実施すること ・冷却塔水槽内汚れ、腐食の点検 ・水槽内部清掃 ・電気回路絶縁抵抗測定	
冷水ポンプ	1	(株)テラルキョクトウ	SJ4-80X	年間保守 年1回 ・モーター及びポンプ異音確認 ・グランドバッキング点検調整 ・グランド廻りスケール落とし清掃 ・絶縁測定 ・運転電流測定	
冷却水ポンプ (PCD-1)	1	(株)テラルキョクトウ	SJ-65×50		
ユニット型空調機 (ACU-1,ACU-2)	1	(株)日立空調システム	AH-22HK AH-8HK	年間保守 年2回 ・モーター、ファン、コイル、フィルタの点検清掃 ・Vベルト伸張度の適否点検 ・グリスアップ	
空気清浄機 (ACU-1,ACU-2)	1	東洋空調和(株)	NE-HM-220CLT	年間保守 年2回 ・外観点検 ・絶縁点検	
	1		NE-HA-180CLT		
ファンコイルユニット	1	暖冷工業(株)	DCR-200PW	年間保守 年2回 ・フィルター清掃 ・運転音確認 ・ドレンパン・コイルの汚れ、水漏れ点検 ・腐食・損傷の確認 ・電気回路絶縁抵抗測定	
ファンコイルユニット	2	暖冷工業(株)	DCR-300PW		
ファンコイルユニット	4	暖冷工業(株)	DCR-400PW		
ファンコイルユニット	7	暖冷工業(株)	DCR-600PW		
ファンコイルユニット	8	暖冷工業(株)	DCR-300FR		
パッケージエアコン	2	三菱電機	PLH-J50PA9	年間保守 2回 ・冷房シーズン前点検清掃 ・暖房シーズン前点検清掃 ・運転状態点検	



消防設備保守点検業務仕様書

千葉地方法務局

# 消防設備保守点検業務仕様書

## I. 業務概要

- 1 履行場所 別紙1のとおり
- 2 履行期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日までとする。
- 3 業務仕様
  - (1) 本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書（平成20年版）」（以下「共通仕様書」という。）による。
  - (2) 本業務の履行に当たり知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。
  - (3) 本仕様書及び共通仕様書に定めのない事項については、施設管理担当者（以下「甲」という。）と協議する。

## II. 共通仕様

- 1 業務関係図書  
受託者（以下「乙」という。）は、業務実施に先立ち、業務計画書及び作業計画書を作成し、甲に提出すること。
- 2 業務の記録及び報告  
報告書は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務報告書作成の手引き（平成20年版）」に準じて作成し、対象施設監督職員に1部提出すること。

## III. 特記仕様

- 1 業務対象  
別紙2のとおり
- 2 その他
  - ア 上記設備の保守・点検業務及び運転に関して、部品等の交換の必要性が生じた際は、遅滞なく、甲に報告すること。
  - イ 消防施設工事の建設業許可を受けていること。

## 履行場所

庁名	住所	電話番号
千葉地方合同庁舎	千葉市中央区中央港1-11-3	043-302-1312
佐倉支局	佐倉市表町1-20-11	043-484-1222
茂原支局	茂原市高師台1-5-3	0475-24-2188
柏支局	柏市柏6-10-25	04-7167-3309
木更津支局	木更津市東中央3-1-7	0438-22-2531
館山支局	館山市北条2169-1	0470-22-0620
匝瑳支局	匝瑳市八日市場ハ678-3	0479-72-0334
香取支局	香取市佐原口2122-40	0478-52-3391
船橋支局	船橋市海神町2-284-1	047-431-3681
市川支局	市川市大野町4-2156-1	047-339-7701
旧千葉西出張所	千葉市花見川区武石町1-520-3	連絡先(本局会計課) 043-302-1326
市原出張所	市原市八幡2384-56	0436-41-3241
東金出張所	東金市堀上334-12	0475-52-2402
成田出張所	成田市郷部1322	0476-23-2313
いすみ出張所	いすみ市大原7400-55	0470-62-2283

## 千葉地方法務局消防設備保守業務消防設備点検項目

庁名	消防設備点検項目	機器名	数量	単位	
千葉地方合同 庁舎	自動火災報知設備点検	受信機P-1級 30回線	1	台	
		副受信機	1	台	
		熱感知器 差動式(スポット型)	10	個	
		熱感知器 定温式(スポット型)	18	個	
		煙感知器 イオン化式, 光電式(スポット型)	209	個	
		発信機 P-1級	16	個	
		表示灯	16	個	
		電鈴	18	個	
		消火栓起動連動装置	1	台	
		常用電源	1	式	
		配線点検 絶縁測定	1	式	
		防火防排煙設備点検	連動制御盤 連動操作盤 40回線	1	台
			煙感知器	24	個
	熱感知器		1	個	
	シャッター 電動式		3	台	
	防火扉 非常扉		16	台	
	防火ダンパー		29	台	
	防煙たれ壁		8	台	
	常用電源		1	式	
	配線点検 絶縁測定		1	式	
	消火器維持点検		粉末消火器 点検	33	本
		二酸化炭素消火器 点検	1	本	
	誘導灯及び誘導標識点検	誘導標識	49	個	
		配線点検	1	式	
	屋内消火栓設備点検	加圧送水装置 ポンプ, モーター	1	式	
		消火栓 屋内	16	台	
		ホース 40A×15m	32	本	
		ポンプ操作盤	1	台	
		表示灯	16	個	
		呼水装置	1	式	
		常用電源	1	式	
		配線点検 絶縁測定	1	式	
		放水試験費	1	式	
	ガス漏れ火災報知設備点検	受信機GP型 10回線	1	台	
		探知機 一般型	10	台	
		総合動作試験	1	式	
		常用電源	1	式	
		予備電源	1	式	
	連結送水管設備点検	配線点検	1	式	
		送水口	1	式	
		放水用器具格納箱等	1	式	
	排煙設備点検	配管等	1	式	
		排煙口	2	台	
手動装置		2	台		
	排煙機	1	台		

## 平成23年度千葉地方法務局消防設備保守業務消防設備点検項目

庁名	消防設備点検項目	機器名	数量	単位
佐倉支局	自動火災報知設備点検	受信機P-1級 10回線	1	台
		熱感知器 差動式(スポット型)	33	個
		熱感知器 定温式(スポット型)	6	個
		煙感知器 イオン化式, 光電式(スポット型)	14	個
		発信機 P-1, P-2級	3	個
		表示灯	3	個
		電鈴	4	個
		常用電源 交流電源	1	式
		配線点検 絶縁点検	1	式
		連動制御盤 連動操作盤 10回線	1	台
	防火防排煙設備点検	煙感知器	7	個
		熱感知器	1	個
		シャッター 手動式	6	台
		音響装置	5	個
		垂れ壁	3	台
		蓄電池 予備点検	1	台
		配線点検費 絶縁測定	1	式
		誘導灯及び誘導標識点検	誘導標識	2
	消火器維持点検	粉末消火器 小型 外観点検	8	本
		粉末消火器 小型 機能点検	1	本
		強化液消火器	3	本
	ガス漏れ火災報知設備点検	受信機 GP型 5回線	1	台
		検知器 一般型	2	個
総合作動試験		1	式	
常用電源		1	式	
予備電源		1	式	
配線点検費		1	式	
無停電電源装置		1	式	
避難設備点検	吊り下げはしご 2階用	1	式	
茂原支局	自動火災報知設備点検	受信機P-1級 10回線	1	台
		熱感知器 差動式(スポット型)	48	個
		熱感知器 定温式(スポット型)	12	個
		煙感知器 イオン化式, 光電式(スポット型)	7	個
		発信機 P-1, P-2級	4	個
		表示灯	4	個
		電鈴	4	個
		常用電源 交流電源	1	式
		配線点検 絶縁点検	1	式
		連動制御盤 連動操作盤 10回線	1	台
	防火防排煙設備	煙感知器	2	個
		防火扉 非常扉	4	台
		蓄電池 予備電源	1	台
		配線点検 絶縁点検	1	式
		配線点検 絶縁点検	1	式
	消火器維持点検	粉末消火器 小型 外観点検	11	本
		粉末消火器 小型 機能点検	2	本
	ガス漏れ火災警報設備	受信機GP型 10回線	1	台
		検知器 一般型	2	台
		総合作動試験	1	式
		常用電源	1	式
		予備電源	1	式
		無停電電源装置	1	式
配線点検費		1	式	

庁名	消防設備点検項目	機器名	数量	単位
柏支局	自動火災報知設備点検	受信機P-1級 10回線	1	台
		熱感知器 差動式(スポット型)	30	個
		熱感知器 定温式(スポット型)	6	個
		煙感知器 イオン化式, 光電式(スポット型)	13	個
		発信機 P-1, P-2級	2	個
		表示灯	2	個
		電鈴	4	個
		常用電源 交流電源	1	式
		配線点検 絶縁点検	1	式
	防火防排煙設備点検	連動制御盤 連動操作盤 1回線	1	台
		煙感知器	2	個
		シャッター 電動式	2	台
		蓄電池 予備電源	1	台
		配線点検費 絶縁点検	1	台
		粉末消火器 小型 外観点検	13	本
	消火器維持点検	粉末消火器 小型 機能点検	2	本
		二酸化炭素・ハロン消火器	1	本

木更津支局	自動火災報知設備点検	受信機P-1級 10回線	1	台
		熱感知器 差動式(スポット型)	36	個
		熱感知器 定温式(スポット型)	8	個
		煙感知器 イオン化式, 光電式(スポット型)	25	個
		発信機 P-1, P-2級	5	個
		表示灯	5	個
		電鈴	6	個
		消火栓起動連動装置	1	台
		常用電源 交流電源	1	式
	配線点検 絶縁測定	1	式	
	防火防排煙設備点検	連動制御盤 連動操作盤 5回線	1	台
		煙感知器	9	個
		シャッター 電動式	1	台
		防火扉 非常扉	5	台
		音響装置	1	個
		蓄電池 予備電源	1	台
		配線点検 絶縁測定	1	式
	消火器維持点検	粉末消火器 小型 外観点検	17	本
		粉末消火器 小型 機能点検	2	本
	誘導灯及び誘導標識点検	誘導標識	13	個
		配線点検	1	式
	自家発電設備点検	ディーゼルエンジン50KVA	1	台
		作動試験 50KVA	1	式
		配線点検費 (絶縁測定)50KVA	1	式
	屋内・外消火栓設備点検	加圧送水装置 ポンプ, モーター	1	台
		消火栓 屋内	5	台
		ポンプ操作盤	1	台
ポンプ表示盤		1	台	
手動起動スイッチ		5	個	
表示灯		5	個	
呼水装置		1	式	
常用電源		1	式	
配線点検 絶縁測定		1	式	
放水試験費		1	式	

庁名	消防設備点検項目	機器名	数量	単位
館山支局	自動火災報知設備点検	R型受信機	1	台
		熱アナログ式感知器	35	個
		煙アナログ式感知器	25	個
		発信機 P-1, P-2級	4	個
		表示灯	4	個
		電鈴	4	個
		消火栓起動連動装置	1	台
		常用電源 交流電源	1	式
		配線点検 絶縁測定	1	式
	消火器維持点検	粉末消火器 小型 外観点検	14	本
		粉末消火器 小型 機能点検	2	本
		二酸化炭素・ハロン消火器	1	本
	防火防排煙設備点検	連動制御盤 連動操作盤 1回線	1	台
		煙感知器	2	個
		熱感知器	1	個
		防火扉 非常扉	2	台
		蓄電池 予備電源	1	台
誘導灯及び誘導標識点検	配線点検費 絶縁測定	1	式	
	誘導標識	8	個	

匝瑳支局	自動火災報知設備点検	受信機P-1級 10回線	1	台
		熱感知器 差動式(スポット型)	39	個
		熱感知器 定温式(スポット型)	10	個
		煙感知器 イオン化式, 光電式(スポット型)	9	個
		発信機 P-1, P-2級	2	個
		表示灯	2	個
		電鈴	2	個
		常用電源 交流電源	1	式
		配線点検 絶縁測定	1	式
	誘導灯及び誘導標識点検	誘導標識	10	個
	防火防排煙設備点検	連動制御盤 連動操作盤 3回線	1	台
		煙感知器	11	個
		シャッター電動式	7	台
		防火扉 非常扉	6	台
		音響装置	7	個
	消火器維持点検	蓄電池 予備電源	1	台
		配線点検 絶縁測定	1	式
粉末消火器 小型 外観点検		21	本	
ガス漏れ火災警報設備点検	粉末消火器 小型 機能点検	3	本	
	二酸化炭素・ハロン消火器	1	本	
	受信機GP型 10回線	1	台	
	検知器 一般型	2	台	
	総合作動試験	1	式	
	常用電源	1	式	
	予備電源	1	式	
無停電電源装置	1	式		
配線点検	1	式		

香取支局	自動火災報知設備点検	受信機P-1級 10回線	1	台
		熱感知器 差動式(スポット型)	36	個
		熱感知器 定温式(スポット型)	18	個
		煙感知器 イオン化式, 光電式(スポット型)	10	個
		発信機 P-1, P-2級	3	個
		表示灯	3	個
		電鈴	4	個
		常用電源 交流電源	1	式
		配線点検 絶縁測定	1	式
	誘導灯及び誘導標識点検	誘導標識	2	個
	消火器維持点検	粉末消火器 小型 外観点検	22	本
		粉末消火器 小型 機能点検	3	本
	ガス漏れ火災報知設備点検	検知器一般型	2	個
総合作動試験		1	個	

庁名	消防設備点検項目	機器名	数量	単位
船橋支局	自動火災報知設備点検	受信機P-1級 20回線	1	台
		熱感知器 差動式(スポット型)	11	個
		熱感知器 定温式(スポット型)	10	個
		煙感知器 イオン化式, 光電式(スポット型)	59	個
		発信機 P-1, P-2級	6	個
		表示灯	6	個
		電鈴	6	個
		常用電源 交流電源	1	式
		配線点検 絶縁測定	1	式
		防火防排煙設備点検	連動制御盤 連動操作盤 15回線	1
	煙感知器		6	個
	シャッター電動式		3	台
	防火扉 非常扉		3	台
	防排煙ダンパー 自動解錠 リミット付		10	台
	蓄電池 予備電源		1	式
	配線点検 絶縁測定		1	式
	誘導灯及び誘導標識点検		誘導灯	20
		配線点検(電源装置)	1	式
	消火器維持点検	粉末消火器 小型 外観点検	24	本
		粉末消火器 小型 機能点検	3	本
		二酸化炭素・ハロン消火器	1	本
	ガス漏れ火災報知設備点検	受信機GP型 5回線	1	台
		検知器 一般型	3	個
		総合作動試験	1	式
		常用電源	1	式
		予備電源	1	式
無停電電源装置		1	式	
配線点検		1	式	

市川支局	自動火災報知設備点検	受信機P-1級 10回線	1	台
		熱感知器 差動式(スポット型)	29	個
		熱感知器 定温式(スポット型)	9	個
		煙感知器 イオン化式, 光電式(スポット型)	30	個
		発信機 P-1, P-2級	4	個
		表示灯	4	個
		電鈴	4	個
		常用電源 交流電源	1	式
		配線点検 絶縁測定	1	式
		防火防排煙設備点検	連動制御盤 連動操作盤 10回線	1
	煙感知器		9	個
	防火扉 非常扉		5	台
	垂れ壁		10	台
	蓄電池 予備電源		1	式
	配線点検 絶縁測定		1	式
	誘導灯及び誘導標識点検		誘導標識	2
		受信機GP型 10回線	1	台
	ガス漏れ火災報知設備点検	検知器 一般型	1	台
		同時作動試験	1	式
		検知区域警報試験	1	式
		総合作動試験	1	式
		常用電源	1	式
		予備電源	1	式
		無停電電源装置	1	式
		配線点検費	1	式
	消火器維持点検	粉末消火器 小型 外観点検	13	本
粉末消火器 小型 機能点検		2	本	
二酸化炭素・ハロン消火器		1	本	



庁名	消防設備点検項目	機器名	数量	単位
千葉西出張所	自動火災報知設備点検	受信機P-1級 10回線	1	台
		熱感知器 差動式(スポット型)	51	個
		熱感知器 定温式(スポット型)	5	個
		煙感知器 イオン化式, 光電式(スポット型)	5	個
		発信機 P-1, P-2級	2	個
		表示灯	2	個
		電鈴	2	個
		常用電源 交流電源	1	式
		配線点検 絶縁測定	1	式
		連動制御盤 連動操作盤 1回線	1	台
	防火防排煙設備点検	煙感知器	2	個
		垂れ壁	3	台
		蓄電池 予備電源	1	台
		配線点検 絶縁測定	1	式
		避難設備点検	はしご 2階 ロープ又は金属	1
	消火器維持点検	粉末消火器 小型 外観点検	20	本
		粉末消火器 小型 機能点検	2	本
		二酸化炭素・ハロン消火器	1	本
	ガス漏れ火災警報設備点検	受信機GP型 5回線	1	台
		検知器 一般型	2	台
総合作動試験		1	式	
常用電源		1	式	
予備電源		1	式	
無停電電源装置		1	式	
配線点検		1	式	

庁名	消防設備点検項目	機器名	数量	単位
東金出張所	防火防排煙設備点検	連動制御盤 連動操作盤 1回線	1	台
		煙感知器	4	個
		防火扉 非常扉	6	台
		蓄電池 予備電源	1	台
		配線点検 絶縁測定	1	式
	消火器維持点検	粉末消火器 小型 外観点検	7	本
		粉末消火器 小型 機能点検	1	本

市原出張所	自動火災報知設備点検	受信機P-1級 10回線	1	台
		熱感知器 差動式(スポット型)	42	個
		熱感知器 定温式(スポット型)	10	個
		煙感知器 イオン化式, 光電式(スポット型)	6	個
		発信機 P-1, P-2級	4	個
		表示灯	4	個
		電鈴	5	個
		常用電源 交流電源	1	式
		配線点検 絶縁測定	1	式
		連動制御盤 連動操作盤 10回線	1	個
	防火防排煙設備点検	防排煙ダンパー 自動解錠 リミット付	2	個
		蓄電池 予備電源	1	式
		配線点検 絶縁測定	1	式
		粉末消火器 小型 外観点検	9	本
		粉末消火器 小型 機能点検	1	本
	ガス漏れ火災警報設備点検	二酸化炭素・ハロン消火器	1	本
		受信機GP型 10回線	1	台
		検知器 一般型	5	台
		ガス漏れ表示灯	1	個
		総合作動試験	1	式
常用電源		1	式	
予備電源		1	式	
無停電電源装置		1	式	
配線点検		1	式	

成田出張所	自動火災報知設備点検	受信機P-1級 5回線	1	台
		熱感知器 差動式(スポット型)	41	個
		熱感知器 定温式(スポット型)	4	個
		煙感知器 イオン化式, 光電式(スポット型)	5	個
		発信機 P-1, P-2級	2	個
		表示灯	2	個
		電鈴	3	個
		常用電源 交流電源	1	式
		配線点検 絶縁測定	1	式
		連動制御盤 連動操作盤 3回線	1	台
	防火防排煙設備点検	煙感知器	4	個
		垂れ壁	4	台
		蓄電池 予備電源	1	式
		配線点検 絶縁測定	1	式
		消火器維持点検	粉末消火器 小型 外観点検	10
	粉末消火器 小型 機能点検		1	本
	二酸化炭素・ハロン消火器	1	本	

庁名	消防設備点検項目	機器名	数量	単位	
いすみ出張所	自動火災報知設備点検	受信機P-1級 5回線	1	台	
		熱感知器 定温式(スポット型)	2	個	
		煙感知器 イオン化式, 光電式(スポット型)	7	個	
		発信機 P-1, P-2級	2	個	
		表示灯	2	個	
		電鈴	2	個	
		常用電源 交流電源	1	式	
		配線点検 絶縁測定	1	式	
		消火器維持点検	粉末消火器 小型 外観点検	8	本
			粉末消火器 小型 機能点検	1	本

自家用電気工作物保安管理業務仕様書

千葉地方法務局

# 自家用電気工作物保安管理業務仕様書

- 1 業務委託庁舎名及び場所  
別表1のとおり
- 2 委託期間  
平成25年4月1日から平成28年3月31日までとする。
- 3 設備概要  
別表1のとおり
- 4 業務内容
  - (1) 上記自家用電気工作物の保安に関する業務のうち、下記に定める業務を行う。なお、点検・測定の対象工作物と点検箇所及び点検、測定及び試験の基準については別表2-1、2-2のとおり。
    - ア 電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがある場合は、とるべき措置について施設管理担当者（以下「甲」という。）に報告すること。
    - イ 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲若しくは電力会社等から通知を受けたときは、事故原因を探し、応急措置を助言し、再発防止につきてるべき措置について報告するとともに、必要に応じて電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続を行うこと。
    - ウ 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。
    - エ 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類並びに図面について、その作成及び手続を行うこと。
    - オ 自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じてとるべき措置について甲に報告すること。
    - カ 自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、甲の通知を受けて、工事中の点検を行い、必要に応じてそのとるべき措置について甲に報告すること。
    - キ 絶縁監視装置を設置した対象施設にあっては、絶縁監視装置からの警報を受託者（以下「乙」という。）が受けた場合、乙は連絡責任者に連絡し、当該電気工作物の状態を確かめるとともに、必要に応じ保安業務従事者が点検を行う等適切に対処すること。
    - ク デマンド監視装置を設置した対象施設にあっては、必要に応じ甲の指定する目標電力値の設定を行うこと。
  - (2) 上記点検及び試験の内容は、別紙1「点検、測定及び試験等の基準等」及び各事業場保安規程によるものとする。
  - (3) 点検の頻度は、次のとおりとする。
    - ア 月次点検：毎月1回実施（ただし、別紙2『「経済産業省告示に基づく需要設備の設備条件と点検頻度」（3）』の条件を満たすものについては、隔月1回とすることができる。）

- イ 年次点検：毎年1回実施（ただし、月次点検を含む）
- (4) 主任技術者の交替等に伴う関係官庁への手続については、乙において遺漏のないように行うこと。
- 5 応札者の条件
  - (1) 本委託業務の安全性及び守秘義務
    - ア 本委託業務と同様な委託実績を有すること。
    - イ 本委託業務の安全性及び守秘義務を確保することができる組織体制等を有すること。
  - (2) 継続的かつ安定的な委託
    - ア 本委託を適正かつ円滑に遂行するために十分な業務従事者の体制を構築、維持すること。
    - イ 乙は、委託期間終了の日までに、次期受託者に対して、本仕様書に記載する業務に関する引継ぎ（過去のデータの引渡しを含む）を行うこと。
- 6 契約相手方の要件
  - 平成15年経済産業省告示第249号（電気事業法施行規則第52条の2の委託契約の相手方の要件等）の規定を満たしていることを要件とする。
- 7 その他留意事項
  - (1) 絶縁監視装置の設置及び撤去
    - 乙は甲の申出により、低圧電路の絶縁状態を常時監視し、自動的に通報する「絶縁監視装置」を乙の負担により設置すること。
    - また、契約の変更、解除、消滅等により保安全管理業務の対象とならなくなった場合は、乙の負担により撤去すること。
  - (2) 出動体制
    - 乙は甲及び電力会社等から異常発生連絡後、2時間以内に対応可能な出動体制を構築すること。

別表1

事業場名	所在地	需要設備		小出力発電設備		デマンド監視装置
		設備容量 (KVA)	受電電圧 (V)	定格容量 (KVA)	定格電圧 (V)	
1 千葉地方合同庁舎	千葉市中央区中央港1丁目11番3号	425	6,600	120(KW)	210	三菱製 DM-80CS
2 佐倉支局	佐倉市表町1丁目20番地11	200	6,600			三菱製 DM-80CS
3 茂原支局	茂原市高師台1丁目5番地3	150	6,600			大崎製スーパー マックス12
4 柏支局	柏市柏6丁目10番25号	200	6,600	5	200	太陽光発電
5 木更津支局	木更津市東中央3丁目1番7号	250	6,600			大崎 スーパー マックス12
6 館山支局	館山市北条2169番地1	180	6,600			三菱製 DM-80CS
7 匝瑳支局	匝瑳市八日市場ハ678番地3	105	6,600			
8 香取支局	香取市佐原ロ2122番地40	245	6,600			三菱製 DM-80CS
9 船橋支局	船橋市海神町2丁目284番地1	250	6,600			三菱製 DM-300
10 市川支局	市川市大野町4丁目2156番地1	250	6,600			三菱製 DM -100CP
11 旧千葉西出張所	千葉市花見川区武石町1丁目520番地3	150	6,600			
12 市原出張所	市原市八幡2384番地56	200	6,600	5	105	太陽光発電
13 東金出張所	東金市堀上334番地12	155	6,600			
14 成田出張所	成田市郷部1322番地	130	6,600			
15 いすみ出張所	いすみ市大原7400番地55	125	6,600			

## 1. 点検・測定の対象工作物と点検箇所

項目 対象		月次点検			年次点検			精密点検		
		No.	周期	点検箇所、ねらい	No.	周期	点検箇所、ねらい	No.	周期	点検箇所、ねらい
引込設備	区分開閉器	1	1ヶ月	異音、異臭、損傷、汚損等の有無、他物との離隔距離の適否	1	1年	左記の点検測定項目に加え、「2. 点検、測定及び試験の基準」による。	1		「2. 点検、測定及び試験の基準」による。
		2	1ヶ月	器具取付状態及び接続部の状態、過熱の有無						
		3	1ヶ月	接地線等の保安装置の取付状態						
		4	1ヶ月	整定値、操作電源及び正常動作の確認						
引込線、支持物及びケーブル等		1	1ヶ月	異音、異臭、損傷、汚損等の有無、他物との離隔距離及び電線のたるみの適否	1	1年	左記の点検測定項目に加え、「2. 点検、測定及び試験の基準」による。	1		「2. 点検、測定及び試験の基準」による。
		2	1ヶ月	器具及び接続部の状態、過熱の有無						
		3	1ヶ月	接地線等の保安装置の取付状態						
		4	1ヶ月	標識、保護柵及び保護管等の状態						
受配電	断路器	1	1ヶ月	異音、異臭、損傷、汚損等の有無、他物との離隔距離の適否	1	1年	左記の点検測定項目に加え、「2. 点検、測定及び試験の基準」による。	1		「2. 点検、測定及び試験の基準」による。
		2	1ヶ月	受刃等及び接続部の状態、過熱及び変色の有無	2	1年	フレ止め装置の機能点検			
		3	1ヶ月	接地線等の保安装置の取付状態						
変電設備	遮断器 高圧 負荷開閉器	1	1ヶ月	異音、異臭、損傷、汚損等の有無、他物との離隔距離の適否	1	1年	左記の点検測定項目に加え、「2. 点検、測定及び試験の基準」による。	1		「2. 点検、測定及び試験の基準」による。
		2	1ヶ月	器具及び接続部の状態、過熱の有無						
		3	1ヶ月	接地線等の保安装置の取付状態						
		4	1ヶ月	漏油、油量の適否						

受配電・変電設備	電力ヒューズ	1 1ヶ月	損傷、汚損の有無	1 1年	ヒューズ容量の適否	1	「2. 点検、測定及び試験の基準」による。
		2 1ヶ月	接触部の状態、加熱の有無	2 1年	左記の点検測定項目に加え、「2. 点検、測定及び試験の基準」による。		
	高圧カットアウト	1 1ヶ月	異音、異臭、損傷、汚損等の有無、他物との離隔距離の適否	1 1年	左記の点検測定項目に加え、「2. 点検、測定及び試験の基準」による。	1	「2. 点検、測定及び試験の基準」による。
		2 1ヶ月	投入状態の適否				
	高圧進相コンデンサ及びリアクトル	1 1ヶ月	異音、異臭、損傷、汚損等の有無、他物との離隔距離の適否	1 1年	左記の点検測定項目に加え、「2. 点検、測定及び試験の基準」による。	1	「2. 点検、測定及び試験の基準」による。
		2 1ヶ月	器具及び接続部の状態、過熱の有無				
		3 1ヶ月	接地線等の保安装置の取付け状態				
	4 1ヶ月	据付状態の適否					
母線	1 1ヶ月	異音、異臭、損傷、汚損等の有無、母線間、対地間及び他物との離隔距離の適否	1 1年	左記の点検測定項目に加え、「2. 点検、測定及び試験の基準」による。	1	「2. 点検、測定及び試験の基準」による。	
	2 1ヶ月	接続部の状態、過熱の有無					
変圧器	1 1ヶ月	漏油、異音、異臭、損傷、汚損、振動等の有無、他物との離隔距離の適否	1 1年	左記の点検測定項目に加え、「2. 点検、測定及び試験の基準」による。	1	「2. 点検、測定及び試験の基準」による。	
	2 1ヶ月	器具及び接続部の状態、過熱の有無					
	3 1ヶ月	接地線等の保安装置の取付け状態					
	4 1ヶ月	据付状態の適否					
	5 1ヶ月	付属装置(コンサベータ等)の外観点検					
計器用変成器	1 1ヶ月	異音、異臭、損傷、汚損等の有無、他物との離隔距離の適否	1 1年	左記の点検測定項目に加え、「2. 点検、測定及び試験の基準」による。	1	「2. 点検、測定及び試験の基準」による。	
	2 1ヶ月	器具及び接続部の状態、過熱の有無					
	3 1ヶ月	接地線等の保安装置の取付け状態					
	4 1ヶ月	ヒューズの異常					



受配電・変電設備	避雷器	1 1ヶ月 異音、異臭、損傷、汚損等の有無、他物との離隔距離の適否	1 1年	左記の点検測定項目に加え、「2. 点検、測定及び試験の基準」による。	1	「2. 点検、測定及び試験の基準」による。
		2 1ヶ月 器具及び接続部の状態、過熱の有無				
		3 1ヶ月 接地線等の保安装置の取付け状態				
		4 1ヶ月 据付状態の適否				
受配電・変電設備	接地線、保護管等	1 1ヶ月 接続の状態	1 1年	左記の点検測定項目に加え、「2. 点検、測定及び試験の基準」による。	1	「2. 点検、測定及び試験の基準」による。
		2 1ヶ月 保護管取付の状態				
	受配電盤	1 1ヶ月 異音、異臭、損傷、汚損等の有無、他物との離隔距離の適否	1 1年	左記の点検測定項目に加え、「2. 点検、測定及び試験の基準」による。	1	「2. 点検、測定及び試験の基準」による。
		2 1ヶ月 器具及び接続部の状態、過熱の有無				
3 1ヶ月 接地線等の保安装置の取付け状態						
4 1ヶ月 計器の異常、表示札表示灯の異常						
	5 1ヶ月 操作、切換開閉器などの異常					
受配電・変電設備	受電室建物及びキュービクル式受変電設備の外箱	1 1ヶ月 損傷、腐食等の有無、及び構造物の適否	1 1年	左記の点検測定項目に加え、「2. 点検、測定及び試験の基準」による。	1	「2. 点検、測定及び試験の基準」による。
		2 1ヶ月 換気口及び温度対策の適否				
		3 1ヶ月 標識適否、施錠				
		4 1ヶ月 消火器の設置、操作用具の備付 …………… 整理整頓				
負荷設備	配線、配線器具、低圧機器等	1 1ヶ月 異音、異臭、損傷、汚損等の有無、他物との離隔距離の適否	1 1年	左記の点検測定項目に加え、「2. 点検、測定及び試験の基準」による。	1	「2. 点検、測定及び試験の基準」による。
		2 1ヶ月 器具及び接続部の状態、過熱の有無				
		3 1ヶ月 接地線等の保安装置の取付け状態				
		4 1ヶ月 その他、機器に応じた点検				

非常用予備発電装置	原動機、 発電機、 始動装置等	<p>1 1ヶ月 異音、異臭、損傷、汚損等の有無、他物との離隔距離の適否</p> <p>2 1ヶ月 器具及び接続部の状態、過熱の有無</p> <p>3 1ヶ月 接地線等の保安装置の取付け状態</p> <p>4 1ヶ月 無負荷試験による性能確認</p> <p>5 1ヶ月 操作、切換開閉器の確認</p> <p>6 1ヶ月 立入禁止標示、施錠確認</p>	1 1年	左記の点検測定項目に加え、「2. 点検、測定及び試験の基準」による。	1	「2. 点検、測定及び試験の基準」による。
蓄電池設備	蓄電池設備	<p>1 1ヶ月 異音、異臭、損傷、汚損等の有無、他物との離隔距離の適否</p> <p>2 1ヶ月 器具及び接続部の状態、過熱の有無</p> <p>3 1ヶ月 接地線等の保安装置の取付け状態</p> <p>4 1ヶ月 蓄電池電圧測定</p> <p>5 1ヶ月 電解液量の適否</p> <p>6 1ヶ月 充電装置の動作状態</p>	1 1年	左記の点検測定項目に加え、「2. 点検、測定及び試験の基準」による。	1	「2. 点検、測定及び試験の基準」による。

## 2. 点検、測定及び試験の基準

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検	精密点検
引 込 設 備	区分開閉器、 引込線、 支持物 及び ケーブル等	外観点検	○	○	
		自己診断機能作動、ガス圧低下警報作 動等確認	○	○	
		絶縁抵抗測定(SOG制御回路含む)		○	
		接地抵抗測定		○	
		区分開閉器動作試験		○	
		保護継電器連動動作試験		○	
		保護継電器動作特性試験		○	
	その他 精密点検			○	
受 配 電 ・ 変 電 設 備	断 路 器	外観点検	○	○	
		刃部、電線接続部の温度測定	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	遮 断 器	外観点検	○	○	
		本体、ヒューズ、電線接続部の温度測定	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		動作試験		○	
		内部点検			○
	高圧負荷開閉器	保護継電器連動試験		○	
		絶縁油の点検・試験			○
		その他 精密点検			○
	高圧カットアウト	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		内部点検		○	
	保 護 継 電 器	外観点検	○	○	
動作試験			○		
保護継電器動作特性試験			○		
その他 精密点検				○	
電 力 用 ヒ ュ ー ズ	外観点検	○	○		
	温度測定	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
母 線	外観点検	○	○		
	温度測定	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
計 器 用 変 成 器	外観点検	○	○		
	温度測定	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		

受	避雷器	外観点検	○	○	
		温度測定	○	○	
配 電	変 圧 器	特性診断			○
		外観点検	○	○	
		電圧及び2次電流測定	○	○	
		温度測定	○	○	
		B種接地線 漏洩電流測定	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		絶縁油の点検・試験			○
変 電	コンデンサ及びリアクトル	内部点検			○
		外観点検	○	○	
		温度測定	○	○	
電 設	受電盤及び配電盤	絶縁抵抗測定		○	
		外観点検	○	○	
		温度測定	○	○	
備	受電室建物及びキュービクル式受変電設備の外箱	絶縁抵抗測定		○	
		外観点検	○	○	
		温度測定	○	○	
負 荷 設 備	接地線及び接地装置	外観点検	○	○	
		接地抵抗測定		○	
負 荷 設 備	配線、配線器具、低圧機器等	外観点検	○	○	
		漏洩電流測定			○
		絶縁抵抗測定		○	
		接地抵抗測定		○	
非 常 用 予 備 発 電 装 置	原動機、発電機、始動装置等	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		接地抵抗測定		○	
		保護継電器動作特性試験		○	
		遮断器等連動試験		○	
		自動始動及び停止試験	○	○	
		運転中の発電電圧及び周波数(回転数)の異常の有無	○	○	
蓄 電 池 設 備	蓄電池	外観点検	○	○	
		蓄電池電圧測定	○	○	
		セルの電圧測定		○	
		電解液の比重及び温度測定		○	

※1 精密点検は、年次点検の結果、さらに詳細・細部の点検測定を要すると認められた場合、もしくは経年・メーカー推奨間隔を勘案して実施する。

※2 充電部の温度測定は放射温度計、サーモシールもしくは設置された温度計により行う。

## 点検，測定及び試験等の基準等

- 1 受託者が行う定期的な点検，測定及び試験は，別表のとおりとする。
- 2 電気事故その他電気工作物に異常が発生しまたは発生するおそれがある場合は，受託者は必要に応じて臨時点検を行うものとし，その詳細は以下のとおりとする。
  - (1) 次の①～③に掲げる電気工作物については，その都度異常状態の点検，絶縁抵抗測定，また必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行う。
    - ①高圧器材が損壊し，受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は，受電設備の全電気工作物。
    - ②受電用遮断器（電力ヒューズ含む）が遮断動作をした場合は，遮断動作の原因となった電気工作物。
    - ③その他の電気器材に異常が発生した場合は，その電気工作物。
  - (2) 高圧受配電設備に事故発生のおそれがある場合は，その都度点検，測定及び試験を行うものとする。
- 3 自家用電気工作物の設置または変更の工事の際は，受託者は工事計画，技術基準等に基づき適正に行われるよう電気工作物の工事期間中は毎週 1 回行うものとする。

## 経済産業省告示に基づく需要設備の設備条件と点検頻度

- (1) 次のアからオ迄の設備条件すべてに適合する設備容量が100KVA以下（小規模高圧需要設備を除く。）のものまたは低圧受電の需要設備については、隔月1回以上
- ア 構外にわたる高圧電線路がないもの。
  - イ 柱上に設置した高圧変圧器がないもの。
  - ウ 高圧負荷開閉器（キュービクル内に設置するものを除く。）に可燃性絶縁油を使用していないもの。
  - エ 保安上の責任分界点またはこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧流負荷開閉器または地絡遮断器が設置されているもの。
  - オ 責任分界点から主遮断器用開閉状態表示変成器および主遮断器操作用変成器以外の変成器がないもの。
- (2) (1) に適合する需要設備があつて、かつ、次のアからウまでのすべての設備条件に適合するについては、3ヶ月に1回以上。
- ア 受電設備がキュービクル式であるもの（屋内に設置するものに限る。）
  - イ 蓄電池設備または非常用予備発電装置がないもの。
  - ウ 引込施設に地絡保護継電器付高圧流負荷開閉器または地絡遮断器が設置してあるもの。
- (3) (1) のアからオまでの設備条件すべてに適合する信頼性の高い設備であつて、絶縁監視装置を設置している需要設備については、隔月1回以上。
- (4) 上記(1)、(2)および(3)以外の需要設備については、毎月1回以上。

## 清掃業務仕様書

1. 日常清掃
2. 定期清掃

千葉地方法務局

## 日常清掃業務仕様書

### 1 業務場所

別紙1のとおり

### 2 委託期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日までとする。

### 3 作業の体制及び方針

#### (1) 作業の種類

日常清掃

#### (2) 作業期間及び時間

別紙1のとおり

(3) 庁舎内の床材等各材質を十分検討の上、最適の清掃資材を使用すること。

(4) 借用した鍵等は厳重に取り扱い、業務を遂行する場所に限り使用すること。

### 4 清掃範囲

別紙2及び別紙3各庁日常清掃図面のとおりとする。

### 5 作業概要

別紙2のとおりとする。

※トイレットペーパー・水石けん等は、委託者の負担とする。

### 6 作業上の注意事項

(1) 清掃箇所について、特に施設管理担当者（以下「甲」という。）から申出があった場合は、その指示に従うこと。

(2) 作業は、職員及び来客者の通行等に支障のないように留意すること。

(3) 作業中は、火気に十分注意すること。

(4) 用水及び電気は、節約に心掛けること。

(5) 作業中に施設、備品、工作物等を汚損・破損した場合には直ちに甲に届け出ること。

(6) 作業事故等が発生した場合は大小を問わず、全て甲に報告すること。



## 日常清掃業務

	清掃日数	庁舎内対象面積	備考
本局(共用部分)	特に指定する場合を除き、土、日、祝祭日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く毎日午前8時から午後5時(1日8時間)		
本局(専有部分)	週5日(1日4時間)		法務局専有部分
市原	週5日(1日2時間)	446,20㎡	
東金	週5日(1日2時間)	100,65㎡	
佐倉	週5日(1日2時間)	341,75㎡	
成田	週5日(1日2時間)	255,09㎡	
茂原	週5日(1日2時間)	409,73㎡	
いすみ	週5日(1日2時間)	125,41㎡	
柏	週5日(1日2時間)	464,94㎡	
木更津	週5日(1日2時間)	614,78㎡	
館山	週5日(1日2時間)	525,32㎡	
匝瑳	週5日(1日2時間)	277,05㎡	
香取	週5日(1日2時間)	491,98㎡	
船橋	週4日(1日3時間)	855,97㎡	
市川	週4日(1日3時間)	607,62㎡	

## 本局(共用部分)清掃方法

場 所	作業方法
玄関ホール・ロビー	床面掃き拭き清掃 マット除塵又は洗浄等整備 汚れ又は砂の多い時は水拭き 灰皿の内容物を処理し容器の洗浄 紙屑入れの内容物の処理 入口扉ガラスの拭き掃除
廊下・階段	床の掃き拭き清掃 手摺の拭き掃除 汚れの著しい箇所の水拭き又は洗剤清掃
エレベーター内	床の拭き掃き掃除 壁の拭き掃き掃除 汚れの著しい箇所の水拭き又は洗剤清掃
各階給湯室	床の拭き掃き掃除 床の水拭き掃除 汚れの著しい時は中性洗剤清掃 茶がらを処理し容器洗浄 流し台とその周辺の清掃
各階便所・洗面所	床面掃き拭き清掃 床の水拭き 汚れの著しい時は中性洗剤清掃 紙屑入れの内容物の処理 衛生陶器類の適性洗剤清掃 洗面台の清掃, 鏡の拭き上げ トイレトペーパー・水石けんの補充 汚物の搬出処理
玄関周り・駐車場	玄関前及び出入口の掃き掃除 排水口の土砂の除去
ゴミ処理	各階ごとに集積されたごみ(オフィスごみ, シュレッダーごみを含む。)の種類ごとの分別・梱包, 指定場所への集積整頓 ゴミ収集後の清掃及びゴミ容器等の洗浄清掃

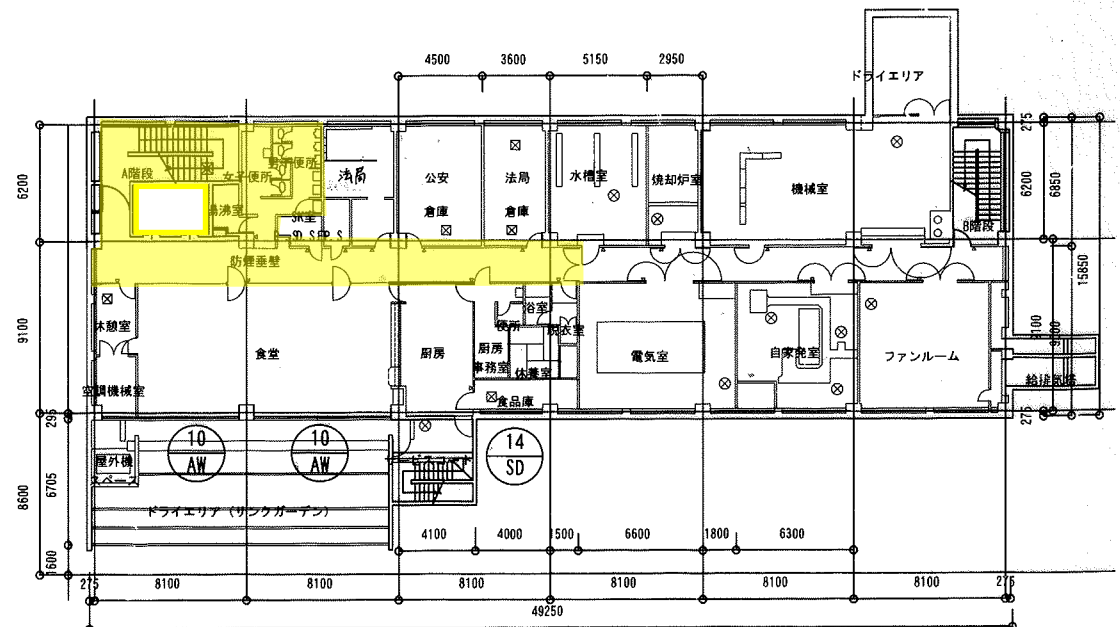
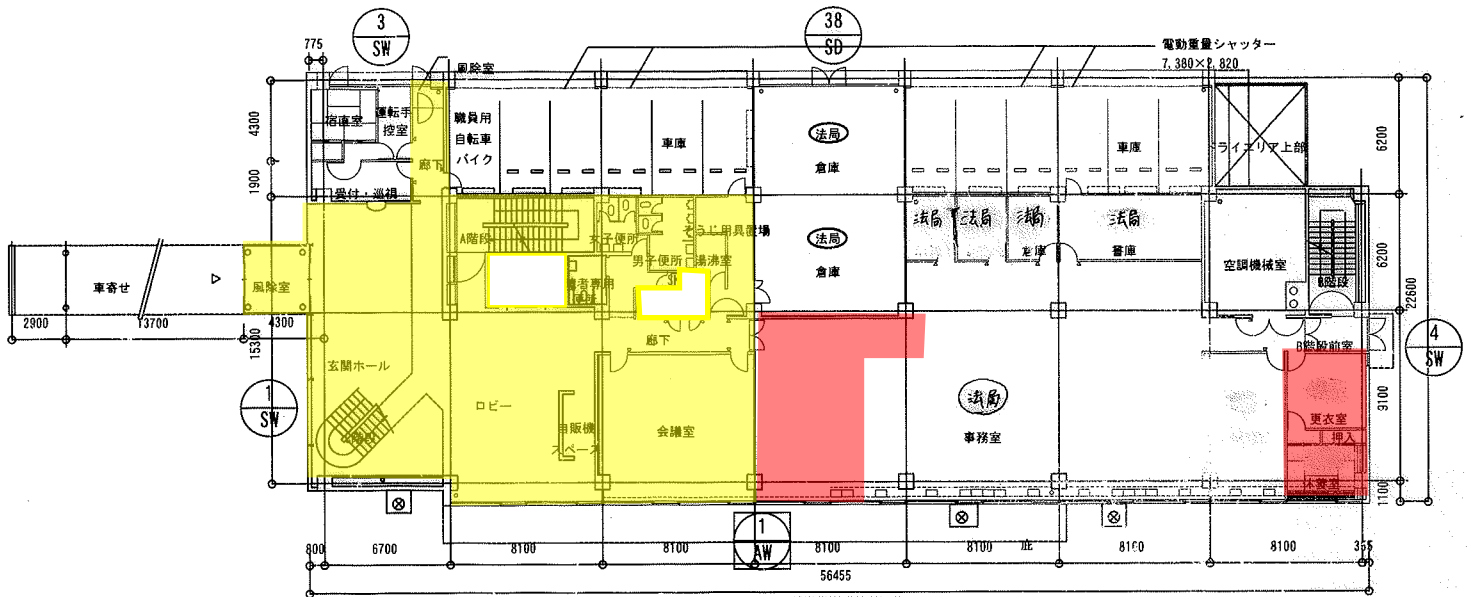
## 本局(専有部分)清掃方法

場 所 (1, 2, 3, 4, 5階法 務局専有部分)	作業方法
待合室 休憩所 喫煙所	床面掃き(汚れの著しい箇所は拭き掃除) 喫煙所の灰皿の処理
その他	ダストカート等のゴミ収集及び集積所までの搬出 シュレッダーごみの地下室での一時保管及び集積所までの搬出 空き缶等不燃ゴミの分別, 収集及び搬出 段ボールの解体及び搬出 使用済み蛍光管の集積所までの搬出

## 各庁清掃方法(本局除く)

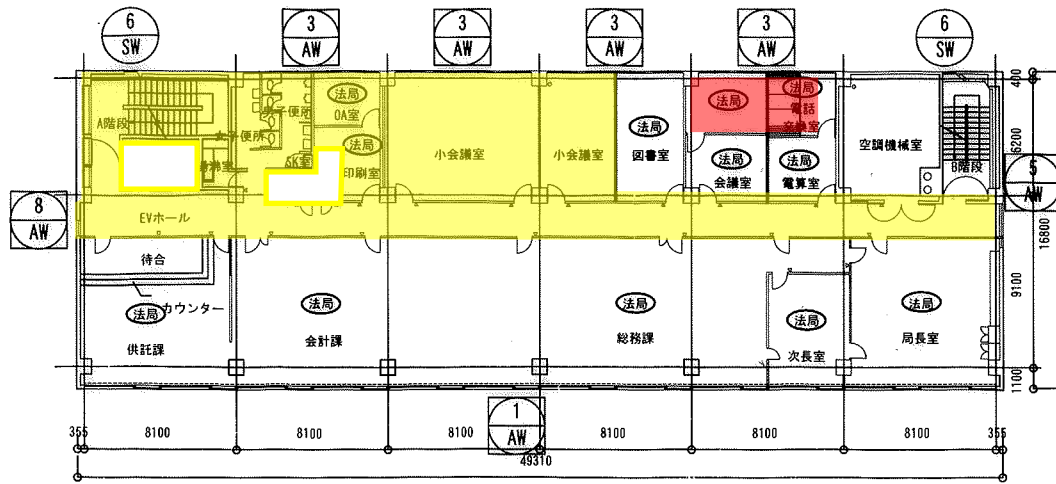
場所	作業方法
玄関 廊下 階段 待合室	床面掃き(汚れの著しい箇所は拭き掃除) 階段の手すり拭き 灰皿の処理
便所 洗面所	床の洗浄拭き上げ 便器, 洗面器等衛生陶器の洗浄 洗面台, 鏡の拭き磨き 汚物処理並びに容器洗浄 トイレトペーパーの補充
庁舎内敷地	玄関前及び出入口の掃き掃除 敷地の掃き掃除及び除草
その他	ゴミの収集及び搬送

各庁日常清掃図面

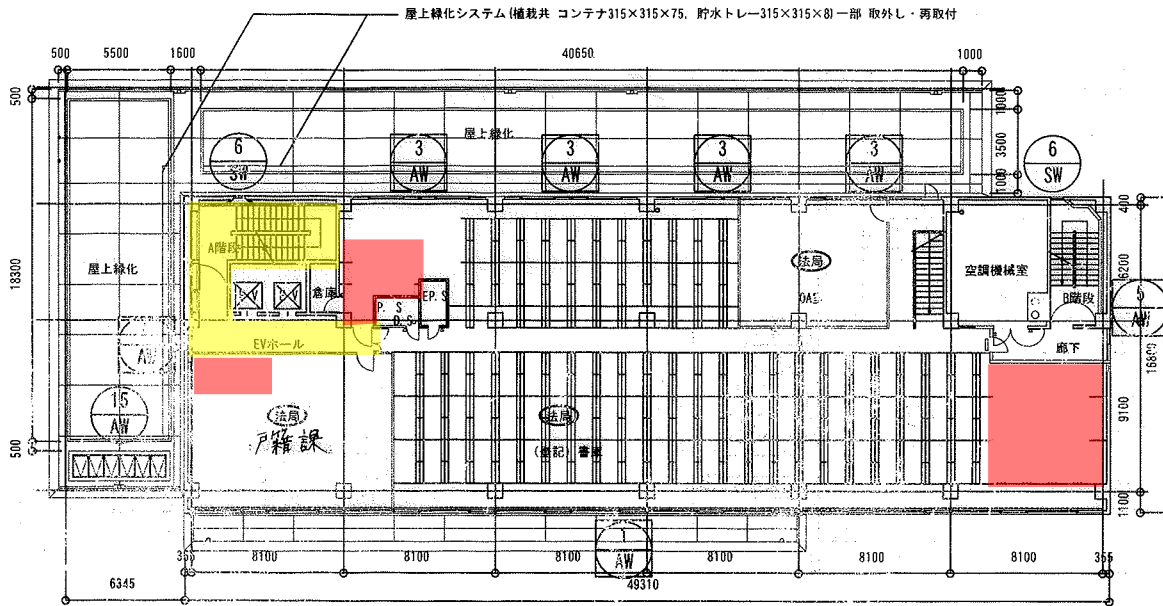


※外壁厚は180

# 本局 ( 2 / 4 )



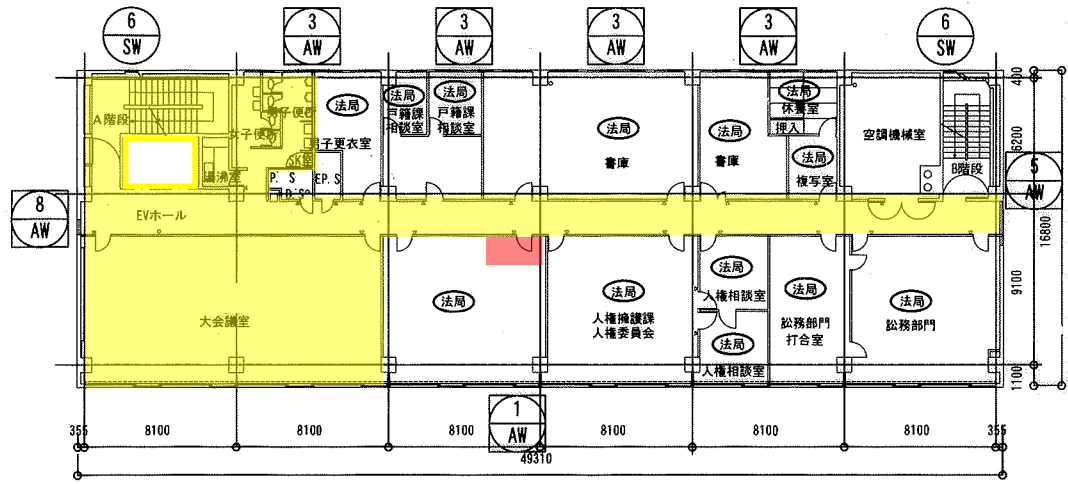
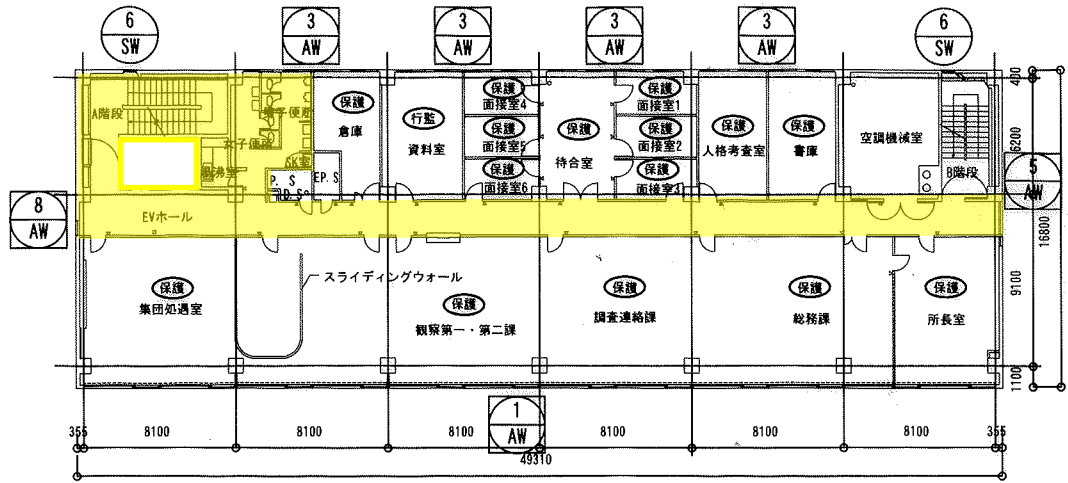
4階平面図



3階平面図

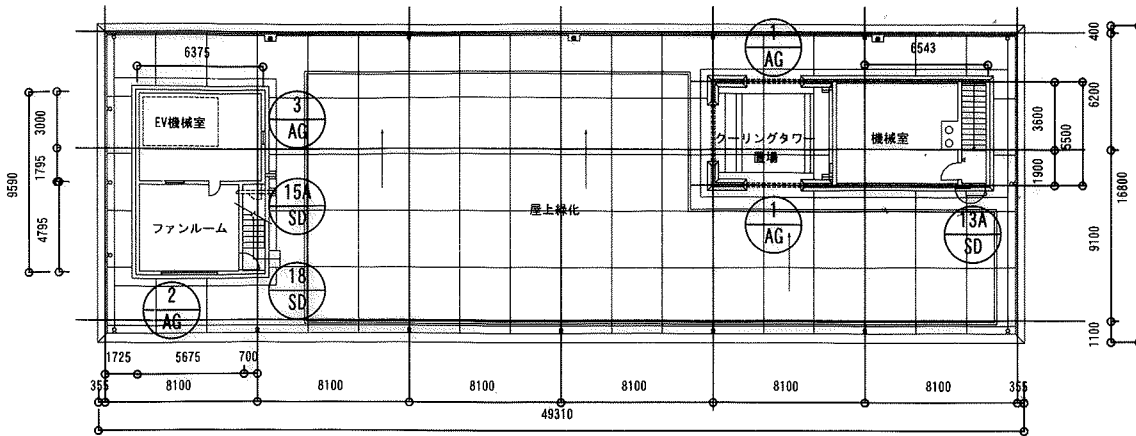


# 本局 ( 3 / 4 )

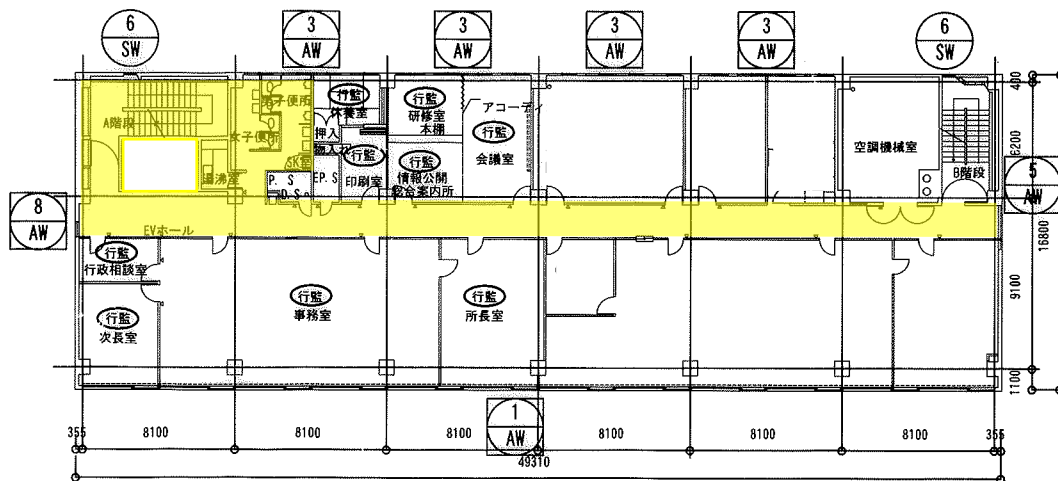


※外壁厚は180

# 本局 ( 4 / 4 )



R階平面図



7階平面図

## 組織名

法局	千葉地方法務局
保護	千葉保護観察所
行監	千葉行政評価事務所
公安	千葉公安調査事務所



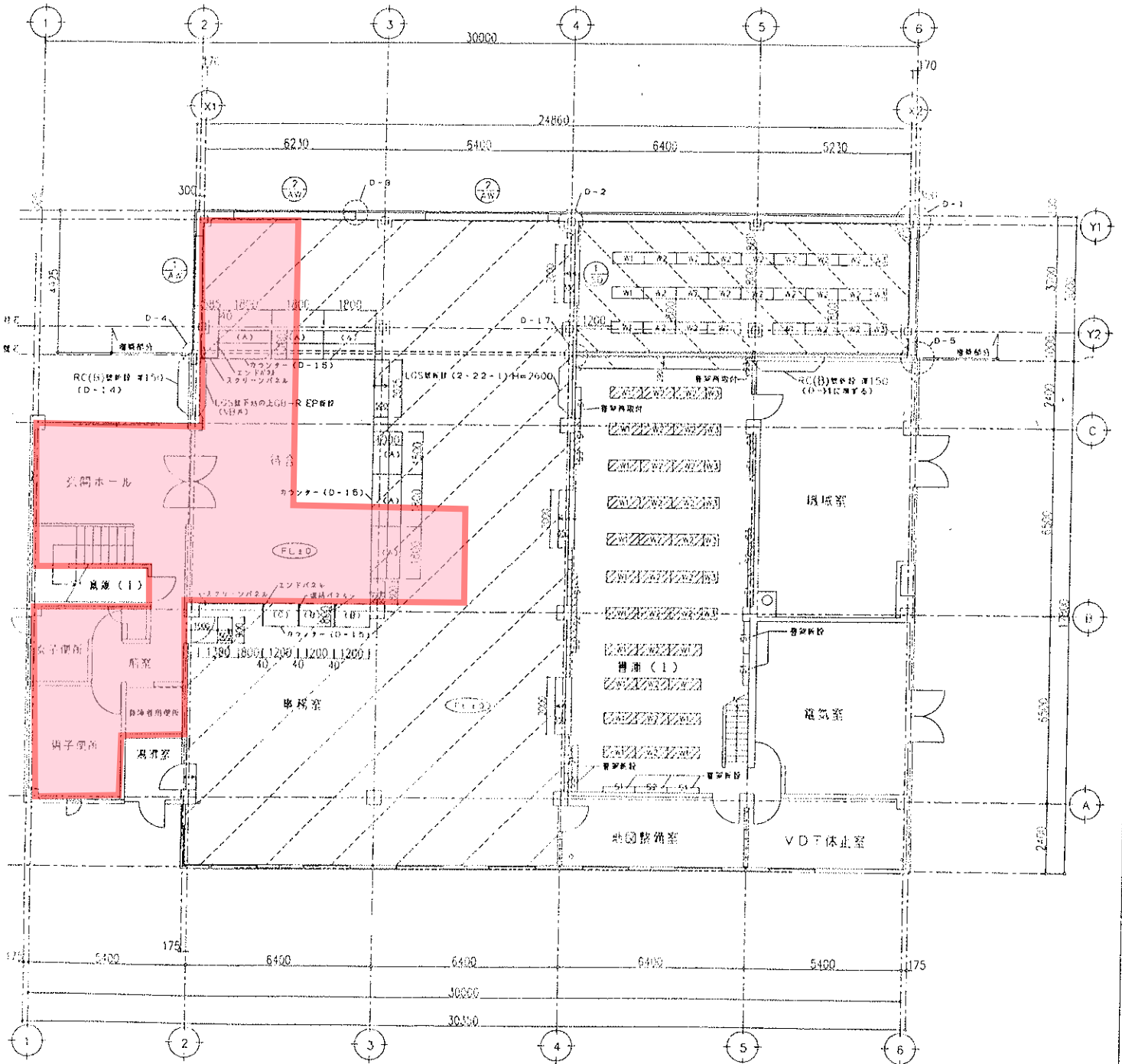




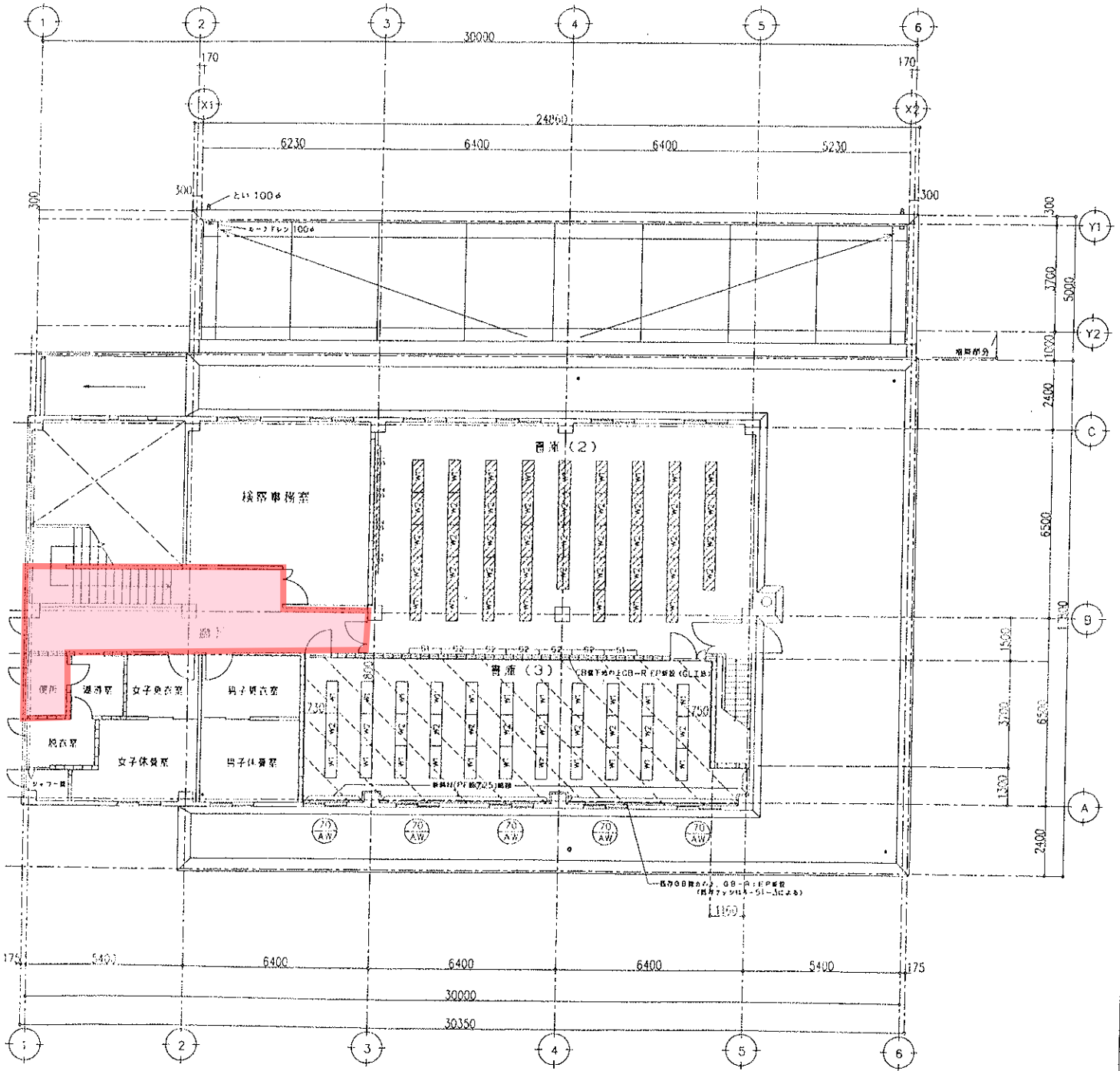


東金出張所 (1/2)

庁舎内対象面積 100.65㎡



1階平面図

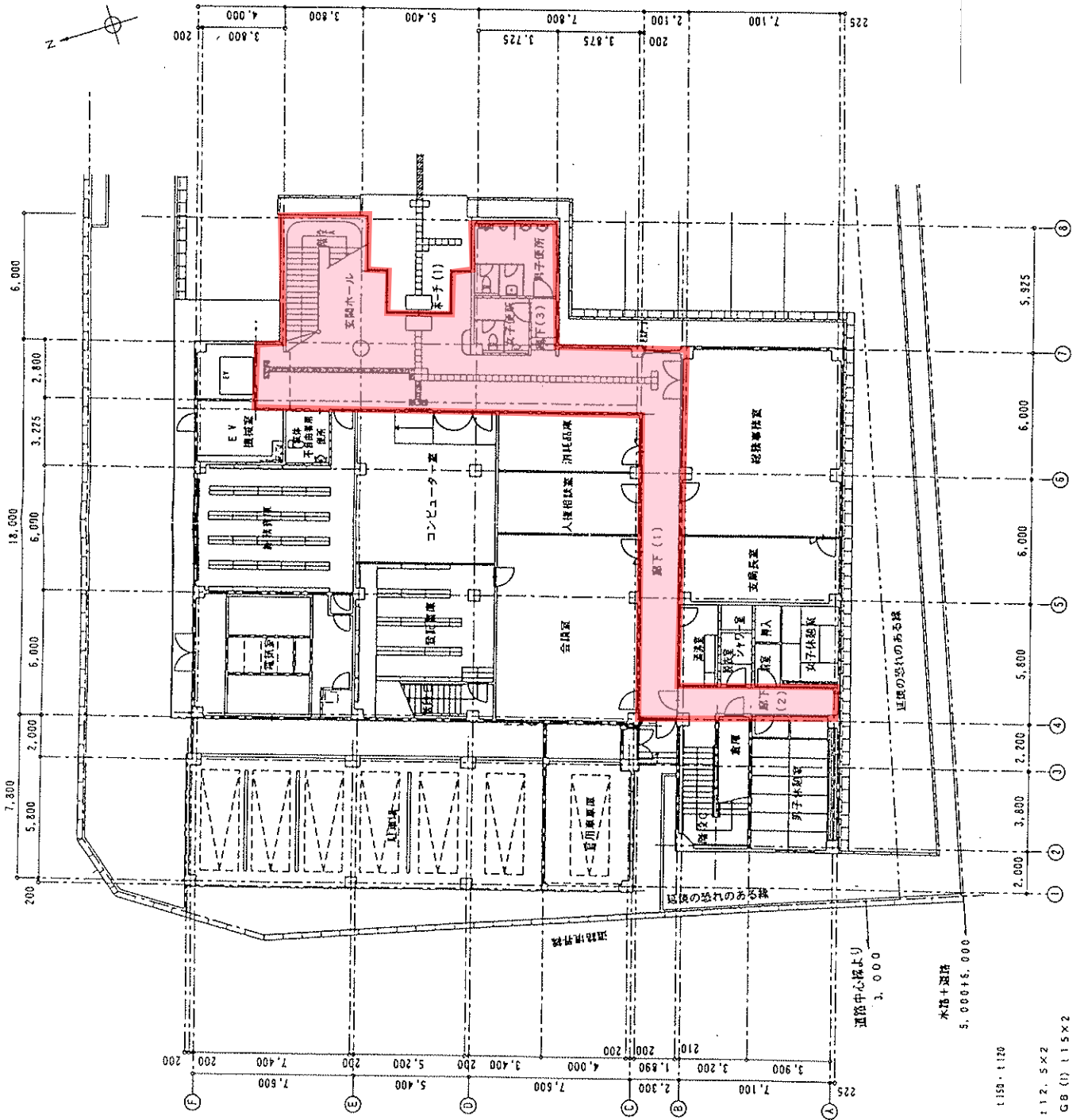


2階平面図

# 佐倉支局 (1/2)

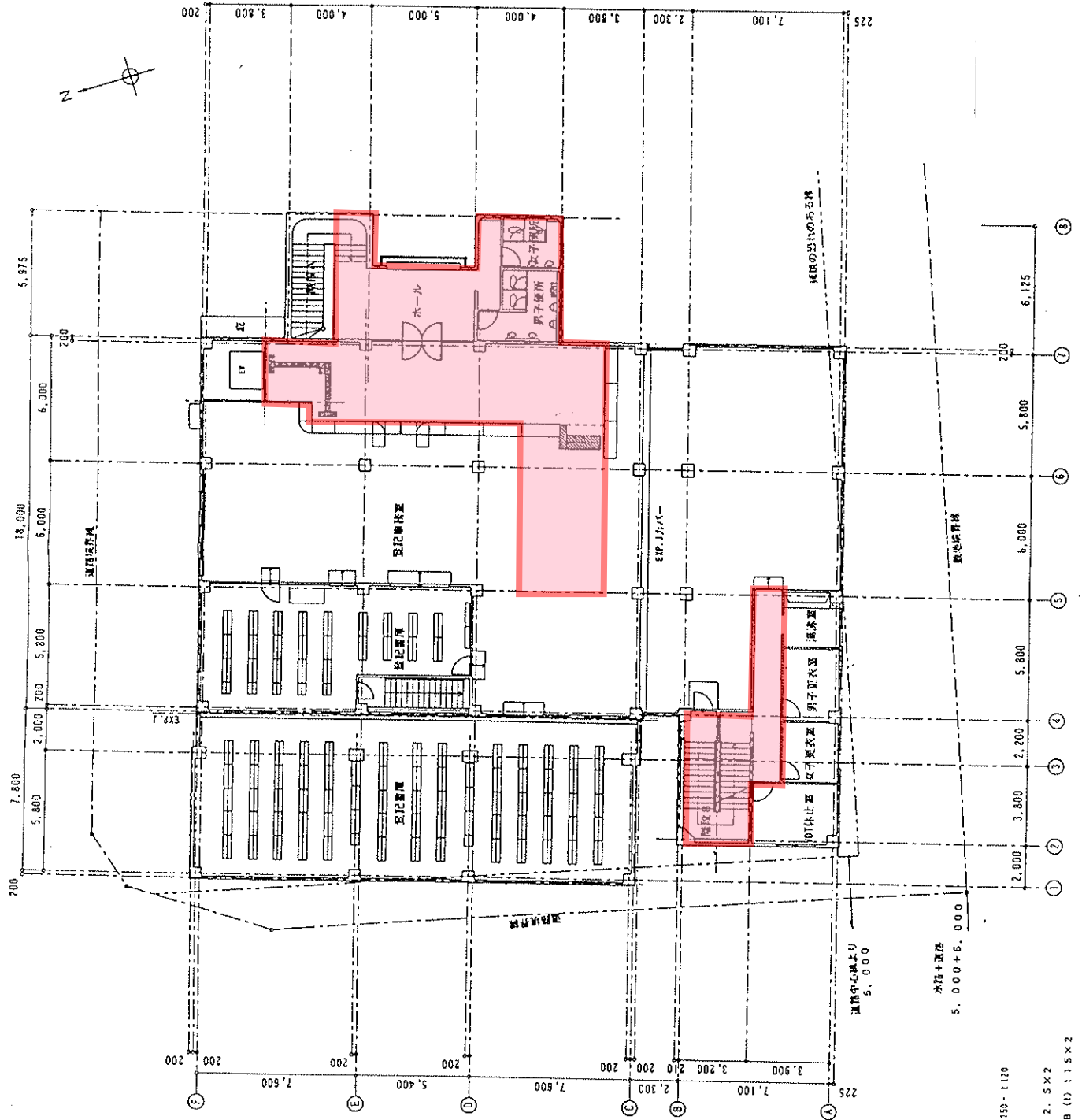
庁舎内対象面積

341.75㎡



凡例

- 道路境界線
- 道路の恐れのある線
- 道路中心線より 3,000
- 水溝+道路 5,000±5,000
- 消防コンクリート壁
- CB:コンクリートブロック壁 t150・t120
- 軽量鉄骨下地壁 一取壁
- 軽量鉄骨下地壁 透壁壁 GB:t2.5×2
- 軽量鉄骨下地壁 間隔板壁 GB(t):t1.5×2
- 軽量鉄骨下地壁 間隔板壁 GB(t):t1.5×2
- 軽量鉄骨下地壁 間隔板壁 GB(t):t1.5×2



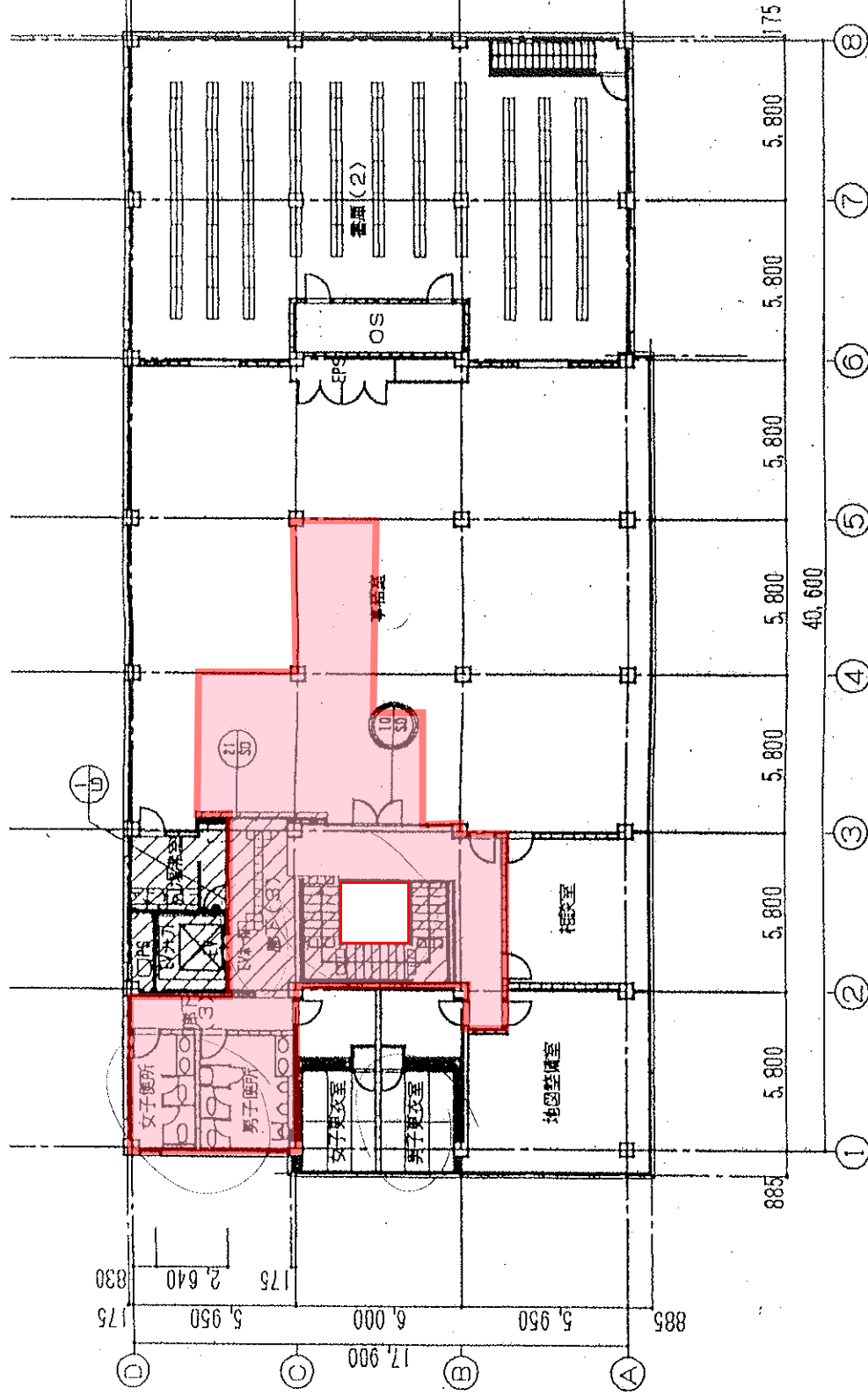
凡例

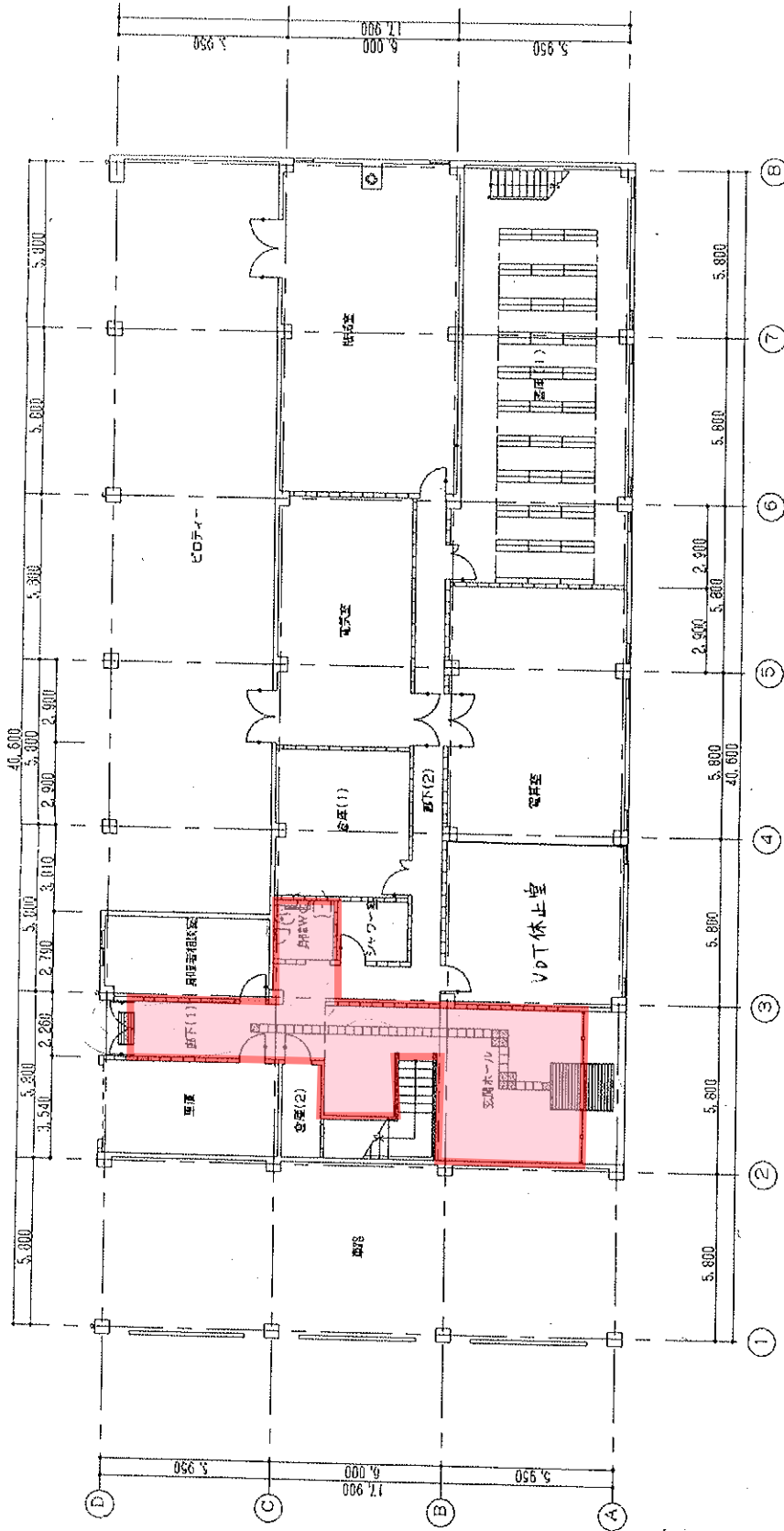
- 鉄筋コンクリート壁
- CB:コンクリートブロック壁 150×110
- 遮音断熱下地壁 一枚壁
- 遮音断熱下地壁 遮音断熱 GB112.5×2
- 遮音断熱下地壁 100MM厚気密 GB(1)115×2
- 遮音断熱下地壁 100MM厚気密 110

成田出張所 ( 1 / 2 )

庁舎内対象面積

235.09㎡



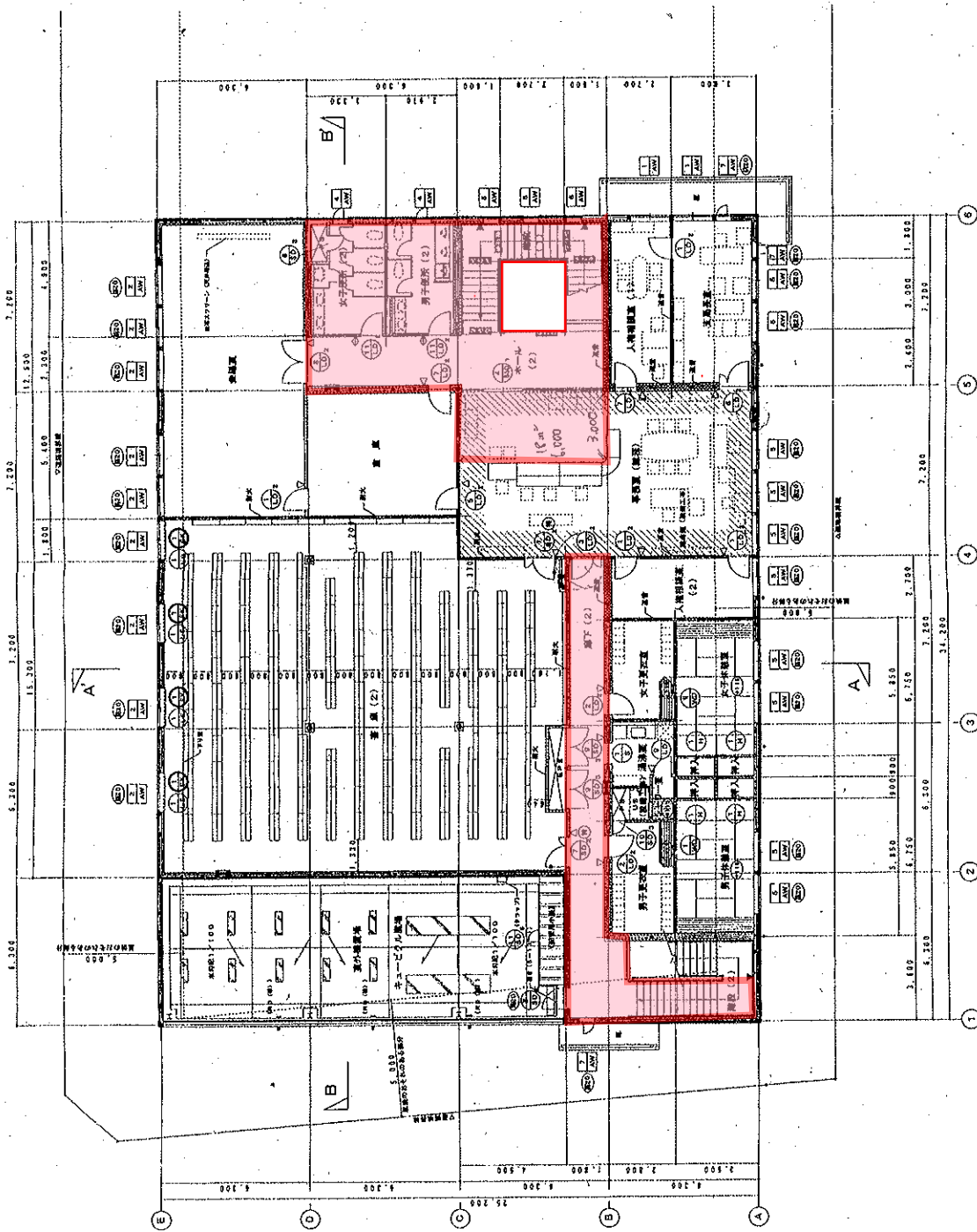


1階平面図

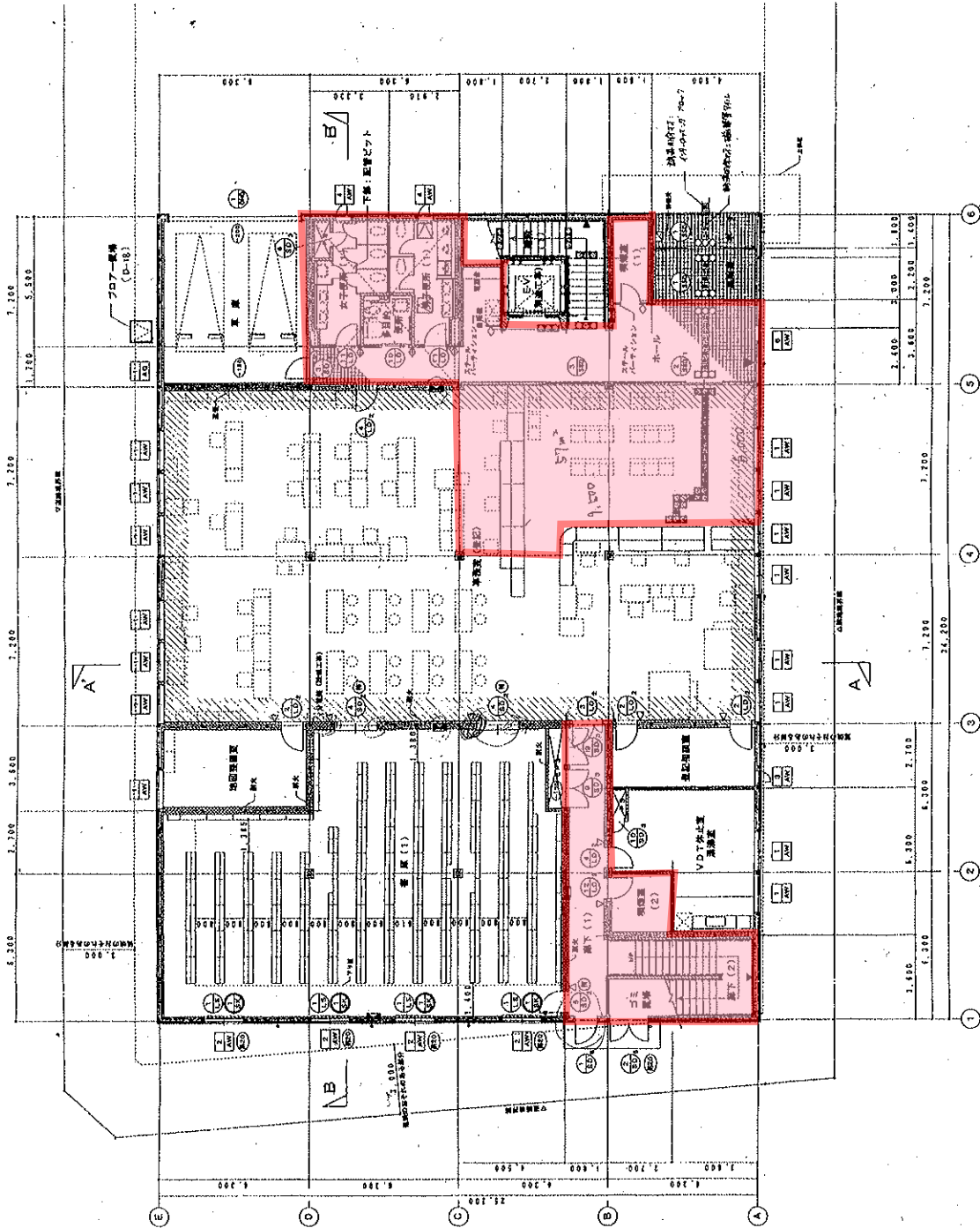
茂原支局 (1/2)

庁舎内対象面積

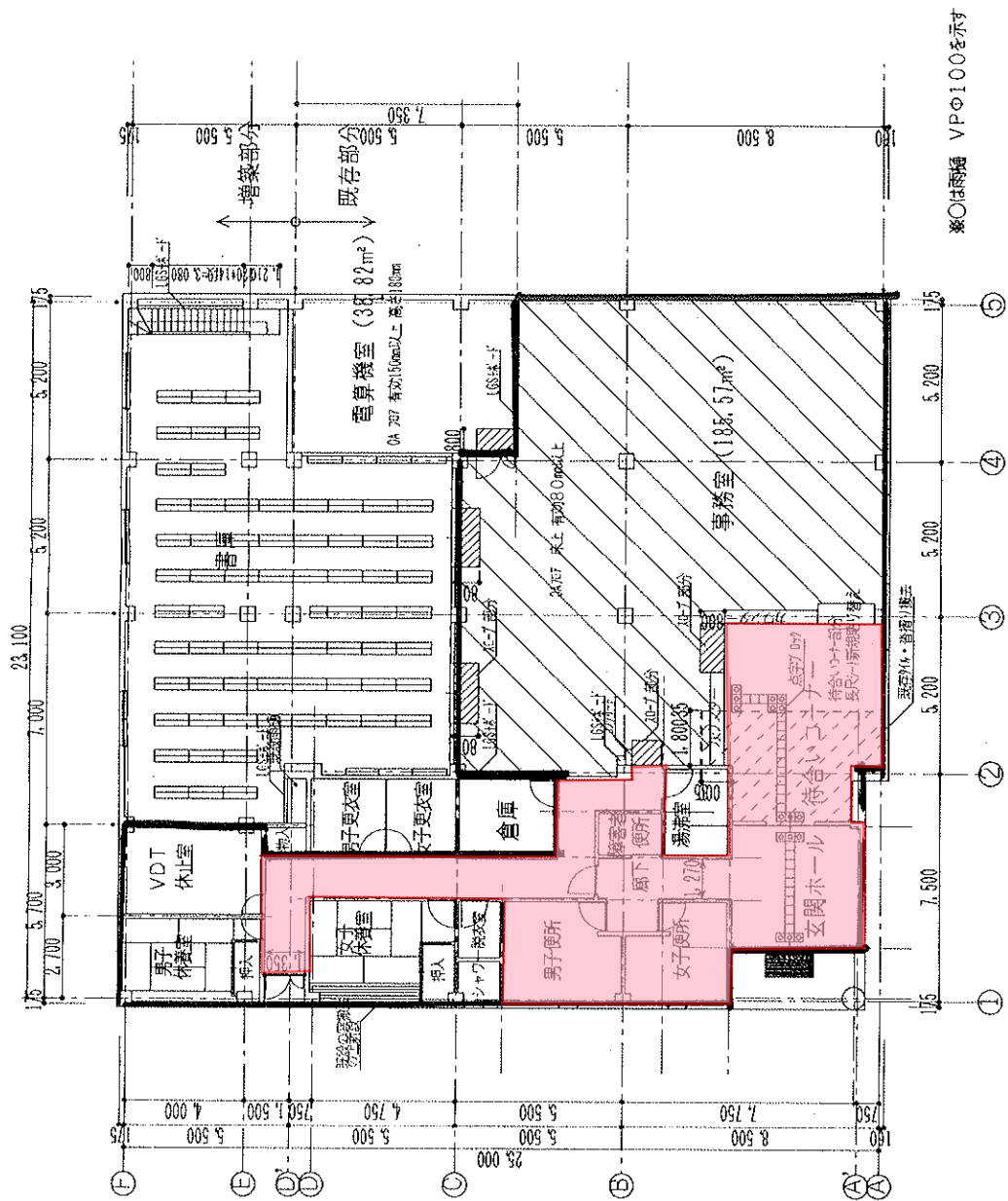
409.73m<sup>2</sup>







いすみ出張所  
 庁舎内対象面積  
 125.41㎡

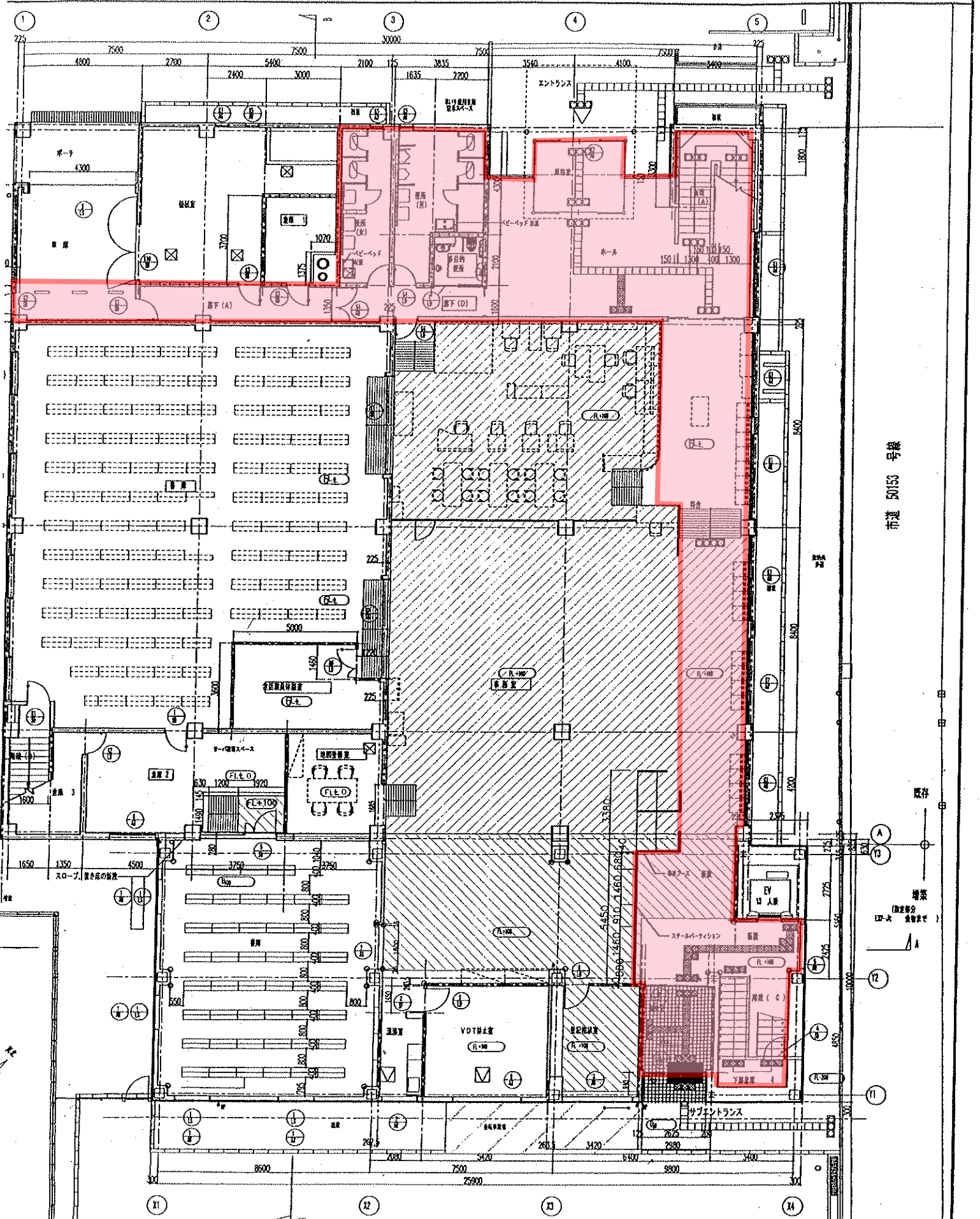


※○は両端 VPφ100を示す

1階平面図 S=1:200

柏支局 (1/2) 庁舎内対象面積 464.941m<sup>2</sup>

改修平面図



市道 50153 号線

既存

増築  
(指定部分  
以外は  
敷地まで)

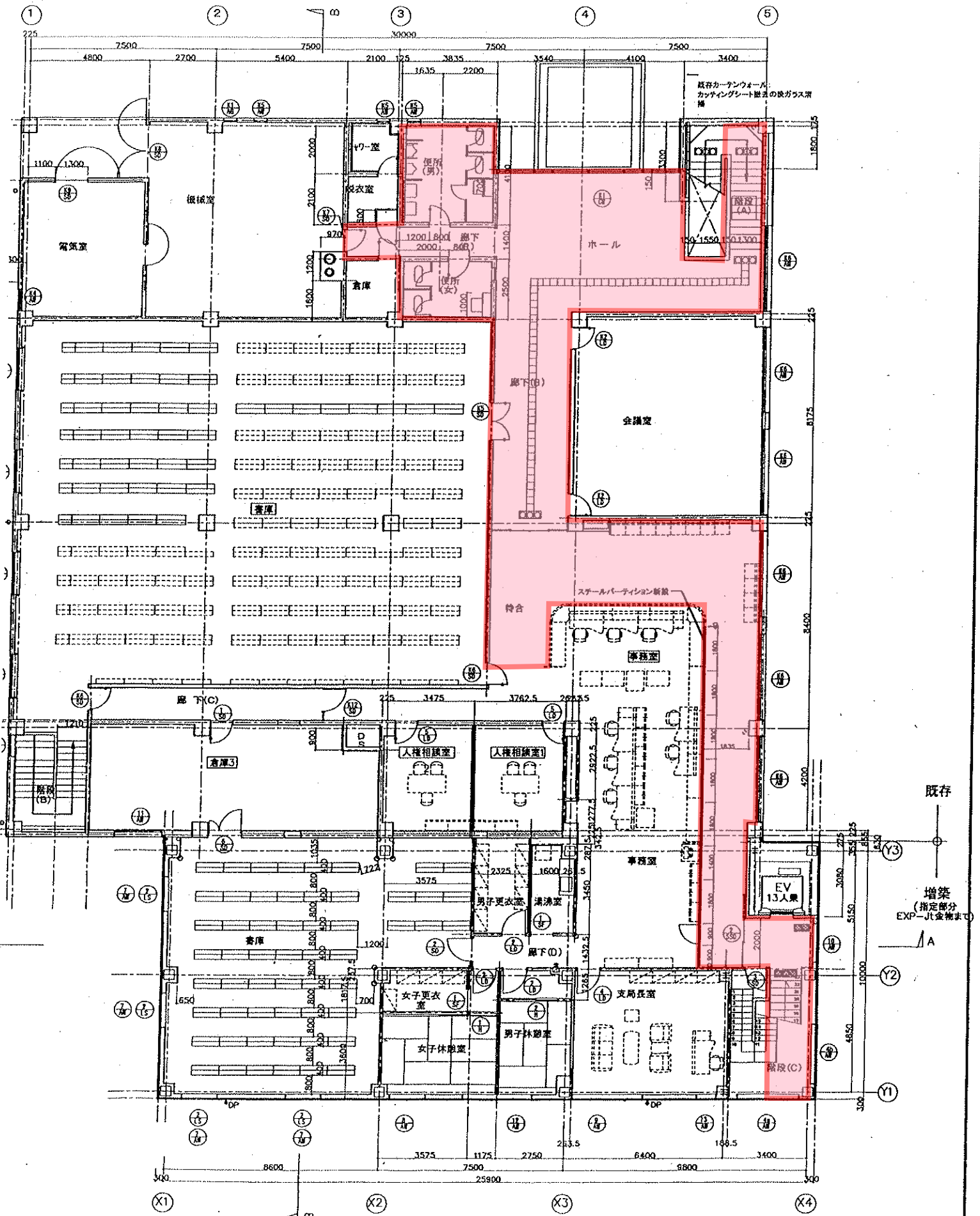
- 凡例
- 既存器具類
  - 既存器具類
  - 新設器具

改修箇所のうち  
又は改修工事対象箇所を示す

凡例  
\*\*\*\*\* 変更項目番号を示す

口座名	千葉県地方公務局柏支局	索引番号	10001068	図号	7/30
所在	千葉県柏市柏 6-10-25	図面名称	1階平面図	縮尺	S=1/100
建物番号	001	建物の名称	柏法務支局	調査年月日	平成23年7月15日
建面積	延床面積 1,172.84m <sup>2</sup> 延床面積 1,172.84m <sup>2</sup>	延床面積	1,172.84m <sup>2</sup> 延床面積 1,172.84m <sup>2</sup>	調査者	官職又は 資格 氏名
構造	鉄骨造	階数	2階建	調査者	南波実志

改修平面図



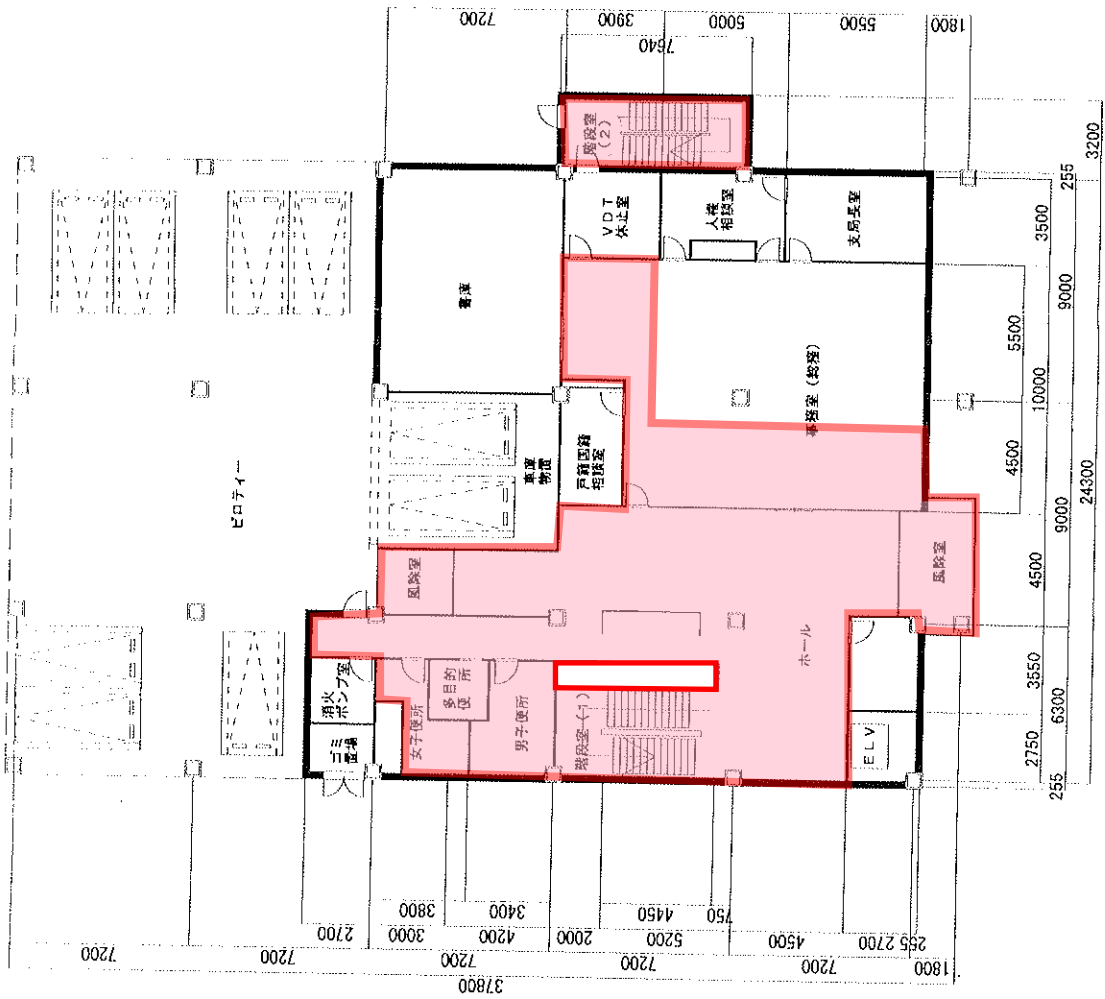
<p>凡例</p> <p>● 既存建具撤去</p> <p>○ 既存建具残置</p> <p>○ 新設建具</p>	<p>既存室名のうち□で囲まれた室は改修工事対象室を示す</p> <p>凡例</p> <p>**** 変更項目番号を示す</p>
---	--

<p>口座名 千葉地方支局柏支局</p> <p>索引番号 10001068</p> <p>所在 千葉県柏市柏 6-10-25</p> <p>図面名称 2階平面図</p> <p>建物番号 001</p> <p>建物の名称 柏法務支局</p> <p>竣工年月日 平成23年7月15日</p> <p>建築面積 1,754.42㎡</p> <p>延面積 1,754.42㎡</p> <p>構造 鉄骨造 2階建</p>	<p>調査者 国土交通省</p> <p>氏名 南原 昭志</p>
--	----------------------------------

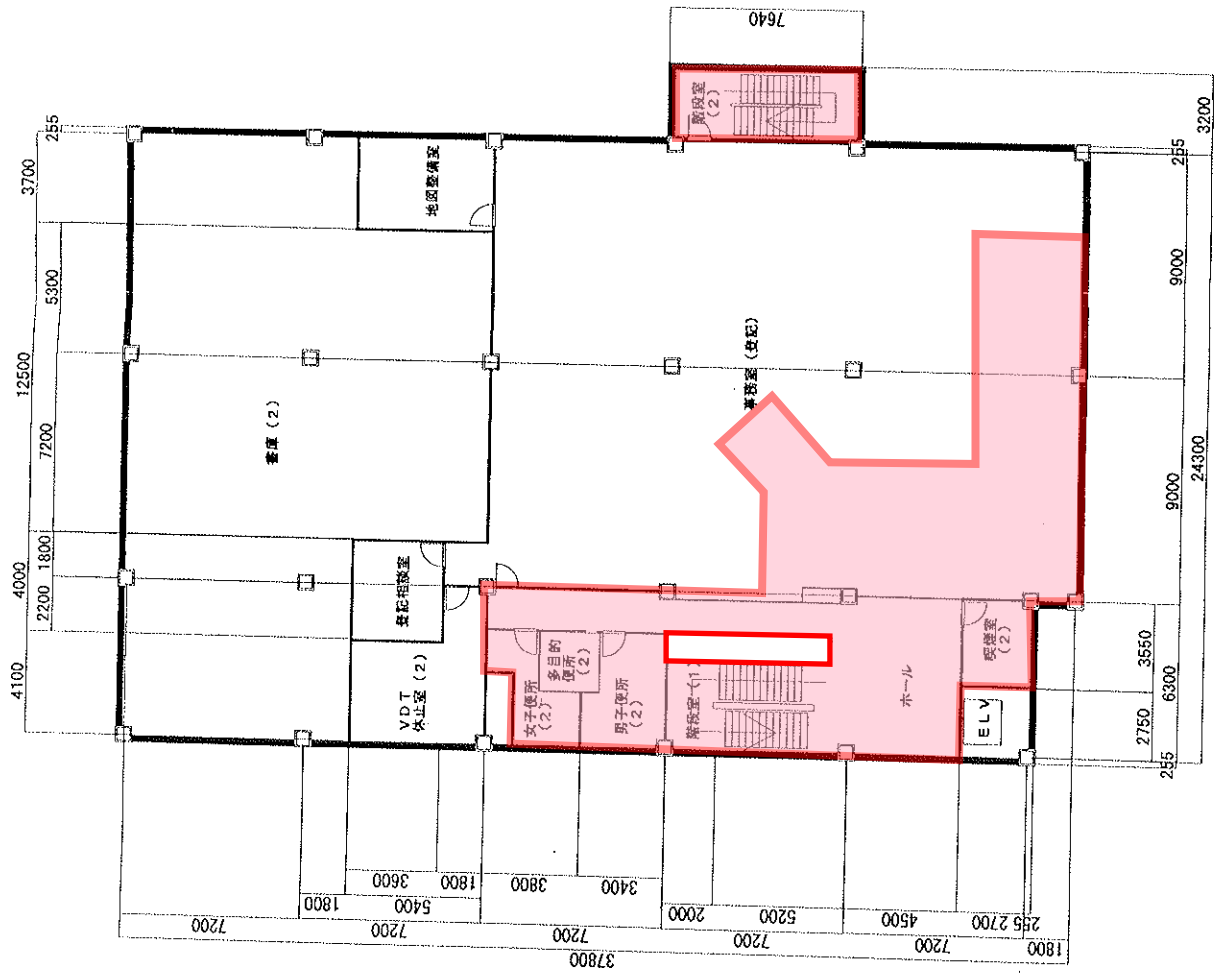
木更津支局 ( 1 / 3 )

庁舎内対象面積

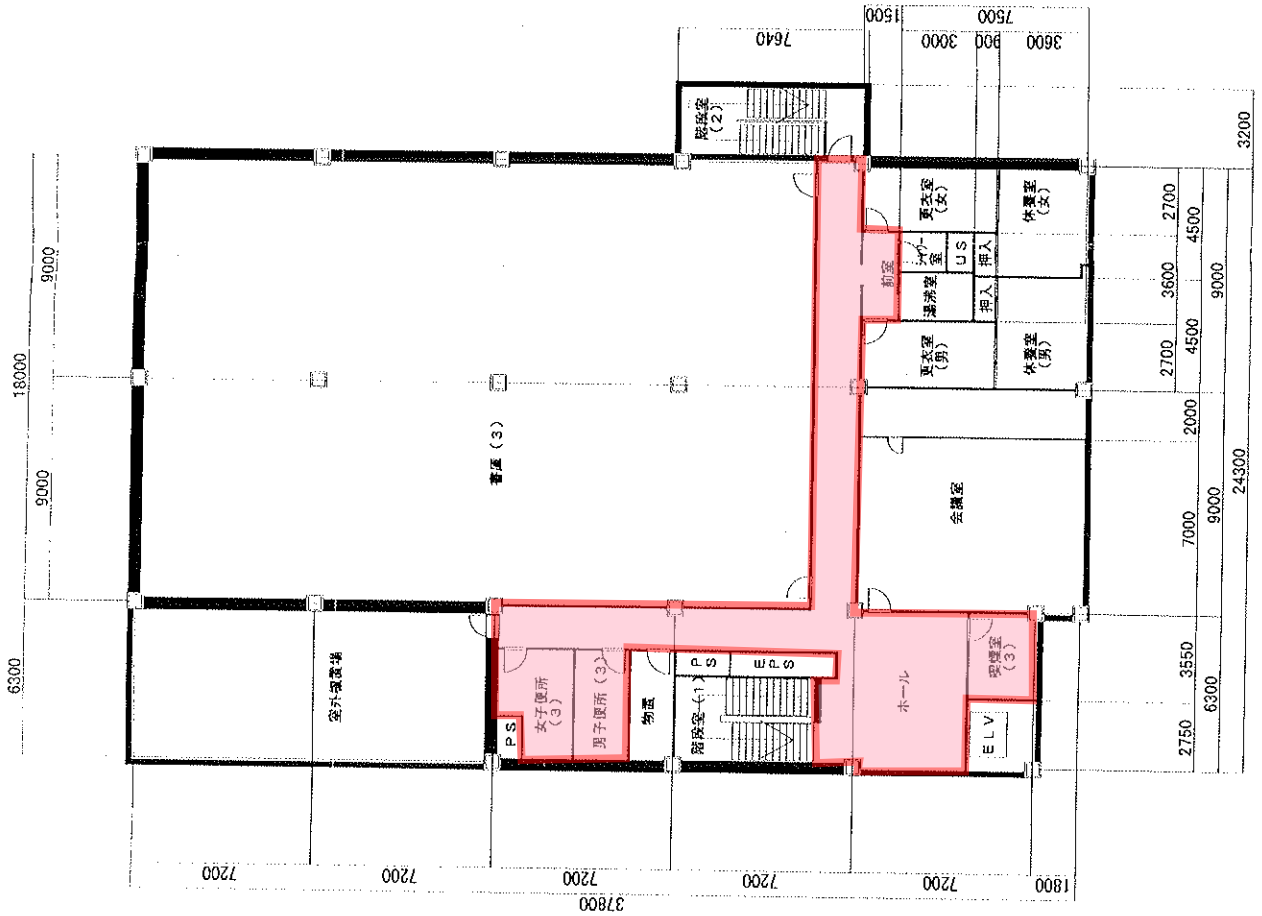
6 1 4 . 7 8 m<sup>2</sup>



木更津支局(2 / 3)



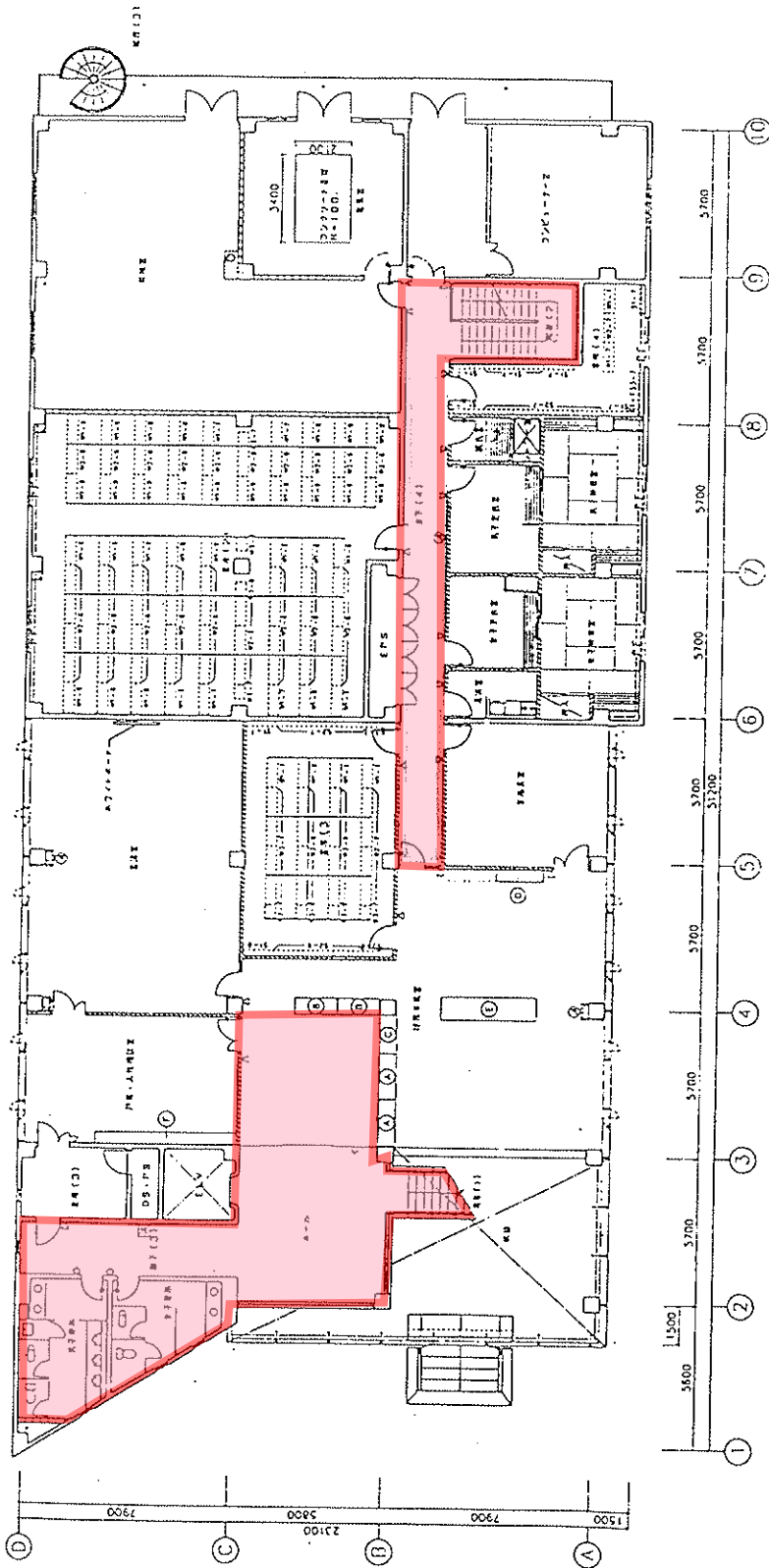
# 木更津支局 ( 3 / 3 )







館山支局 ( 2 / 2 )



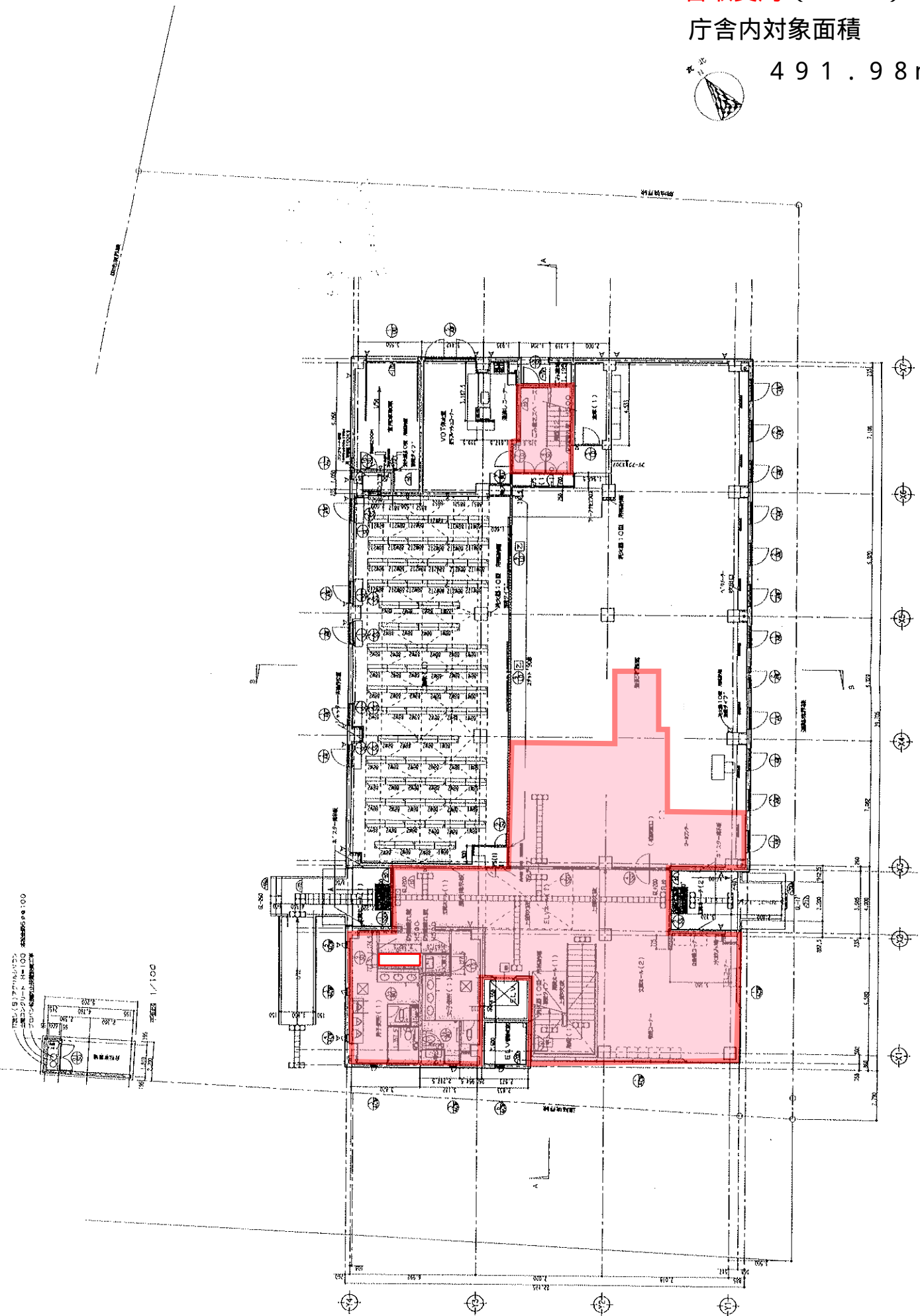


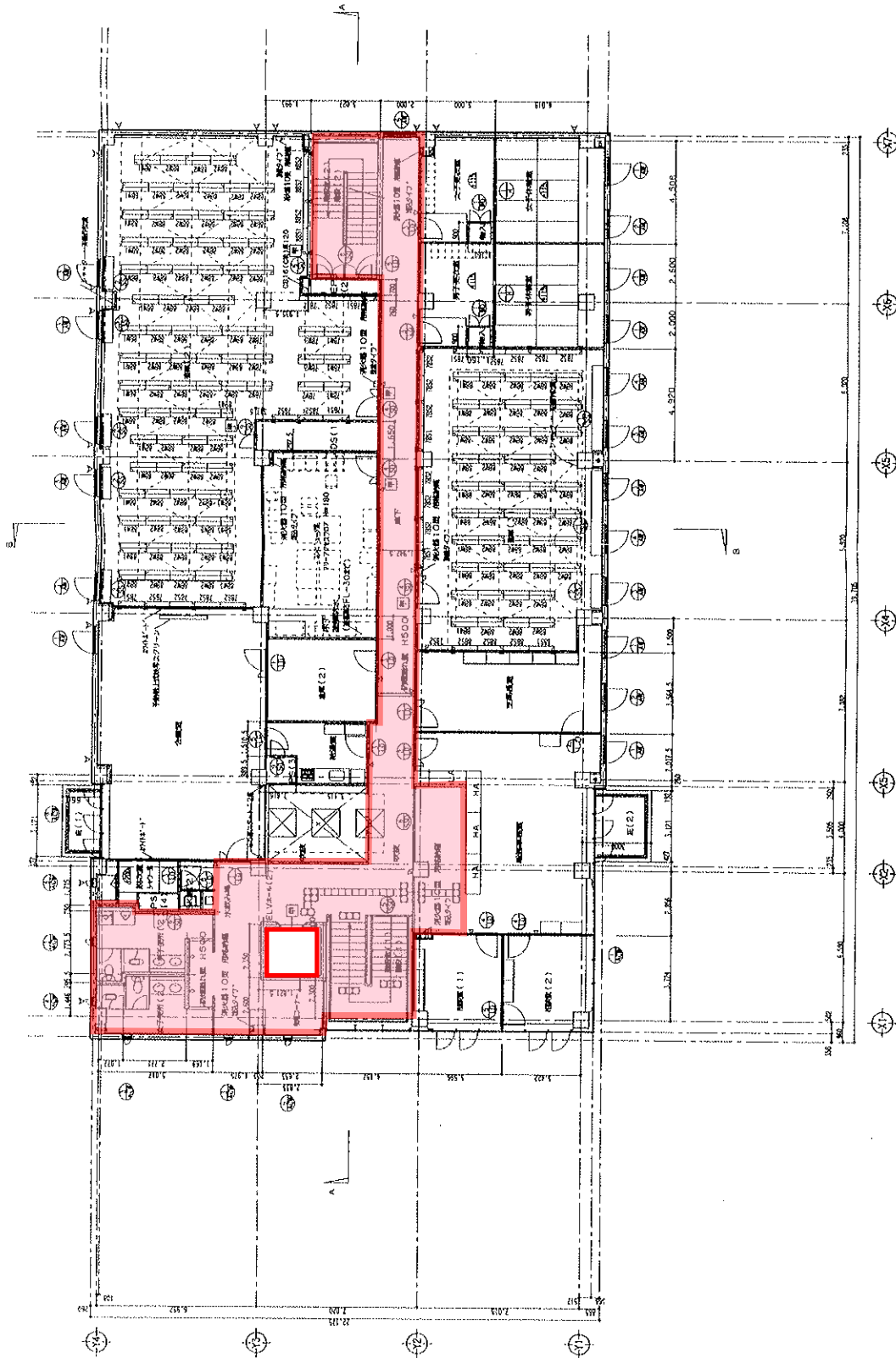


香取支局 ( 1 / 2 )

庁舎内対象面積

491.98m<sup>2</sup>





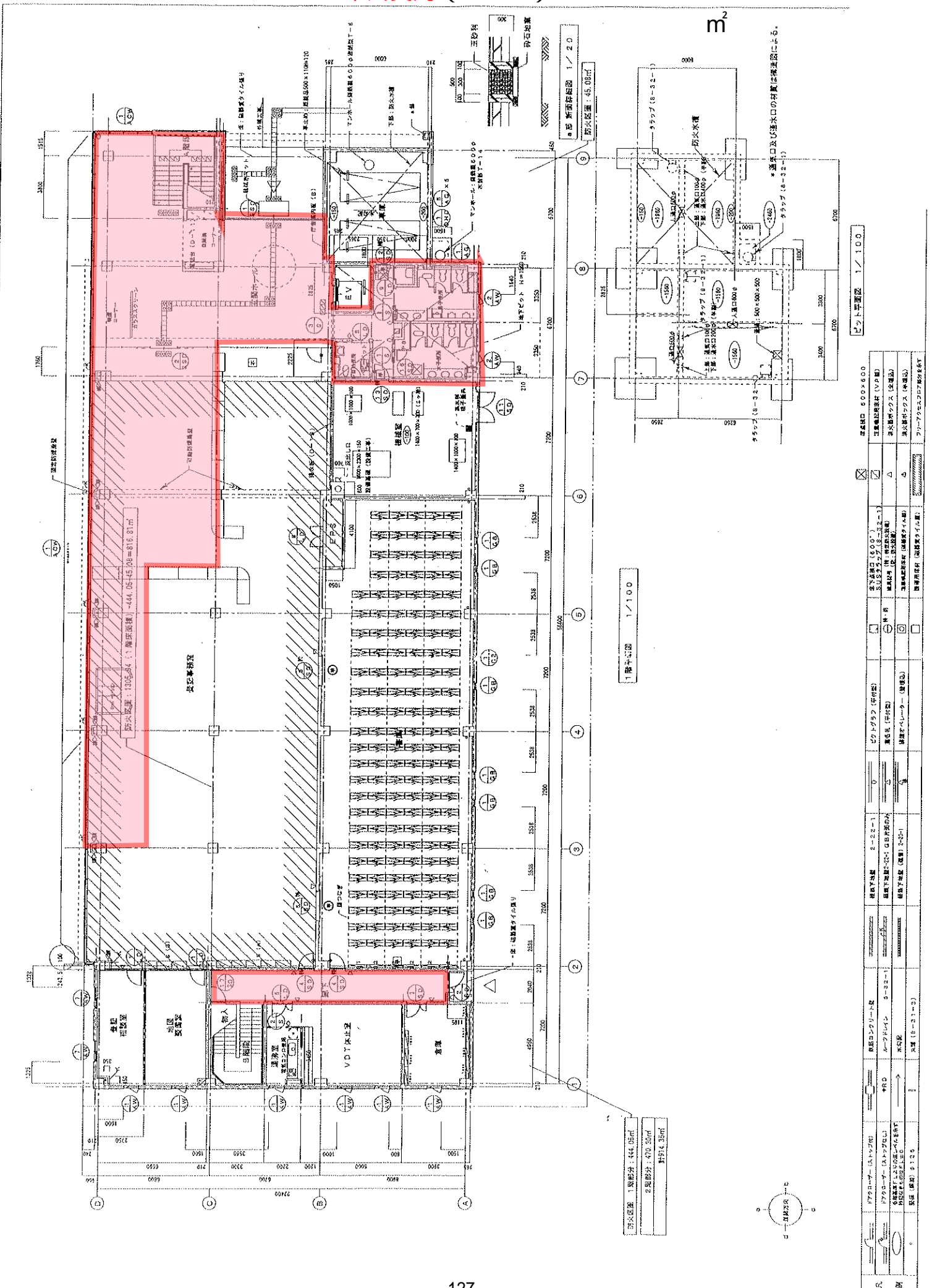








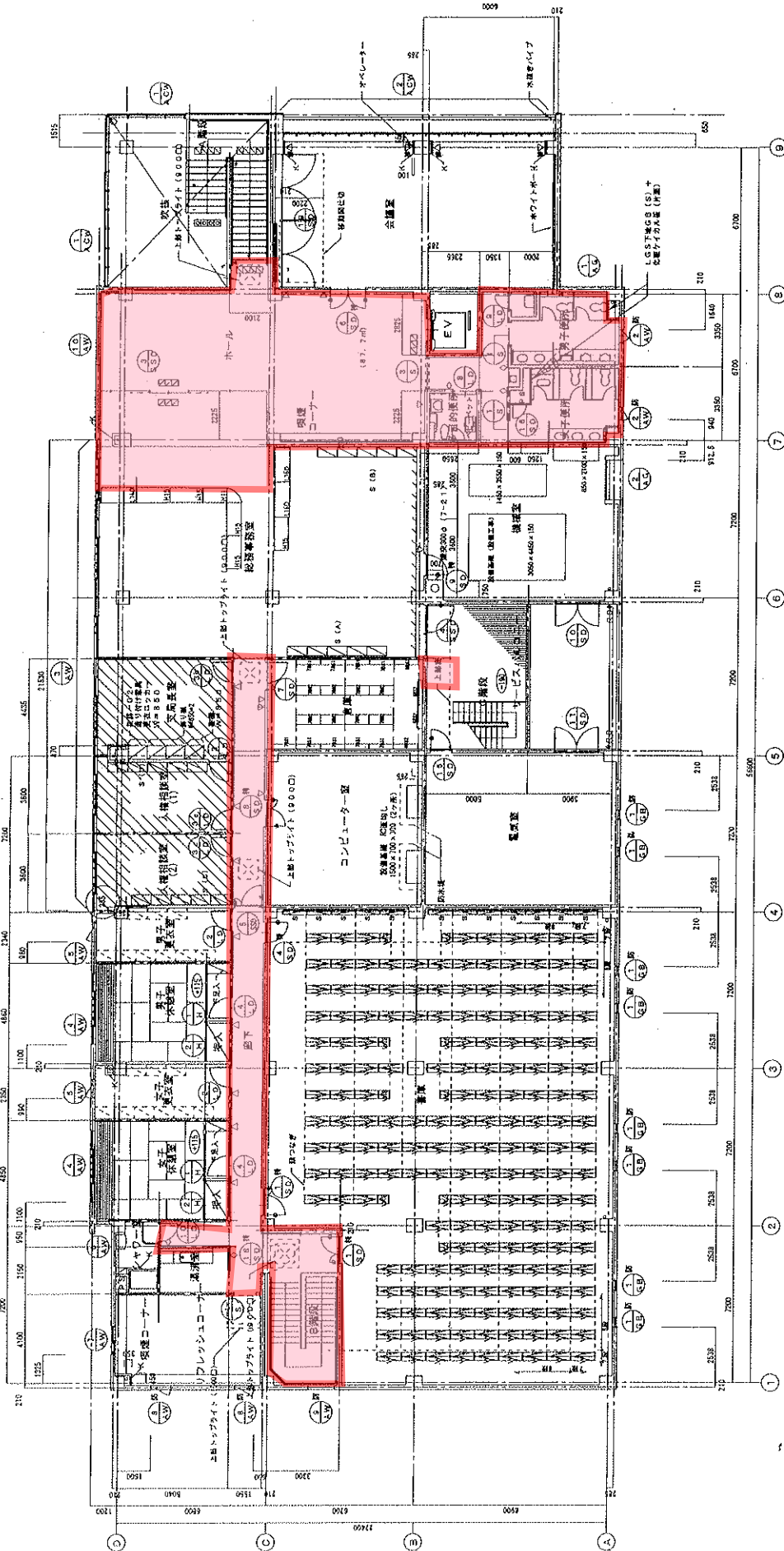
# 市川支局 ( 1 / 2 ) 庁舎内対象面積 607.62



防火区画 1 面積分: 444.05㎡  
 2 見込分: 470.36㎡  
 計: 914.41㎡

ピット平面図 1 / 100

記号	名称	仕様	数量	単位	備考
①	防火区画 1	耐火構造	1	区画	
②	防火区画 2	耐火構造	1	区画	
③	防火区画 3	耐火構造	1	区画	
④	防火区画 4	耐火構造	1	区画	
⑤	防火区画 5	耐火構造	1	区画	
⑥	防火区画 6	耐火構造	1	区画	
⑦	防火区画 7	耐火構造	1	区画	
⑧	防火区画 8	耐火構造	1	区画	
⑨	防火区画 9	耐火構造	1	区画	
⑩	防火区画 10	耐火構造	1	区画	
⑪	防火区画 11	耐火構造	1	区画	
⑫	防火区画 12	耐火構造	1	区画	
⑬	防火区画 13	耐火構造	1	区画	
⑭	防火区画 14	耐火構造	1	区画	
⑮	防火区画 15	耐火構造	1	区画	
⑯	防火区画 16	耐火構造	1	区画	
⑰	防火区画 17	耐火構造	1	区画	
⑱	防火区画 18	耐火構造	1	区画	
⑲	防火区画 19	耐火構造	1	区画	
⑳	防火区画 20	耐火構造	1	区画	
㉑	防火区画 21	耐火構造	1	区画	
㉒	防火区画 22	耐火構造	1	区画	
㉓	防火区画 23	耐火構造	1	区画	
㉔	防火区画 24	耐火構造	1	区画	
㉕	防火区画 25	耐火構造	1	区画	
㉖	防火区画 26	耐火構造	1	区画	
㉗	防火区画 27	耐火構造	1	区画	
㉘	防火区画 28	耐火構造	1	区画	
㉙	防火区画 29	耐火構造	1	区画	
㉚	防火区画 30	耐火構造	1	区画	



## 定期清掃業務仕様書

### 1 業務場所

別紙1のとおり。

### 2 作業の体制及び方針

#### (1) 業務委託期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日までとする。

#### (2) 作業回数

別紙1のとおり。

### 3 清掃範囲

#### (1) 床

別紙2のとおり。

#### (2) ガラス面積

別紙1のとおり。

### 4 作業概要

#### (1) 石材床

ア 箒等で埃を取り除く。

イ 適性洗剤を塗布し、フロアーマシン等で洗浄する。

ウ 汚水を除去し、洗剤が残らないようモップで水拭きをする。

エ 乾燥後、床維持剤を塗布する。

#### (2) ビニール床等

ア 箒等で埃を取り除く。

イ 適性洗剤を塗布し、フロアーマシン等で洗浄する。

ウ 必要に応じ剥離剤を塗布し、剥離洗浄をする。

エ 汚水を除去し、洗剤が残らないようモップで水拭きをする。

オ 乾燥後、床維持剤を塗布する。

#### (3) ガラス

ア 内外の埃を落とし、両面共にガラス用洗剤を塗布し汚れを除去した上、乾燥布又はガラススクイジー等で磨き拭きする。

イ 窓枠隅等に溜まった洗浄廃液をタオル等で拭き取り、サッシの内、ガラス面接触部分をタオル等で清拭する。

### 5 作業上の注意事項

- (1) 受託者（以下「乙」という。）は、作業内容（開始時間及び終了予定時間を含む。）及び実施日をあらかじめ施設管理担当者（以下「甲」という。）に通知し、その承認を得ること。

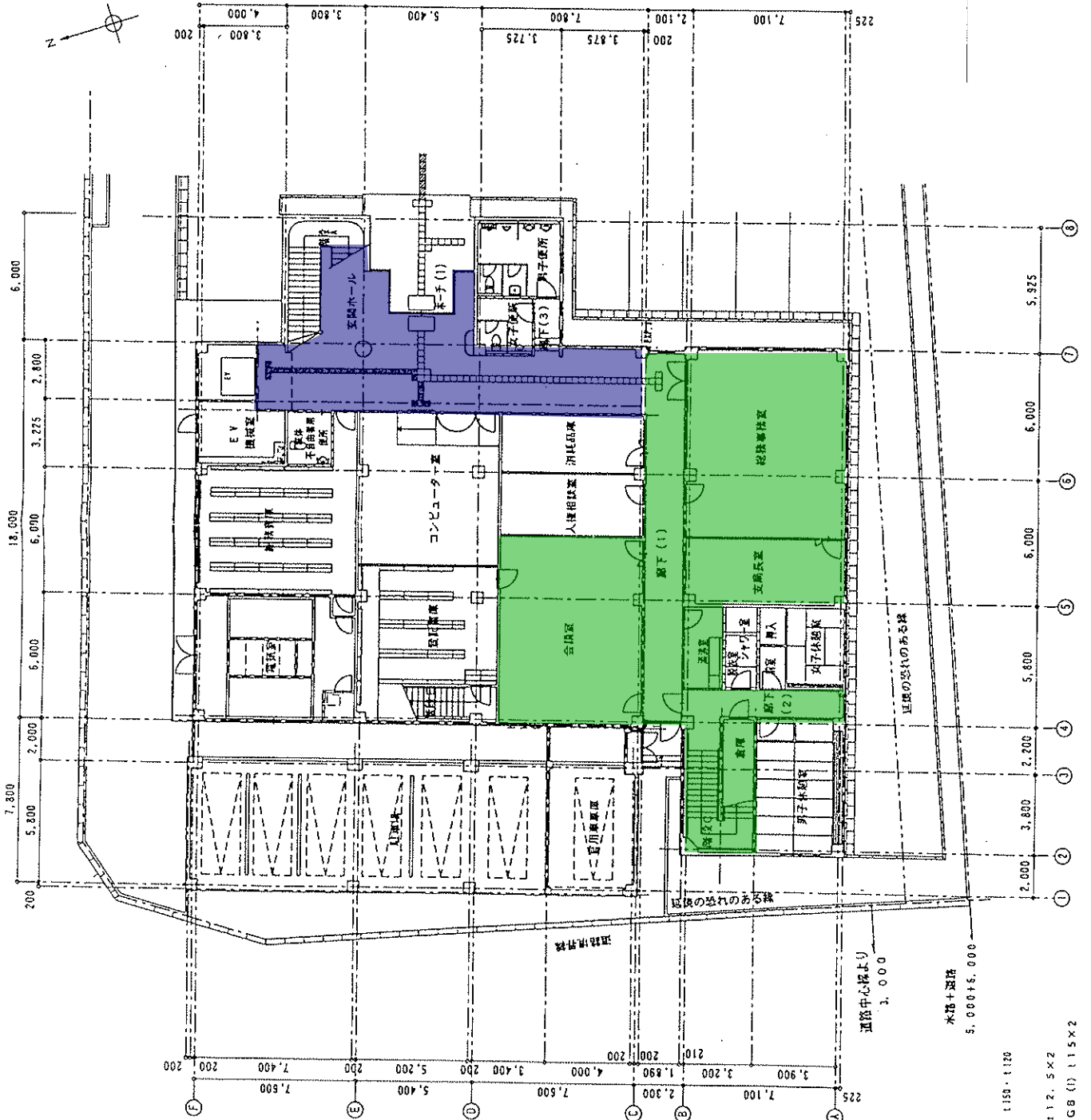
- (2) ビル内の床材等各材質を十分検討の上、最適の清掃資材を使用すること。
  - (3) 借用した鍵は厳重に取り扱い、業務を遂行する場所に限り使用すること。
  - (4) 清掃箇所について、特に甲から申出があった場合は、その指示に従うこと。
  - (5) 作業は、職員及び来客者の通行等に支障のないように留意すること。
  - (6) 作業中は、火気に十分注意すること。
  - (7) 用水及び電気は、節約に心掛けること。
  - (8) 作業中に施設、備品、工作物等を汚損・破損した場合には直ちに甲に届け出ること。
  - (9) 作業事故等が発生した場合は大小を問わず、全て甲に報告すること。
- 6 本仕様書に定めのない事項については、甲と緊密な連絡を取り、その指示に従うこと。

## 定期清掃業務一覧

庁舎	所在地	構造階数	延床面積 (㎡)	定期床清掃						ガラス清掃			備考
				年2回 7・12 月	年3回 5・9・1 月	カーペット 床 (㎡)	石材床 (㎡)	ビニール 床 (㎡)	年1回 12 月	年2回 7・12 月	ガラス 面積 (㎡)		
千葉地方法務局	佐倉 支局	佐倉市表町1丁目20番地11	RC-3	1,829.67	○	-	78.00	719.52	○	127.32			
	茂原 支局	茂原市高師台1丁目5番地3	S-2	1,637.69	○	-	9.90	729.34	○	115.59			
	柏 支局	柏市柏6丁目10番25号	RC-2	2,372.26	○	51.46	82.90	883.71	○	155.48			
	木更津 支局	木更津東中央3丁目1番7号	S-3	2,742.73	○	-	177.76	984.18	○	172.27			
	館山 支局	館山市北条2169番地1	RC-2	2,167.05	○	195.54	129.28	741.54	○	53.64			
	匝瑳 支局	匝瑳市八日市場ハ678番地3	RC-2	1,732.19	○	84.00	54.00	396.75	○	64.26			
	香取 支局	香取市佐原口2122番地40	RC-3	1,923.95	○	58.10	153.38	771.84	○	191.32			
	船橋 支局	船橋市海神町2丁目284番地1	RC-3	2,830.42	○	66.24	394.70	823.75	○	583.18			
	市川 支局	市川市大野町4丁目2156番地1	RC-2	2,689.95	○	232.79	273.04	933.94	○	303.53			
	市原 出張所	市原市八幡2384番地56	RC-2	1,953.28	○	52.00	113.75	673.16	○	217.28			
	成田 出張所	成田市郷部1322番地	RC-2	1,524.75	○	34.80	61.60	494.87	○	136.53			
	いすみ 出張所	いすみ市大原7400番地55	RC-2	706.00	○	13.50	42.00	276.50	○	52.72			
	東金 出張所	千葉市花見川区武石町1丁目520番	RC-2	1,824.70	○	221.36	38.97	133.92	○	123.76			
	本局 共用部分	千葉市中央区中央港1丁目11番3号	SRC-7	7,540.51	○	-	234.01	1227.04	○	1,035.43			
	専有部分				○	343.56	-	1399.14	-	-			

## 定期清掃委託範囲表

床材質・・・・・・・・赤→カーペット  
緑→ビニール床等  
青→石材床



凡例

- 道路境界線
- 道路の恐れのある線
- 道路中心線より 3,000
- 水溝+道路 5,000±5,000
- 消防コンクリート壁
- GB: コンクリートブロック壁 t150・t120
- 軽量鉄骨下地壁 一取壁
- 軽量鉄骨下地壁 透壁 GB: t12.5×2
- 軽量鉄骨下地壁 1間隔火壁 GB (1) t15×2
- KAZUCCI ALCA-JET 1P120





茂原支局 (1/2)



2階平面図 50=1/100

茂原支局 (2 / 2)



# 柏支局 (1/2)

改修平面図



市道 50153 号線

既存  
増築  
(指定部分  
以外)  
EV 13 人乗  
食器まで

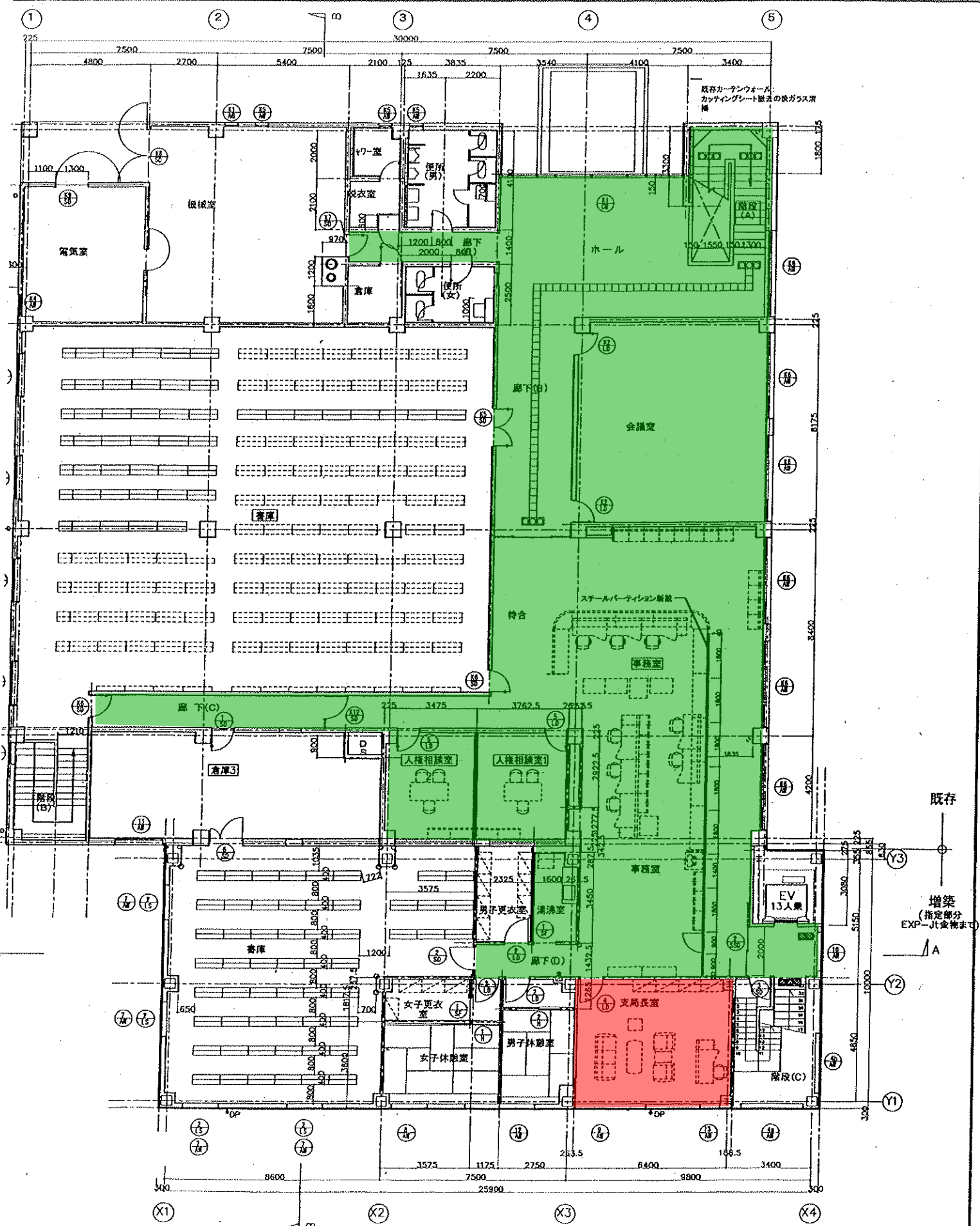
- 既設設備
- 改修設備
- 新設設備

改修番号のうち  
又は改修工事別記号を示す

凡例  
\*\*\*\*\* 変更項目番号を示す

口座名	千葉地方支局柏支局	索引番号	10001068	図号	7/30
所在	千葉県柏市柏 6-10-25	図面名称	1階平面図	縮尺	1/100
建物番号	001	建物の名称	柏法務支局	調査年月日	平成23年7月15日
建面積	延床面積 1,172.84㎡	延床積	延床積 177.77㎡ 17.23㎡	調査又は 調査者	国土交通省 氏名
構造	鉄骨造 2階建	調査者		氏名	南波実志

改修平面図



既存  
増築  
(指定部分  
EXP-Jt金物等)  
A

<p>凡例</p> <p>● 既存建具撤去</p> <p>○ 既存建具残置</p> <p>○ 新設建具</p>	<p>既存室名のうち [ ] で囲まれた室は改修工事対象室を示す</p> <p>凡例</p> <p>**** 変更項目番号を示す</p>
---	--

口座名	千葉地方支局柏支局	索引番号	10001068	調査日	8/30
所在	千葉県柏市柏 6-10-25	図面名称	2階平面図	縮尺	1/100
建物番号	001	建物の名称	柏法務支局	調査年月日	平成23年7月15日
建面積	既存 1,754.42 m <sup>2</sup> 増築 1,170.44 m <sup>2</sup> 合計 2,924.86 m <sup>2</sup>	延面積	既存 1,754.42 m <sup>2</sup> 増築 1,170.44 m <sup>2</sup> 合計 2,924.86 m <sup>2</sup>	調査者	宮崎 文彦 氏名 宮崎 文彦
構造	鉄骨造 2階建	調査者		調査者	宮崎 文彦

木更津支局 ( 1 / 3 )



木更津支局(2 / 3)



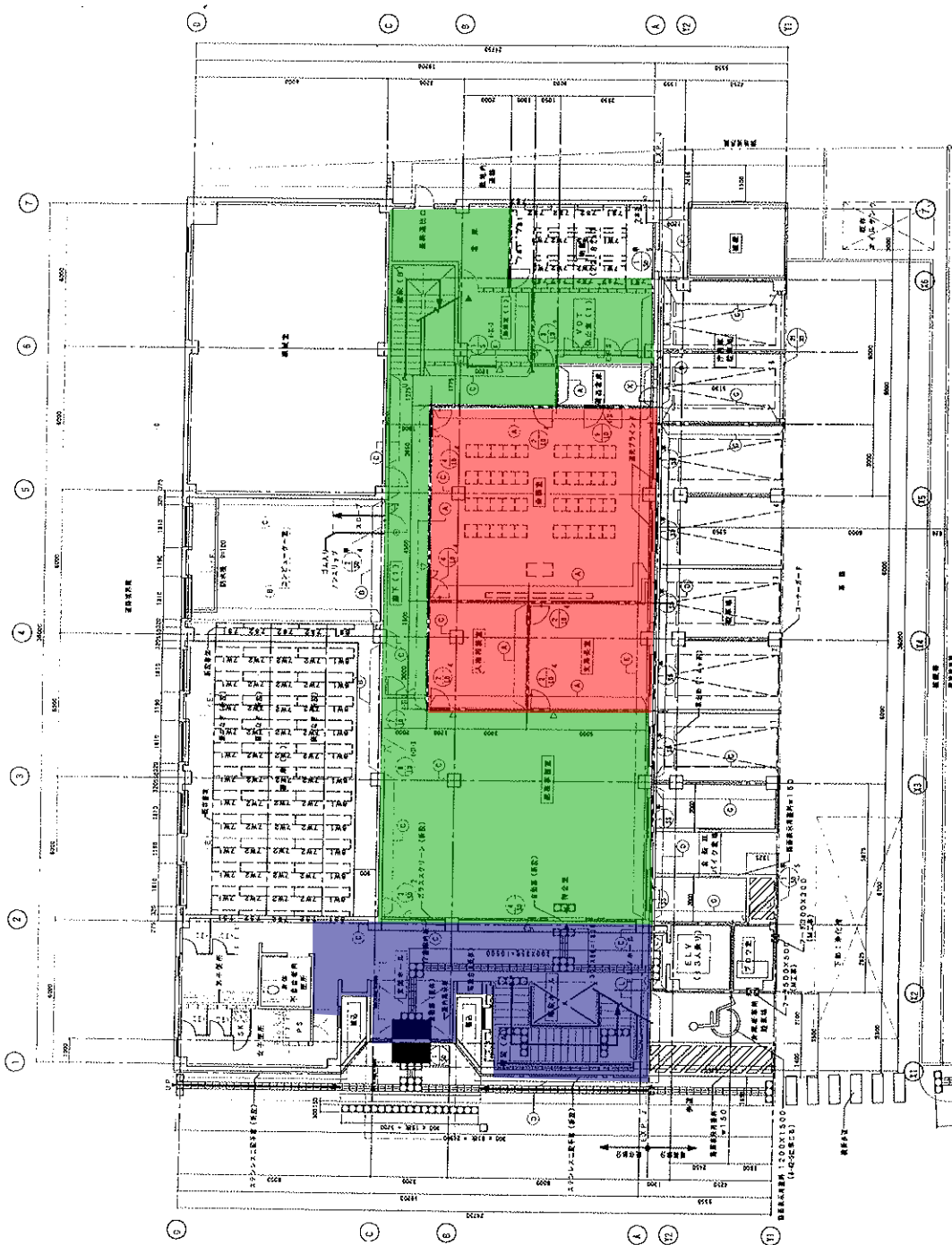






館山支局 ( 2 / 2 )





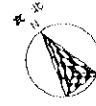
屋上設備凡例

○	LC17用 60-250V EP
○	LC17用 GS (F) (1.5-2.5kV) EP (保水機用 W1030等)
○	保水機用EP用器具
○	保水機用配管
○	保水機用配管 (1.5kV GS (GL) EP)
○	保水機用配管 (2.5kV GS (GL) EP)
○	保水機用配管 (3.3kV GS (GL) EP)
○	保水機用配管 (5.0kV GS (GL) EP)
○	保水機用配管 (6.6kV GS (GL) EP)
○	保水機用配管 (10.5kV GS (GL) EP)
○	保水機用配管 (15.0kV GS (GL) EP)
○	保水機用配管 (20.0kV GS (GL) EP)
○	保水機用配管 (25.0kV GS (GL) EP)
○	保水機用配管 (30.0kV GS (GL) EP)
○	保水機用配管 (35.0kV GS (GL) EP)
○	保水機用配管 (40.0kV GS (GL) EP)
○	保水機用配管 (45.0kV GS (GL) EP)
○	保水機用配管 (50.0kV GS (GL) EP)
○	保水機用配管 (55.0kV GS (GL) EP)
○	保水機用配管 (60.0kV GS (GL) EP)
○	保水機用配管 (65.0kV GS (GL) EP)
○	保水機用配管 (70.0kV GS (GL) EP)
○	保水機用配管 (75.0kV GS (GL) EP)
○	保水機用配管 (80.0kV GS (GL) EP)
○	保水機用配管 (85.0kV GS (GL) EP)
○	保水機用配管 (90.0kV GS (GL) EP)
○	保水機用配管 (95.0kV GS (GL) EP)
○	保水機用配管 (100.0kV GS (GL) EP)

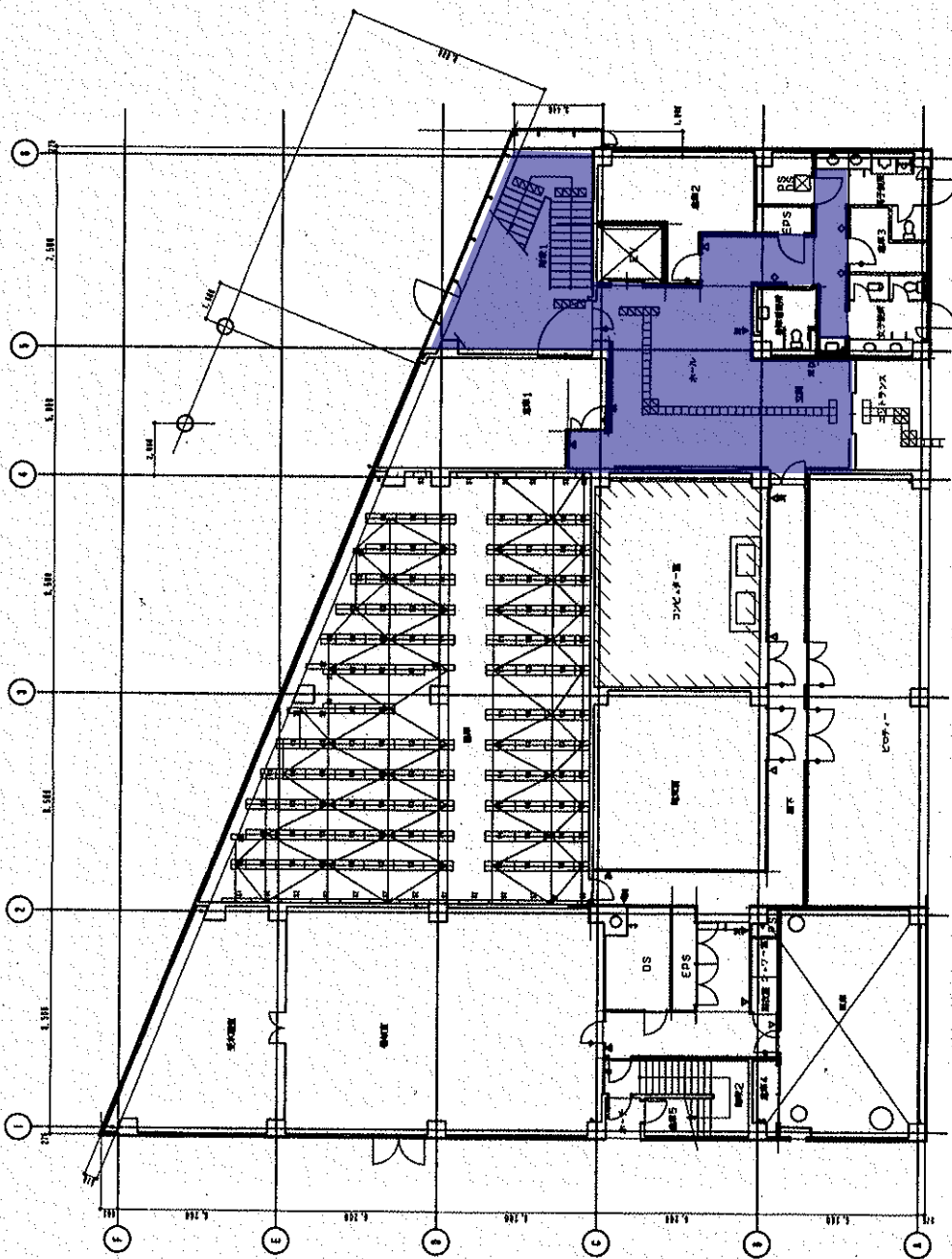
凡例

- △ 屋上設備
- △ 屋上設備 (1.5kV GS (GL) EP)
- △ 屋上設備 (2.5kV GS (GL) EP)
- △ 屋上設備 (3.3kV GS (GL) EP)
- △ 屋上設備 (5.0kV GS (GL) EP)
- △ 屋上設備 (6.6kV GS (GL) EP)
- △ 屋上設備 (10.5kV GS (GL) EP)
- △ 屋上設備 (15.0kV GS (GL) EP)
- △ 屋上設備 (20.0kV GS (GL) EP)
- △ 屋上設備 (25.0kV GS (GL) EP)
- △ 屋上設備 (30.0kV GS (GL) EP)
- △ 屋上設備 (35.0kV GS (GL) EP)
- △ 屋上設備 (40.0kV GS (GL) EP)
- △ 屋上設備 (45.0kV GS (GL) EP)
- △ 屋上設備 (50.0kV GS (GL) EP)
- △ 屋上設備 (55.0kV GS (GL) EP)
- △ 屋上設備 (60.0kV GS (GL) EP)
- △ 屋上設備 (65.0kV GS (GL) EP)
- △ 屋上設備 (70.0kV GS (GL) EP)
- △ 屋上設備 (75.0kV GS (GL) EP)
- △ 屋上設備 (80.0kV GS (GL) EP)
- △ 屋上設備 (85.0kV GS (GL) EP)
- △ 屋上設備 (90.0kV GS (GL) EP)
- △ 屋上設備 (95.0kV GS (GL) EP)
- △ 屋上設備 (100.0kV GS (GL) EP)









1. 船橋支局 2-1/118

- 凡例
- エレベーター
  - エレベーターホール
  - エレベーターシャフト
  - エレベータードア
  - エレベーター制御盤
  - エレベータースイッチ
  - エレベーター照明
  - エレベーター通気口
  - エレベーター排水口
  - エレベーター給排水
  - エレベーター電気配線
  - エレベーター配管
  - エレベーターケーブル
  - エレベーターケーブルダクト
  - エレベーターケーブルボックス
  - エレベーターケーブルリフト
  - エレベーターケーブルリフト装置
  - エレベーターケーブルリフト装置の電気配線
  - エレベーターケーブルリフト装置の配管
  - エレベーターケーブルリフト装置のケーブル
  - エレベーターケーブルリフト装置のケーブルボックス
  - エレベーターケーブルリフト装置のケーブルリフト
  - エレベーターケーブルリフト装置のケーブルリフト装置



# 船橋支局 ( 3 / 3 )



3階基本図 31/714

- 凡例
- 構造柱
  - 構造梁
  - ▭ 構造床
  - ▭ 構造壁
  - ▭ 構造天井
  - ▭ 構造床下
  - ▭ 構造基礎
  - ▭ 構造外壁
  - ▭ 構造内装
  - ▭ 構造仕上
  - ▭ 構造仕上げ
  - ▭ 構造防水
  - ▭ 構造防音
  - ▭ 構造防湿
  - ▭ 構造防虫
  - ▭ 構造防鼠
  - ▭ 構造防鳥
  - ▭ 構造防風
  - ▭ 構造防雪
  - ▭ 構造防雹
  - ▭ 構造防雨
  - ▭ 構造防露
  - ▭ 構造防凍
  - ▭ 構造防炎
  - ▭ 構造防火
  - ▭ 構造防煙
  - ▭ 構造防臭
  - ▭ 構造防垢
  - ▭ 構造防汚
  - ▭ 構造防塵
  - ▭ 構造防菌
  - ▭ 構造防霉
  - ▭ 構造防藻
  - ▭ 構造防虫
  - ▭ 構造防鼠
  - ▭ 構造防鳥
  - ▭ 構造防風
  - ▭ 構造防雪
  - ▭ 構造防雹
  - ▭ 構造防雨
  - ▭ 構造防露
  - ▭ 構造防凍
  - ▭ 構造防炎
  - ▭ 構造防火
  - ▭ 構造防煙
  - ▭ 構造防臭
  - ▭ 構造防垢
  - ▭ 構造防汚
  - ▭ 構造防塵
  - ▭ 構造防菌
  - ▭ 構造防霉
  - ▭ 構造防藻



# 市川支局 (1/2) 庁舎内対象面積 607.62



m<sup>2</sup>

ピット平面図 1/100

1階平面図 1/100

防火区画	1	面積分	444.05m <sup>2</sup>
防火区画	2	見附分	470.30m <sup>2</sup>
		計	914.35m <sup>2</sup>

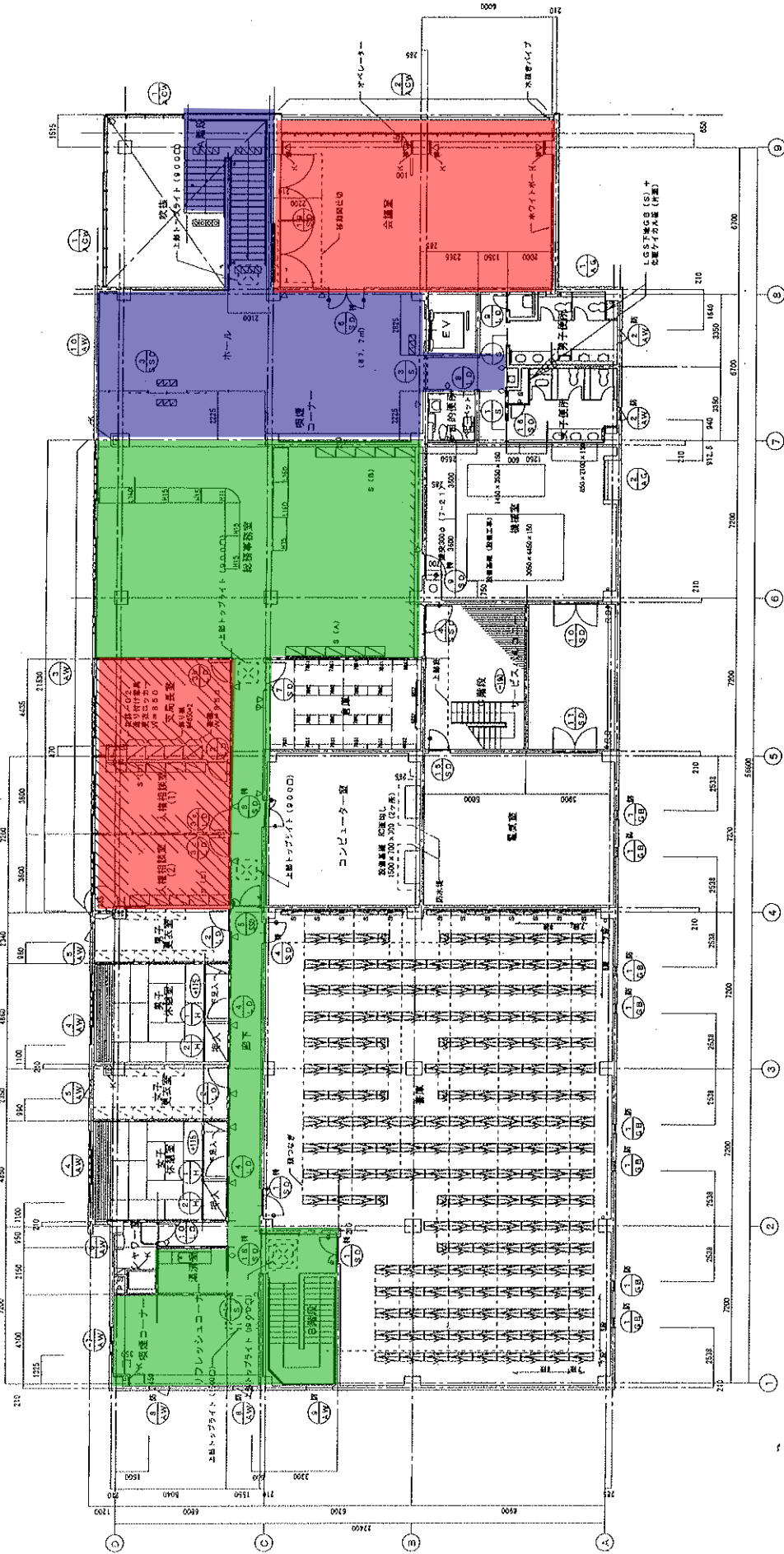
防火区画	1	面積分	444.05m <sup>2</sup>
防火区画	2	見附分	470.30m <sup>2</sup>
		計	914.35m <sup>2</sup>

防火区画	1	面積分	444.05m <sup>2</sup>
防火区画	2	見附分	470.30m <sup>2</sup>
		計	914.35m <sup>2</sup>

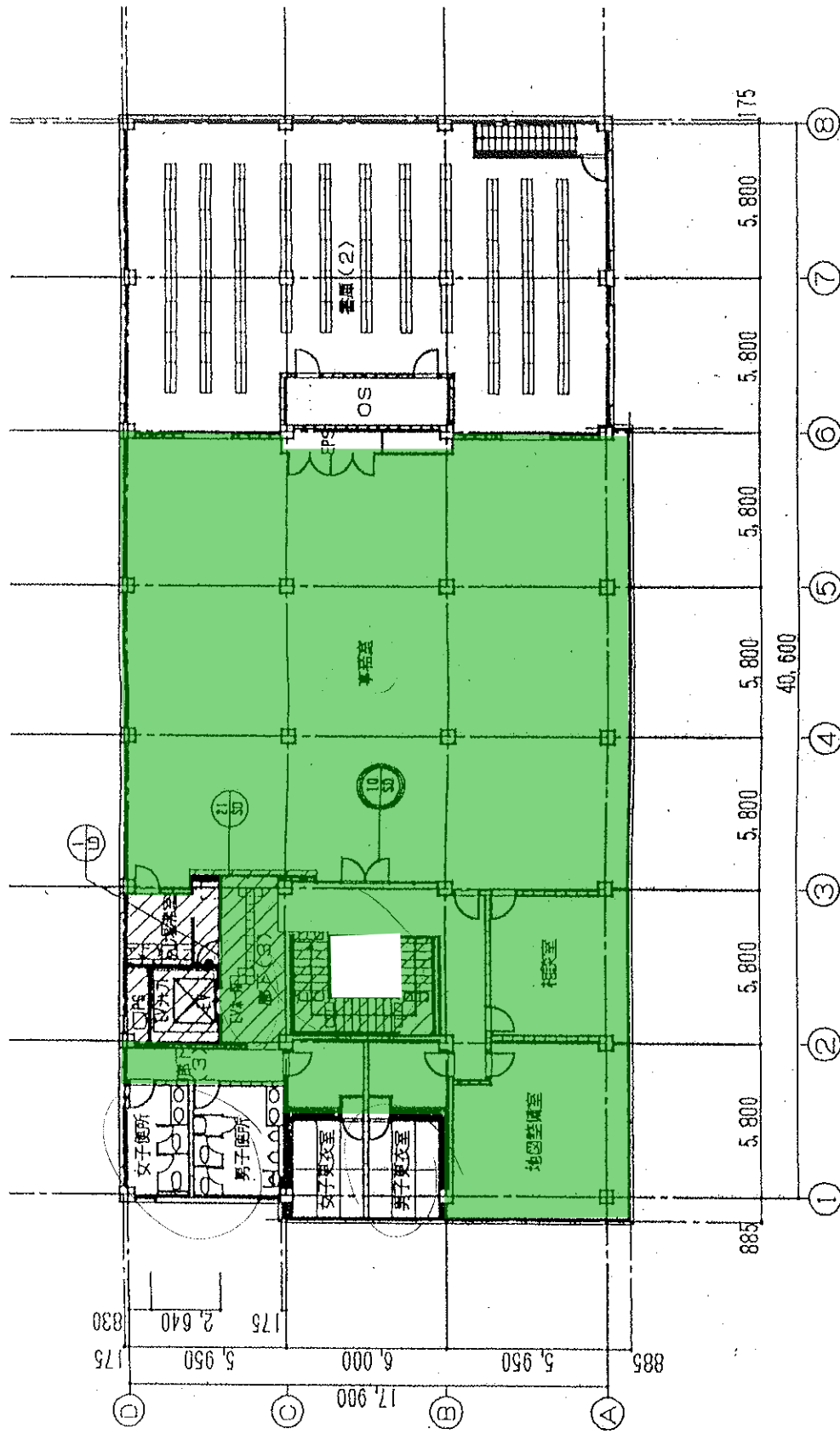
防火区画	1	面積分	444.05m <sup>2</sup>
防火区画	2	見附分	470.30m <sup>2</sup>
		計	914.35m <sup>2</sup>

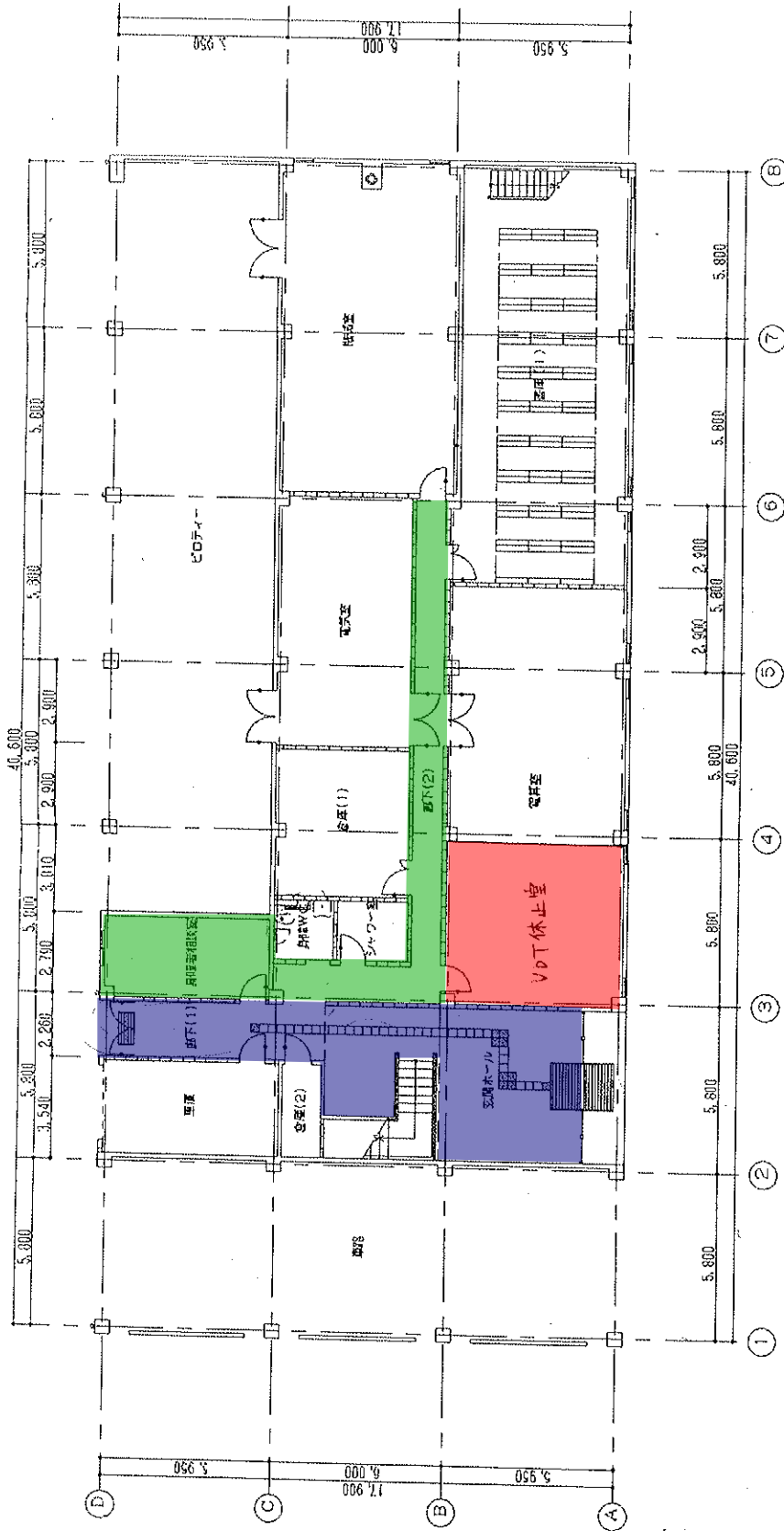






成田出張所 ( 1 / 2 )



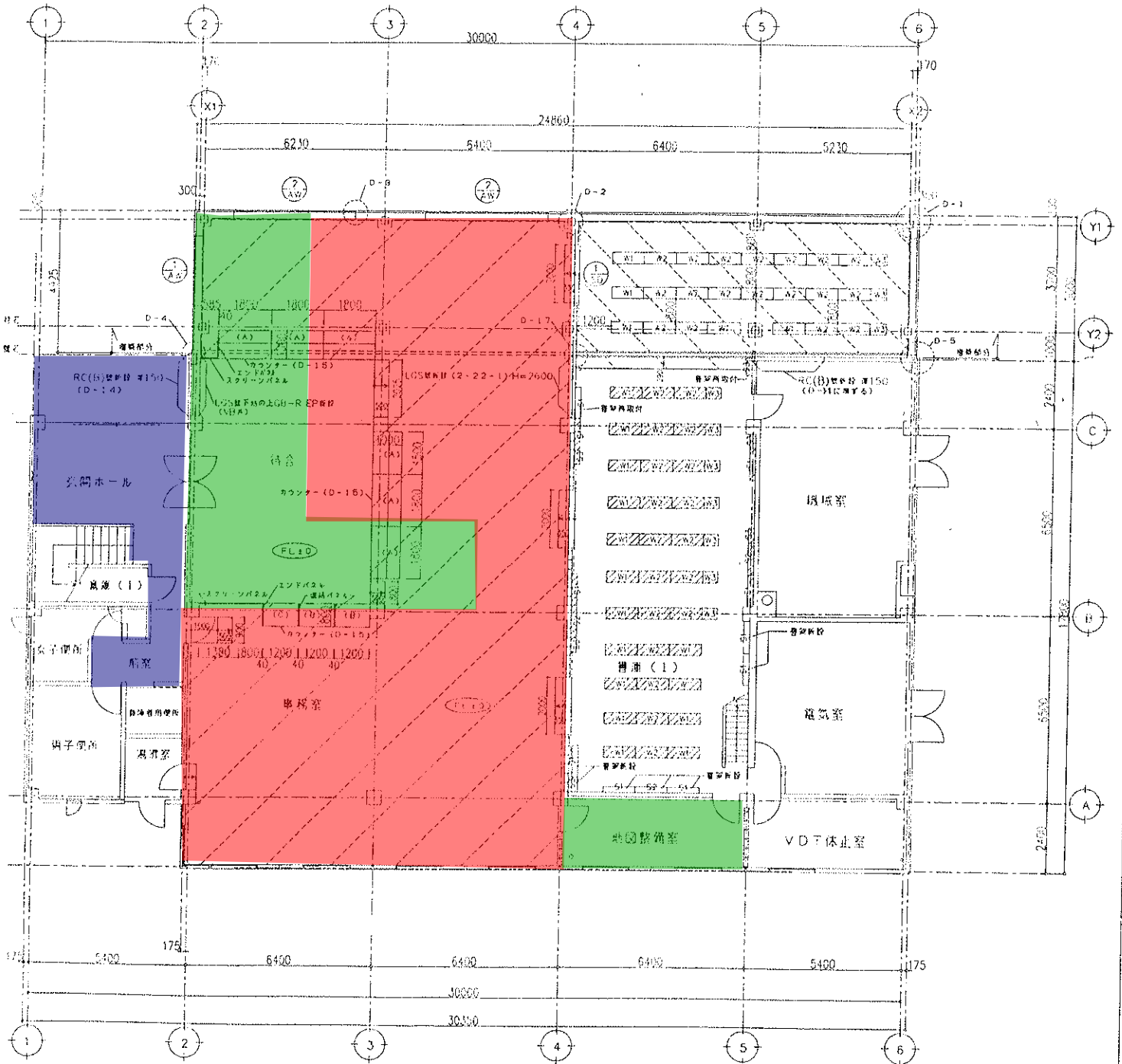


1階平面図



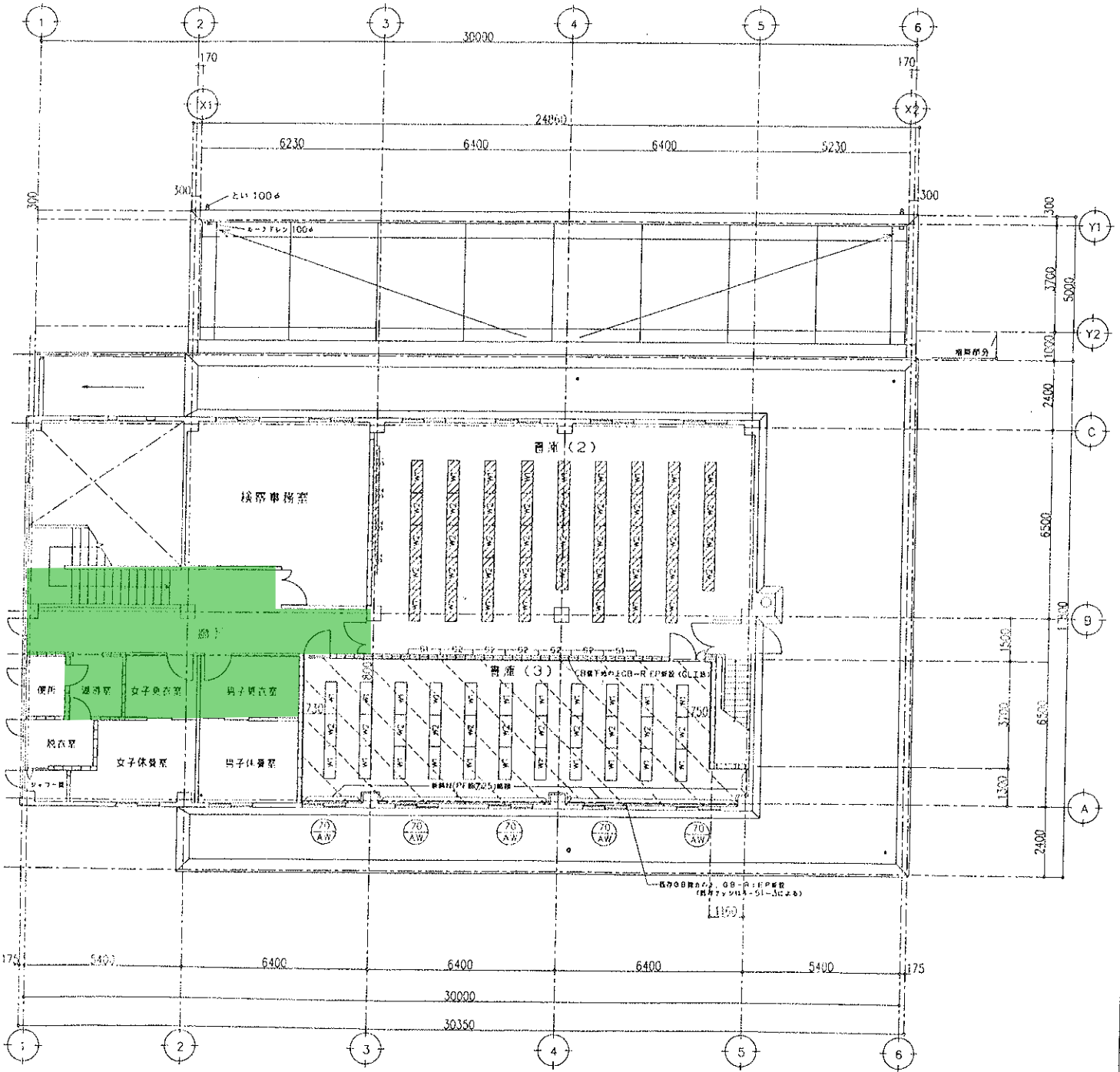
東金出張所 (1/2)

庁舎内対象面積 100.65㎡

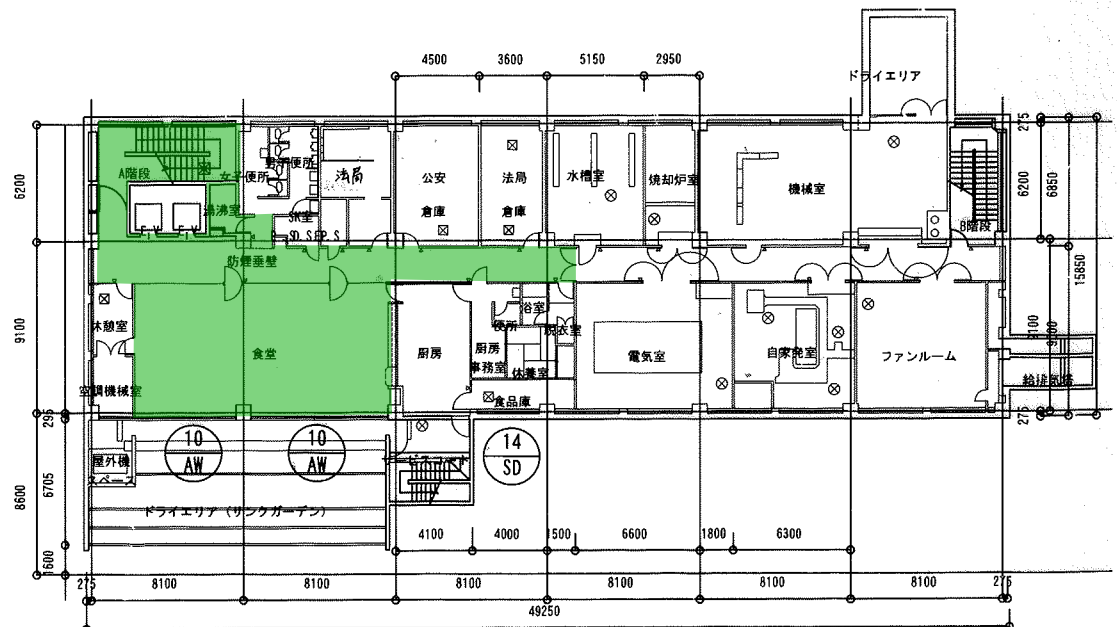
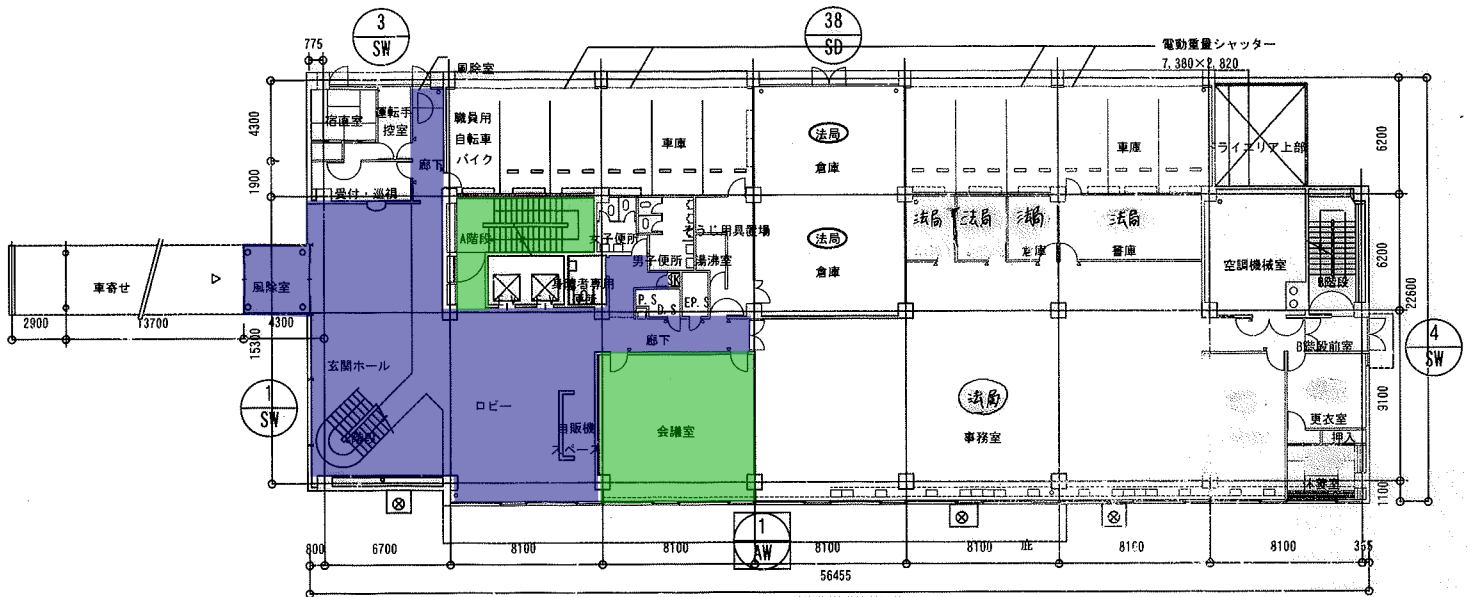
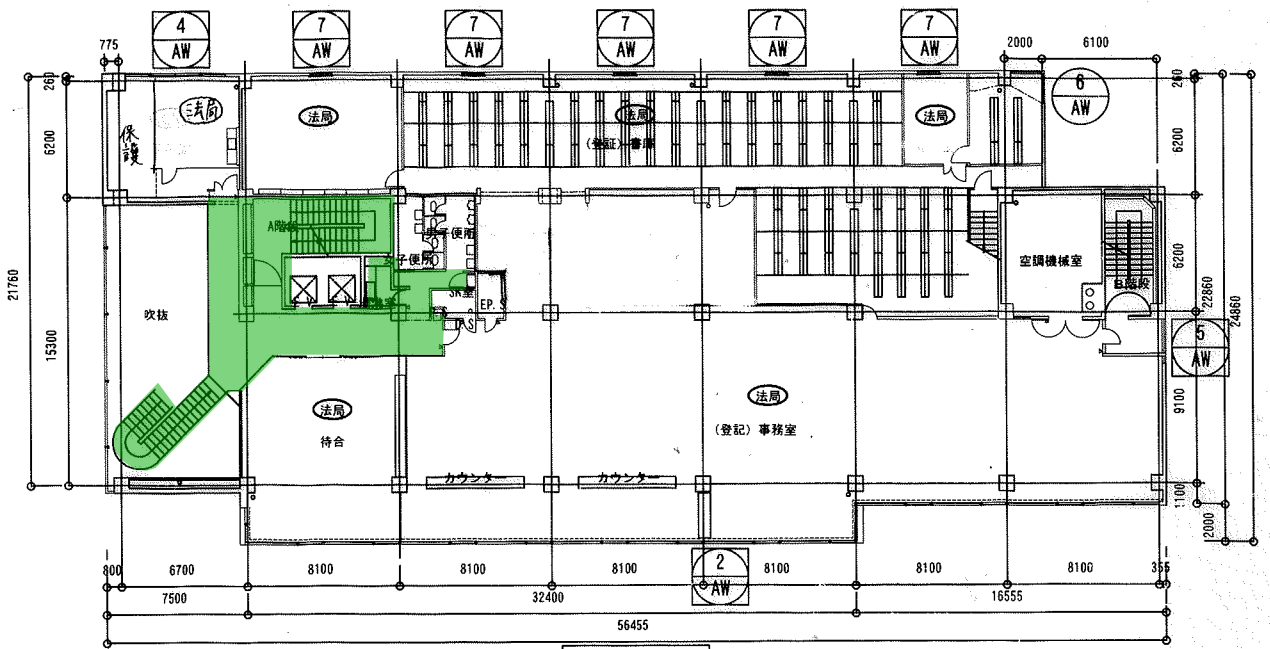


1階平面図



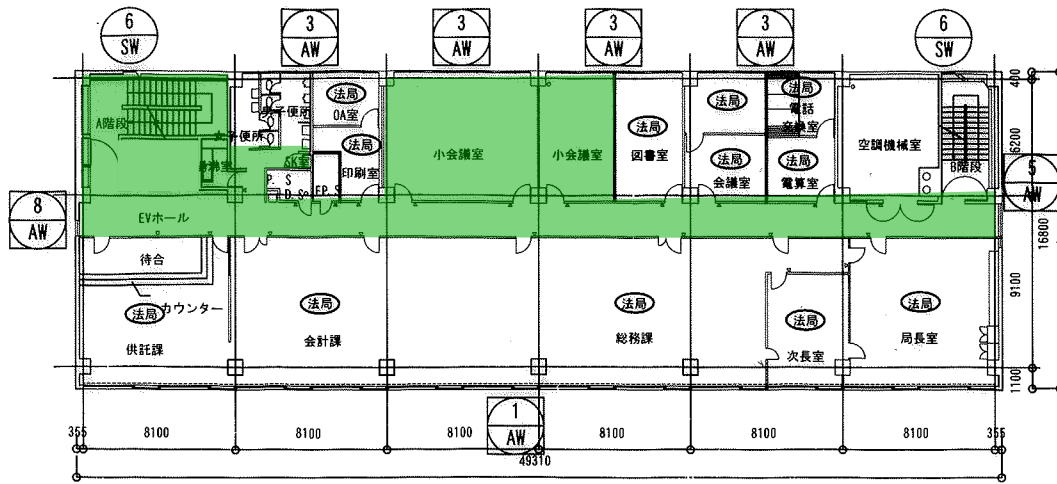


2階平面図

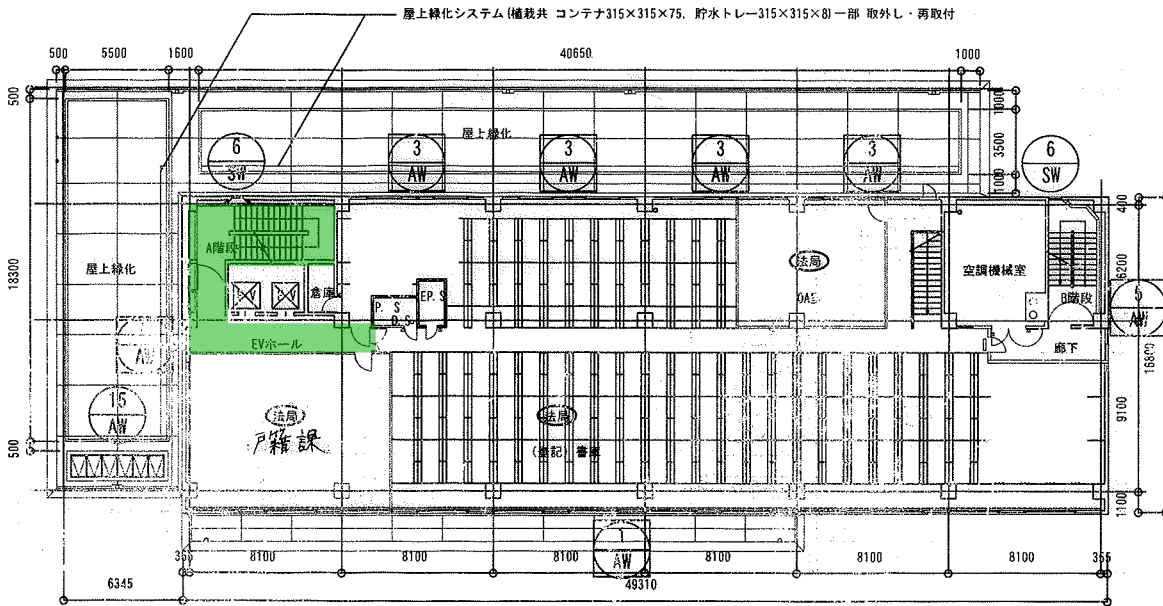


※外壁厚は180

# 本局 ( 2 / 4 )



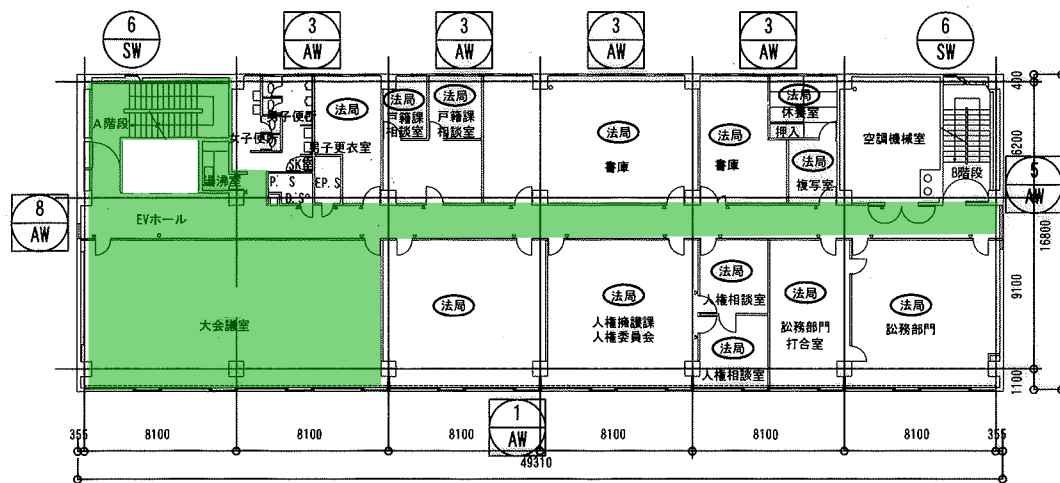
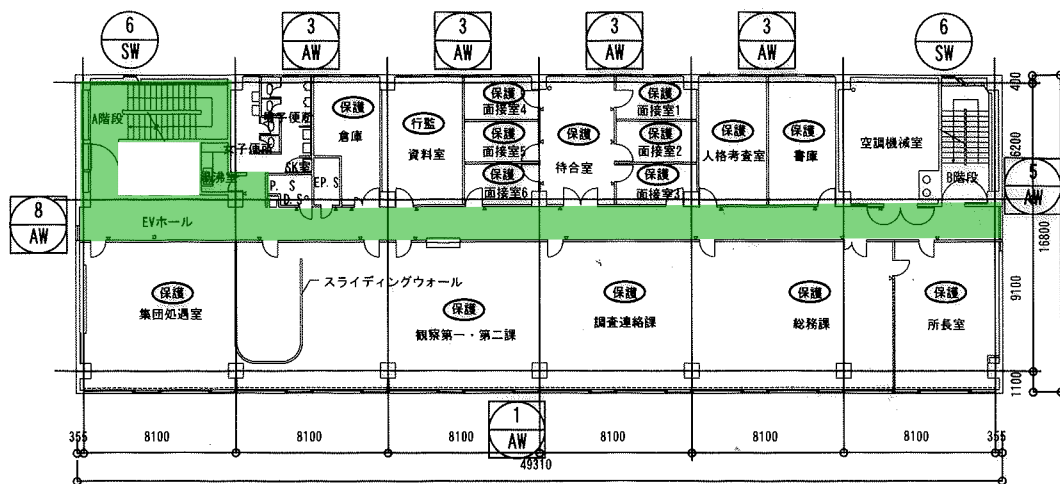
4階平面図



3階平面図

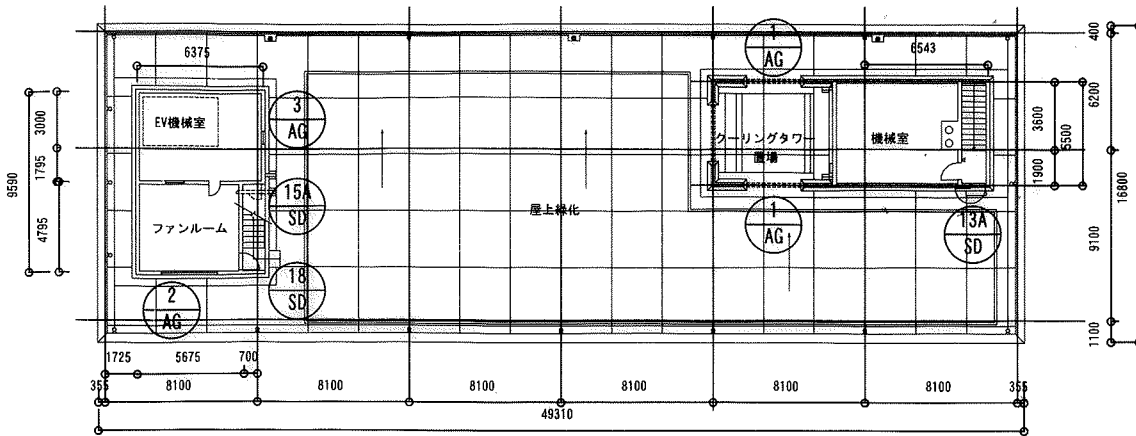


# 本局 ( 3 / 4 )

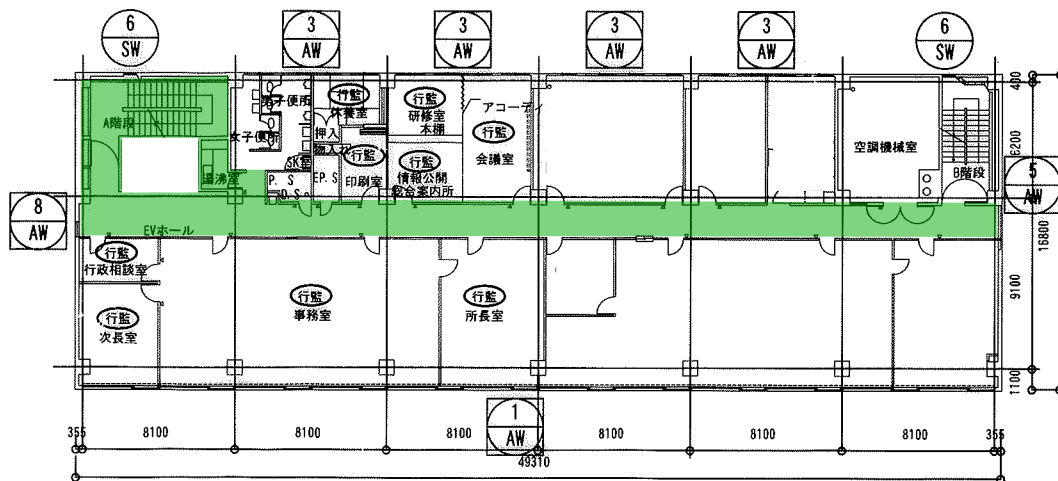


※外壁厚は180

# 本局 ( 4 / 4 )



R階平面図

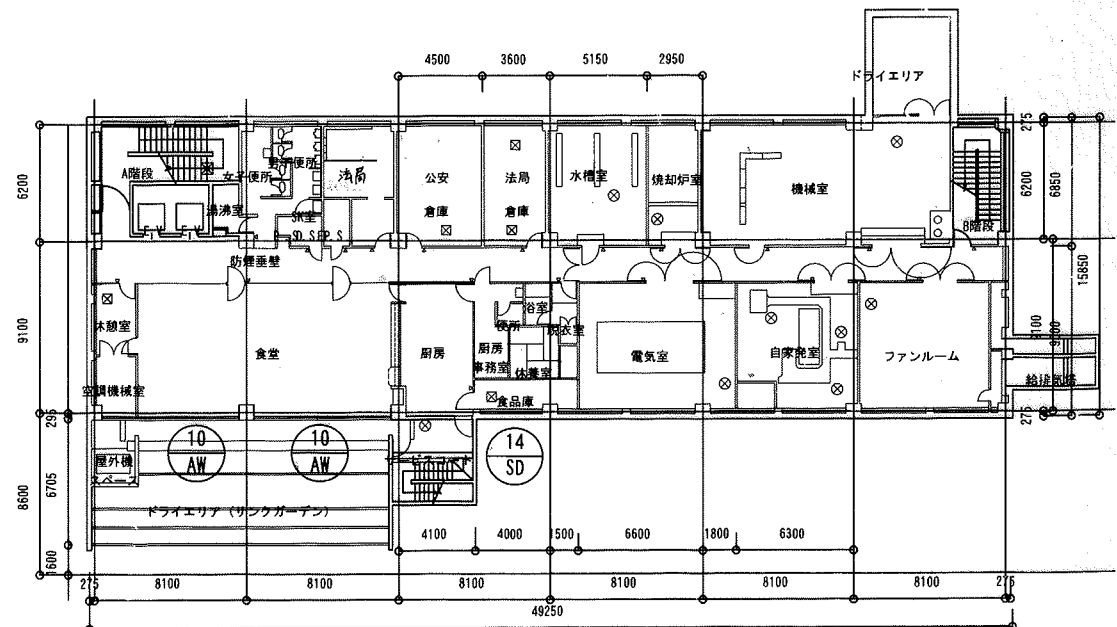
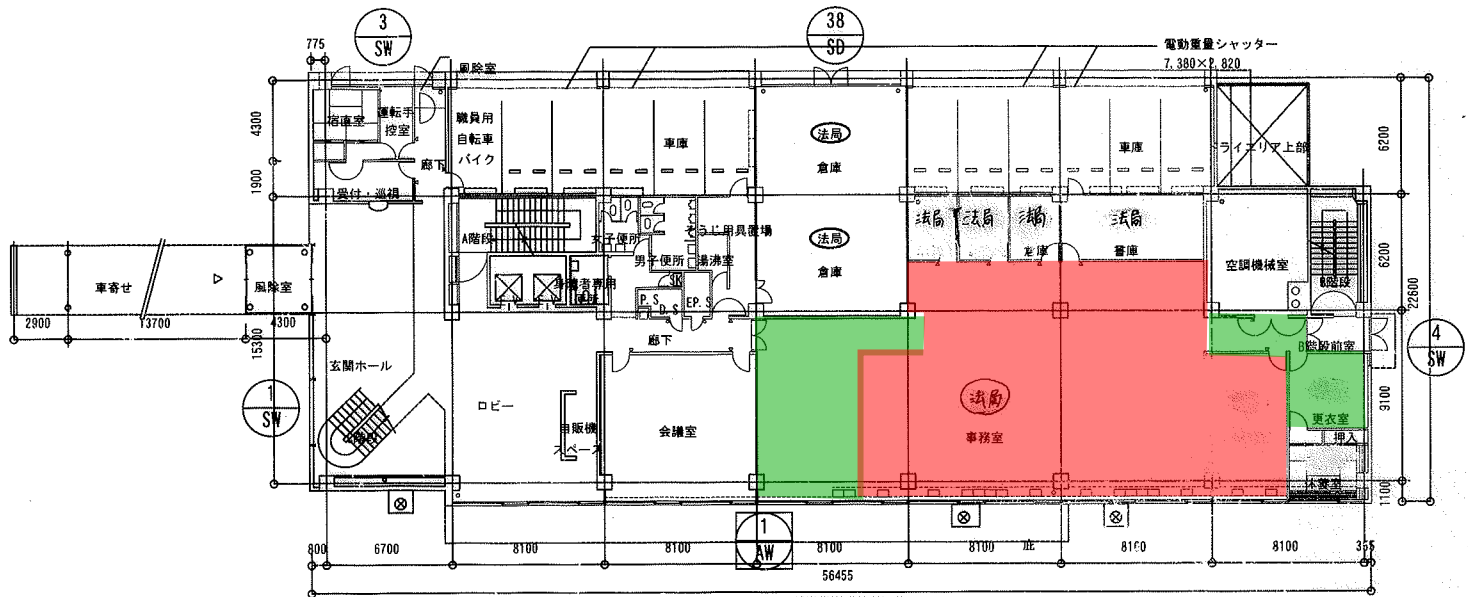
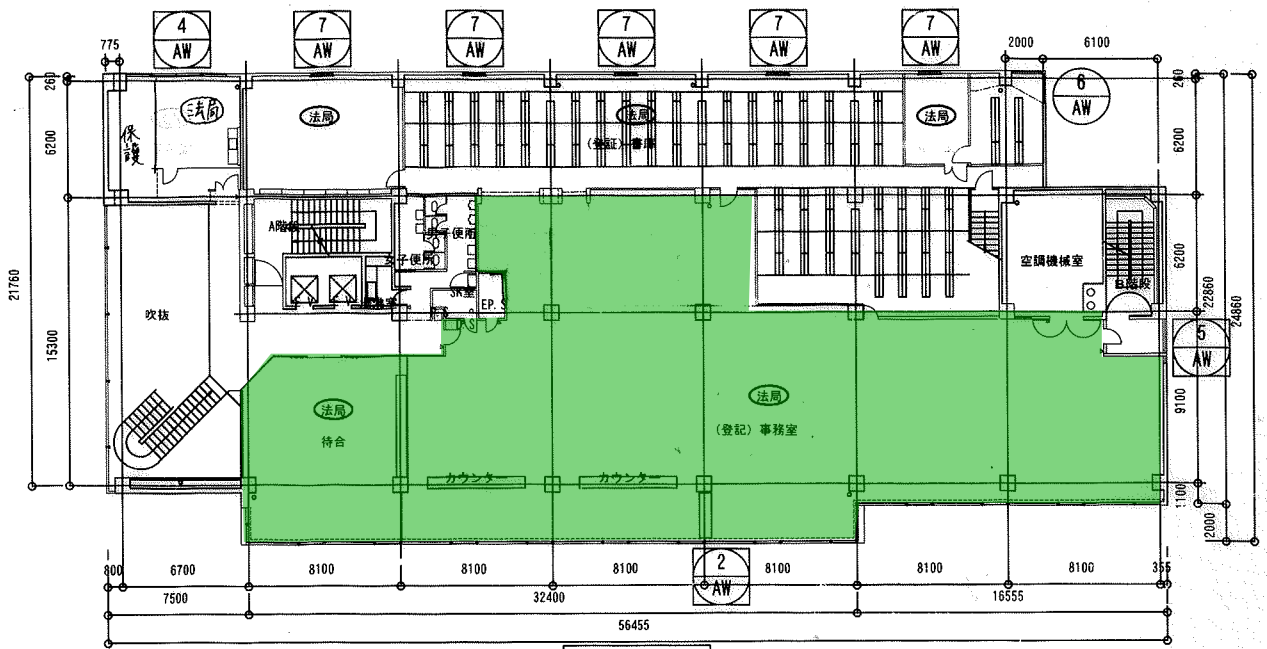


7階平面図

## 組織名

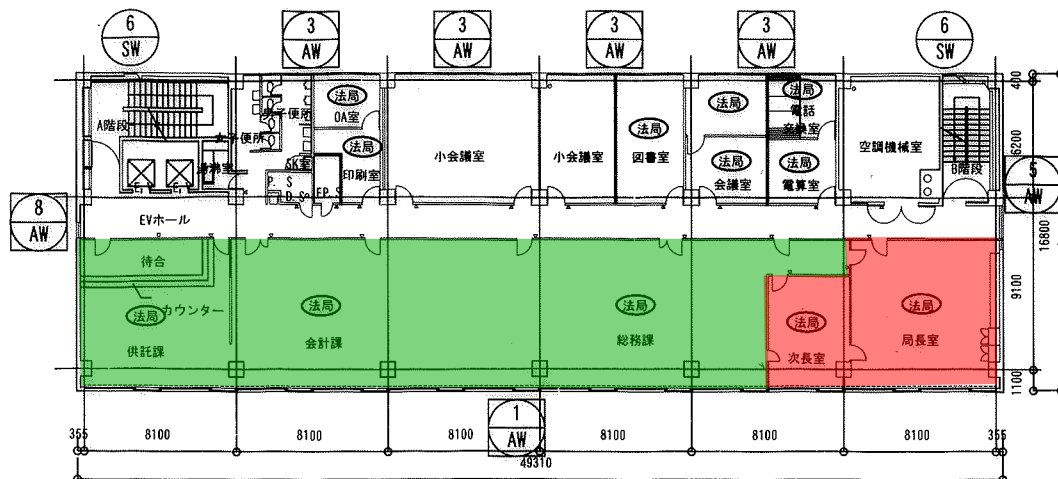
法局	千葉地方法務局
保護	千葉保護観察所
行監	千葉行政評価事務所
公安	千葉公安調査事務所



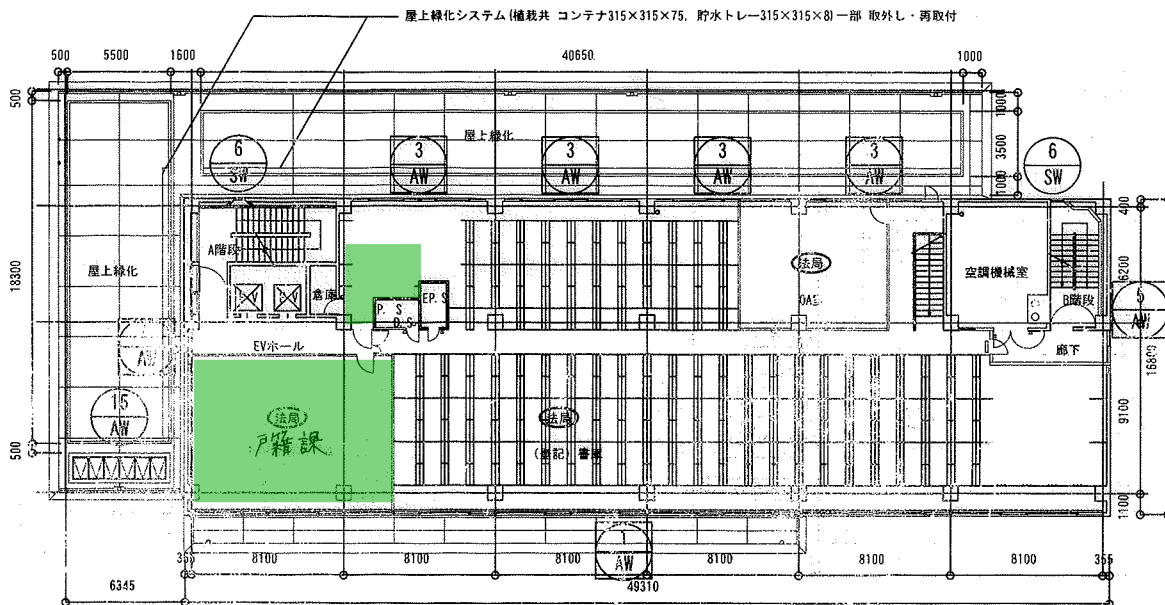


※外壁厚は180

# 本局 ( 2 / 4 )



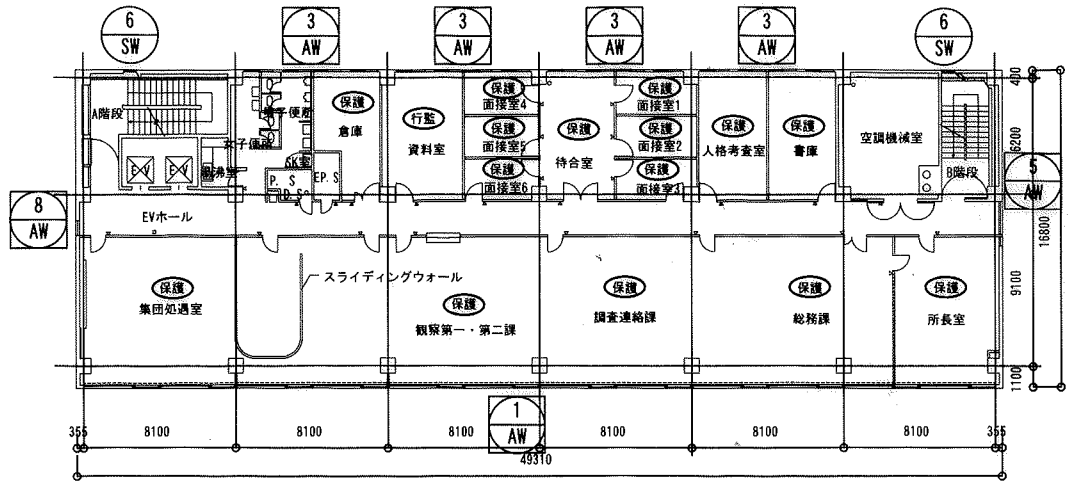
4階平面図



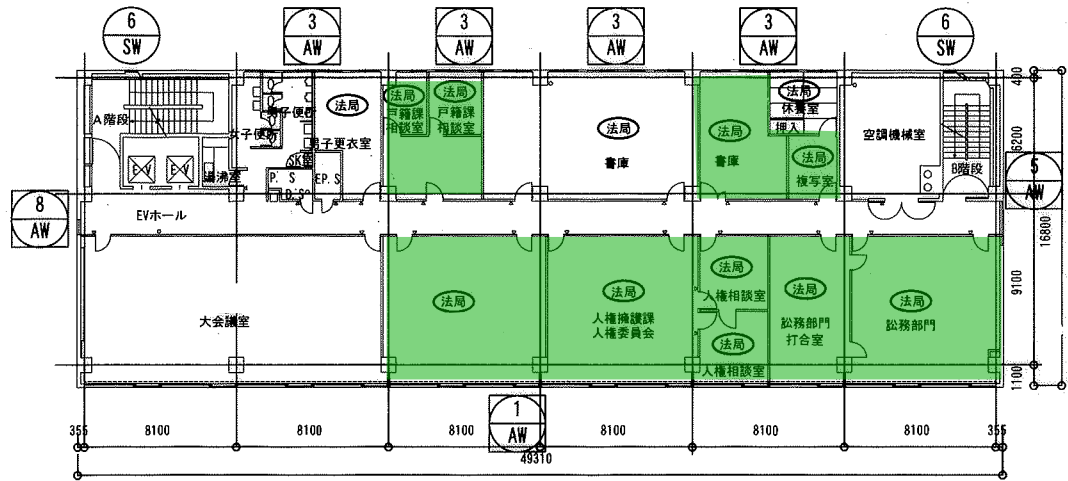
3階平面図



# 本局 ( 3 / 4 )



6階平面図

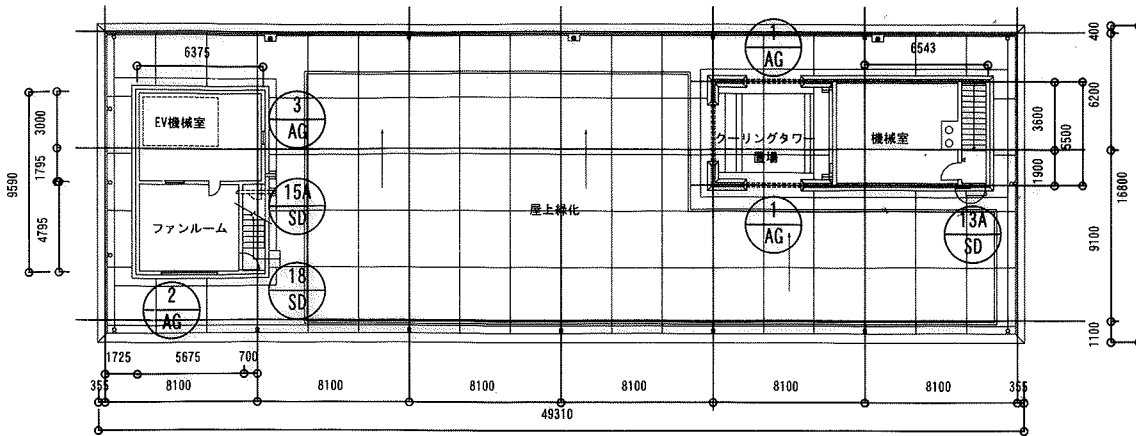


5階平面図

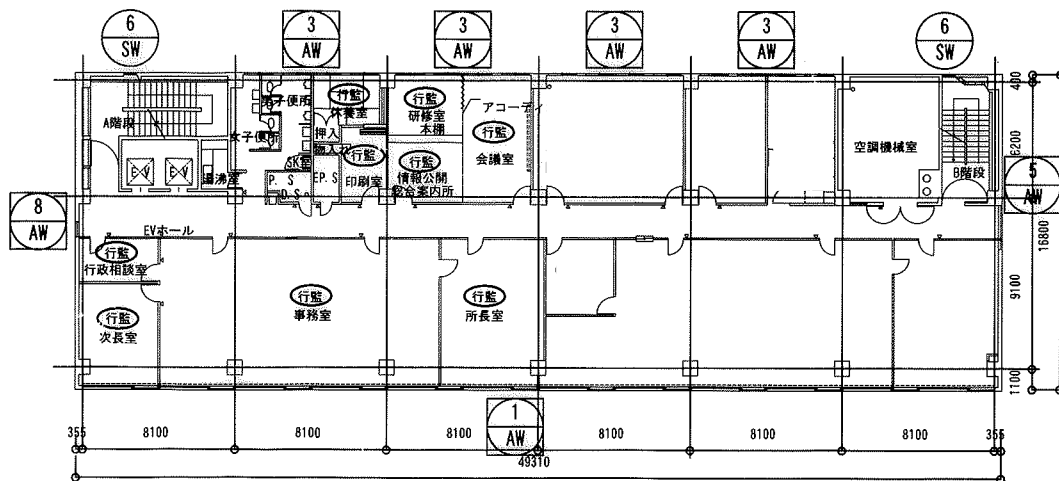
※外壁厚は180



# 本局 ( 4 / 4 )



R階平面図



7階平面図

## 組織名

法局	千葉地方法務局
保護	千葉保護観察所
行監	千葉行政評価事務所
公安	千葉公安調査事務所



## 庁舎警備業務仕様書

1. 機械警備業務
2. 施設警備業務
3. 駐車場警備業務

千葉地方法務局

## 機械警備仕様書

### 第1条 警備対象物件

別紙のとおり

### 第2条 警備目的

この警備は、対象物の火災・盗難を防止するとともにその他の不良行為を排除し、委託者（以下「甲」という。）の施設及び物品の保全を図り、その業務の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

### 第3条 警備任務

- 1 火災、盗難及び不良行為の拡大防止
- 2 事故確知時における関係先への通報・連絡（消防・警察）
- 3 事故報告書の提出

### 第4条 警備方法

機械警備システムによるものとする。

なお、同システムで使用する回線は、一般公衆用回線とする（常時遮断監視機能付）。

### 第5条 警備運営上の権限

甲は受託者（以下「乙」という。）に対し、警備業務遂行のために必要な警備上の権限を付与するものとする。

### 第6条 警備担当時間

平日： 17：15 ～ 翌08：30

休日： 08：30 ～ 翌08：30

### 第7条 警備責任時間

- 1 前条警備担当時間内において、警備対象物が無人の状態にあるときとする。
- 2 甲から警報装置作動開始の信号を受けたときに始まり、甲からの警報装置作動解除の信号を受けたときに終わるまでの間の時間とする。

### 第8条 委任期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日までとする。

### 第9条 警備実施要領

#### 1 警備機構

##### (1) 警報装置

警備対象物で発生した異常事態を乙の事業所へ自動的に通報する機能を有する。

##### (2) 乙の事業所

乙は警備実施時間中、警報受信装置を間断なく監視するとともに常に機動隊との連絡を保持する。

##### (3) 機動隊

常に乙の事業所との連絡を保持し、警備対象物の異常事態に備える。

#### 2 警備開始時と終了時の取扱い

##### (1) 警備開始時における取扱い

###### ア 甲における取扱い

(ア) 甲の最終退館者は、防火・防犯その他の事故防止上必要な処置をなし、確

認ランプで各警報機器のセット状況を確認する。

(イ) 次に最終退館者は、警備対象物に設置された警備機器をON（警戒）の状態にセットする。

イ 乙のガードセンターにおける取扱い

甲の最終退館者の警備機器の操作により自動的に標示されるON（警戒）の信号を確認し警備を開始する。

(2) 警備終了時における取扱い

ア 甲における取扱い

甲の最初の入館者は警備対象物に設置した警備機器をOFF（解除）の状態にセットする。

イ 乙のガードセンターにおける取扱い

甲の最初の入館者の操作により、自動的に標示されるOFF（解除）の信号を確認し警備を終了する。

3 警備実施時間中における甲の入館

原則として認めない。ただし、真にやむを得ない場合のみ次の要領により行う。

(1) 甲の届出の緊急連絡者は、乙（事業所）に対し警備中断の申し入れをし、警備機器を操作した後、甲の責任において処置するものとする。

(2) 甲の臨時入館中の警備は、甲の責任において実施する。

第10条 異常事態発生時における乙の処置

1 警報受信装置により、甲の警備対象物に異常事態が発生したことを確知したとき、乙は機動隊を速やかに急行させ、異常事態を確認するとともに事態の拡大防止に当たる。

2 警備対象物に到着した機動隊は、異常事態を確認後、事業所へその状況を連絡し、必要に応じて関係先へ連絡する。

3 あらかじめ届出のある甲の該当緊急連絡者へ連絡する。

第11条 警備報告等の提出

警備実施時間中に事故が発生したとき、乙は事故報告書を対象施設監督職員に提出する。

第12条 鍵の預託

警備実施に必要な鍵は、甲・乙相互に預託し、預託された鍵はそれぞれが厳重な取扱いと保管をするものとする。

第13条 警報装置の保守点検

甲に設置された警報装置の機能については、乙は適宜製造メーカーによる保守点検を行うものとし、点検の都度その状況を施設管理担当者へ報告するものとする。

第14条 甲の緊急連絡者名簿の提出

1 施設管理担当者は乙に対し、あらかじめ緊急連絡者名簿を提出する。

2 緊急連絡者名簿に変更があるときは、その都度遅滞なく文書をもって通知する。

第15条 甲は本契約期間中に警備装置等の不備が生じたときには、本契約を遂行するための処置をとるものとする。

第16条 その他

(1) 代替警備

機械警備システムの設置が整わない場合には、常駐による警備を行うものとする。

(2) 警備機器の撤去

警備機器を撤去する必要がある場合、又は、本契約期間満了時における警備機器の撤去に要する費用は、乙の負担とする。

(3) 定めのない事項

この警備仕様書に定めのない警備実施上の事項については、その都度協議し、文書で取り決めるものとする。

以 上

## 警備対象物件

庁 舎		所在地	構造階数	延床面積 (㎡)	(参考) 平成24年度 機械警備設備設置業者	備考	
千葉地方 方法務局	単 独 庁 舎	佐倉 支局	佐倉市表町1丁目20番地11	RC-3	1,829.67	セコム株式会社	
		茂原 支局	茂原市高師台1丁目5番地3	S-2	1,637.69	セコム株式会社	
		柏 支局	柏市柏6丁目10番25号	RC-2	2,372.26	セコム株式会社	
		木更津 支局	木更津東中央3丁目1番7号	S-3	2,742.73	セコム株式会社	
		館山 支局	館山市北条2169番地1	RC-2	2,167.05	セコム株式会社	
		匝瑳 支局	匝瑳市八日市場ハ678番地3	RC-2	1,732.19	セコム株式会社	
		香取 支局	香取市佐原口2122番地40	RC-3	1,923.95	セコム株式会社	
		船橋 支局	船橋市海神町2丁目284番地1	RC-3	2,830.42	セコム株式会社	
		市川 支局	市川市大野町4丁目2156番地1	RC-2	2,689.95	セコム株式会社	
		市原 出張所	市原市八幡2384番地56	RC-2	1,953.28	セコム株式会社	
		成田 出張所	成田市郷部1322番地	RC-2	1,524.75	セコム株式会社	
		いすみ 出張所	いすみ市大原7400番地55	RC-2	706.00	セコム株式会社	
	旧千葉西 出張所	千葉市花見川区武石町1丁目520番	RC-2	1,824.70	セコム株式会社	集中書庫	
	合 同	千葉地方合同庁舎	千葉市中央区中央港1丁目11番3号	SRC-7	7,540.51	総合警備保障株式会社	
	東金 出張所	東金市堀上334番地12	RC-2	966.23	セコム株式会社		

## 施設警備業務仕様書

- 1 業務場所 千葉市中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎
- 2 委託期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日までとする。
- 3 業務概要  
本業務は、上記合同庁舎の常駐警備業務を行うものとする。
- 4 業務仕様
  - (1) 共通仕様  
特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」（平成20年版）による。
  - (2) 特記仕様
    - ア 配置人員  
警備員2名体制とする。
    - イ 勤務時間  
土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く毎日とし、1名について午前7時から午後3時までとし、1名について午後1時から午後9時までとする。
    - ウ 警備内容  
別紙のとおり。
    - エ 警備計画書  
警備業務の実施に当たり、警備計画書を作成し、施設管理担当者（以下「甲」という。）に提出するものとする。
    - オ 服装等  
警備員の服装及び装備品は、原則として受託者（以下「乙」という。）の定めるものとする。  
ただし、護身用具を携帯する場合には、甲と協議するものとする。
    - カ 業務室等  
守衛室、警備員控室、休憩室の机、椅子、ロッカー等什器類の使用に当たっては、汚損、毀損等に十分留意すること。
    - キ 警備報告書の提出  
実施した業務内容を記載した警備報告書を毎日作成し、翌開庁日の午前9時までに甲に提出すること。
  - (3) 一般事項
    - ア 合同庁舎の管理・運営につき定められた諸規程を遵守すること。

- イ 甲と緊密な連絡を取ること。
  - ウ 服務規律を厳正にし合同庁舎の名誉を損なわないこと。
  - エ 来庁者の応接に際しては言語、態度等に留意すること。
  - オ 業務中に施設、備品、工作物等を汚損・破損した場合には直ちに甲に届け出ること。
  - カ 業務中に事故等が発生した場合は、事故等の大小を問わず、全て甲に報告すること。
- 5 本仕様書に定めのない事項については、甲と緊密な連絡を取り、その指示に従うこと。



## 警備内容

### 開庁前の業務（7：00～8：30）

- ・機械警備解除（7：00）
- ・玄関及び車庫シャッター等の解錠
- ・外周巡回
- ・立哨（8：00～8：25）
- ・第2駐車場設置時，出入口の解錠（8：30）

### 開庁中の業務（8：30～17：15）

- ・外周巡回
- ・駐車場内の交通整理  
（9：00～12：00及び12：45～16：50）
- ・不審者の監視

### 閉庁後の業務（17：15～21：00）

- ・第2駐車場設置時，出入口の施錠
- ・玄関及び車庫シャッター等の施錠
- ・外周巡回
- ・庁舎内巡回
- ・機械警備確認（21：00）

### 警備員室内における業務

- ・庁舎内出入者の監視
- ・来庁者の案内

## 駐車場警備業務委託

- 1 警備対象 船橋市海神町 2-284-1  
千葉地方法務局船橋支局駐車場
- 2 委託期間  
平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。
- 3 目的  
委託者（以下「甲」という。）の所有又は管理する上記警備対象内の財産、人命の保護に任じ、業務の円滑なる運営に寄与することを目的とする。
- 4 任務  
別紙のとおりとする。
- 5 勤務時間  
別紙のとおりとする。
- 6 留意点
  - (1) 甲の規則及び慣行を尊重すること。
  - (2) 施設管理担当者の指定する責任者と緊密なる連携を保持すること。
  - (3) 服務規律を厳正にし、甲の名誉を傷つけないこと。
  - (4) 甲の職員と良好なる人間関係の保持に努めること。
  - (5) 来客の応対に際しては、言語、態度に留意すること。
  - (6) 事故の取扱い、措置に当たっては、努めて甲と協議すること。
- 7 警備計画書  
警備業務の実施に当たり、警備計画書を作成し、施設管理担当者に提出するものとする。
- 8 服装、装具  
警備士の服装及び装具は、次の物を使用すること。
  - (1) 制服、制帽
  - (2) 誘導灯、警笛
- 9 報告
  - (1) 警備報告  
実施した業務内容を記載した警備報告書を、毎日対象施設監督職員に提出すること。
  - (2) 事故報告  
事故発生の際は、速やかに口頭で対象施設監督職員に報告するとともに、後刻、書面をもって報告すること。
- 10 その他  
警備実施上、この仕様書に定めのない事項については、施設管理担当者と協議の上決定すること。

## 任 務

配置ポスト	任 務
駐 車 場	<p>受託者（以下「乙」という。）は駐車場に位置し，次の任務を行なう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 来庁車両の（駐車可能スペースへの）誘導及び案内 （ただし，細部への誘導については行わない）</li> <li>2 駐車違反車両（不良駐車）に対する指導</li> <li>3 満車時における入場制限</li> <li>4 不審車両，不審物積載車両発見時の連絡，通報</li> <li>5 その他 当該業務上やむを得ないと判断された事項</li> </ol> <p>※ 重要事項については，甲乙協議の上決定してから行なう。</p>

## 勤務時間

配置ポスト	担 当 時 間	人 員	備 考
駐車場管理	<p>【A班】</p> <p style="padding-left: 40px;">8：30～11：30</p> <p style="padding-left: 40px;">12：45～17：15</p> <p>【B班】</p> <p style="padding-left: 40px;">8：45～12：45</p> <p style="padding-left: 40px;">13：45～17：15</p> <p>各班1名，各7時間30分</p>	2名	<p>月曜日～金曜日</p> <p>〔土曜日，日曜日，祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は休み〕</p>

環境衛生管理業務仕様書

千葉地方法務局

## 建築物環境衛生管理業務仕様書

### 1 業務場所

千葉市中央区中央港1丁目11番3号

千葉地方合同庁舎

### 2 請負業務の範囲

千葉地方合同庁舎建築物環境衛生管理

### 3 業務要領

- (1)受託者（以下「乙」という。）は、業務責任者として、建築物における衛生的環境の確保に関する法律の規定による建築物環境衛生管理技術者を選任すること。
- (2)対象施設の維持管理が同法に定める環境衛生上適正に行われるよう、別紙の要領によりその職務を行うこと。
- (3)各委託業務に要する消耗品、清掃用具、機材、資材（洗剤及び薬品等）並びに汚泥等の処理に要する経費は乙の負担とする。
- (4)費用負担が不明確なものについては、委託者（以下「甲」という。）と、乙間協議の上決定する。
- (5)乙は別紙の業務実施後、実施報告書及び結果報告書を速やかに施設管理担当者に提出すること。
- (6)本仕様書に定めのない事項については、甲、乙間協議の上決定する。

項目	回数	実施月	実施内容
1 空気環境測定	6回	5月・7月 9月・11月 1月・3月	庁舎内の使用時間中，各階ごと（13箇所）に測定する。
2 水質基準検査	1回	8月	ビル管理法施行規則第4条第1項第3号に準じて水質基準検査を行う。 ・省略不可項目 ・金属等項目 ・トリハロメタン等項目
	1回	2月	・省略不可項目
3 ばい煙測定	2回	8月・12月	大気汚染防止法に基づいて「ばい塵量」・「窒素酸化物」について測定を行う。
4 貯水槽清掃	1回	2月	受水槽（25m <sup>3</sup> ）及び高架水槽（12m <sup>3</sup> ）について洗浄を行い，終了後塩素殺菌をする。
5 汚水槽 雑排水槽清掃	2回	8月・2月	槽内の汚水及び残留物質を排除し，必要に応じて消毒を行う。 （汚水槽15m <sup>3</sup> ・雑排水槽15m <sup>3</sup> ）
6 ねずみ害虫防除  全館 （全域対象）  重点区域 （厨房・給湯 室水周り・ 機械室等）	2回	6月・12月	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する省令に基づく。  生息状況を把握する為にトラップ配置・目視等の調査の結果，問題のあった区域に薬剤散布等の防除を実施する。
	4回	4月・8月 10月・2月	生息状況を把握する為にトラップ配置・目視等の調査の結果，問題のあった区域に薬剤散布等の防除を実施する。

植栽管理業務仕様書

千葉地方法務局

## 植 栽 管 理 業 務 仕 様 書

### 1 委託期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日までとする。

### 2 作業の体制及び方針

(1) 作業の種類 緑地年間管理業務（千葉地方合同庁舎（本局）以外の各庁は、年1回ずつの作業とする。）

#### (2) 作業期間

ア 年間業務工程表を作成の上、施設管理担当者（以下「甲」という。）にあらかじめ提出するものとする。

イ 作業に当たっては、作業場所、作業内容及び実施日をあらかじめ甲に通知し、その承認を得るものとする。

(3) 樹木等の種類を十分検討の上、最適な肥料、薬剤、資材、機器等を使用すること。

(4) 借用した鍵は厳重に取扱い、業務を遂行する場所に限り使用すること。

(5) 作業の際、生じたゴミ、除去した枝葉、雑草、古木及び古支柱等については、全て受託者（以下「乙」という。）の責任において法令に従い、速やかに処理するものとし、処理に要する費用は乙の負担とする。

(6) 作業完了後、作業実施前及び実施後の状況を撮影した写真を添付の上、作業報告書を速やかに甲に提出すること。

### 3 業務範囲

別紙1（植栽一覧表）及び別紙2（植栽写真及び植栽図面の黄色で着色されている枠内）のとおりとする。

### 4 作業上の注意事項

(1) 作業箇所について、特に甲から申出があった場合は、その指示に従うこと。

(2) 作業は、職員及び来客者の通行等に支障のないように留意すること。

(3) 作業中は、火気に十分注意すること。

(4) 用水及び電気は、節約に心掛けること。

(5) 作業中に施設、備品、工作物等を汚損・破損した場合には直ちに甲に届け出ること。

(6) 作業事故等が発生した場合は大小を問わず、全て甲に報告すること。



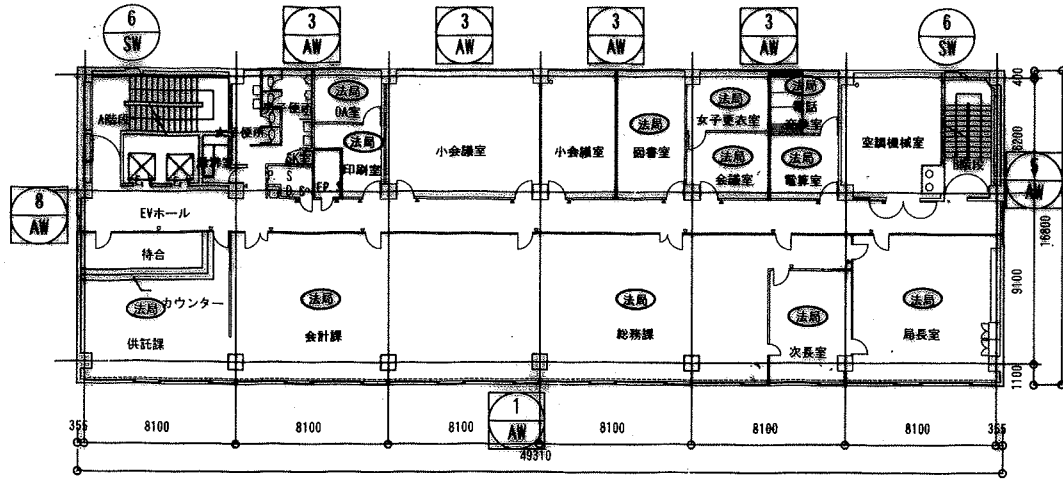
千葉地方法務局植栽一覧表

	植栽面積(m <sup>2</sup> )	中木(本)	高木(本)
本局	1236.83	4	34
市原	302.15	13	27
東金	193.85	2	3
佐倉	704.11	12	29
成田	234.44	0	4
茂原	261.4	0	0
いすみ	69.55	2	0
柏	243.15	5	4
木更津	166.41	0	0
館山	421.32	5	0
匝瑳	118.67	4	8
香取	290.85	3	3
船橋	840.7	1	28
市川	636.01	59	14
千葉西	704.11	8	24
合計	6423.55	118	178

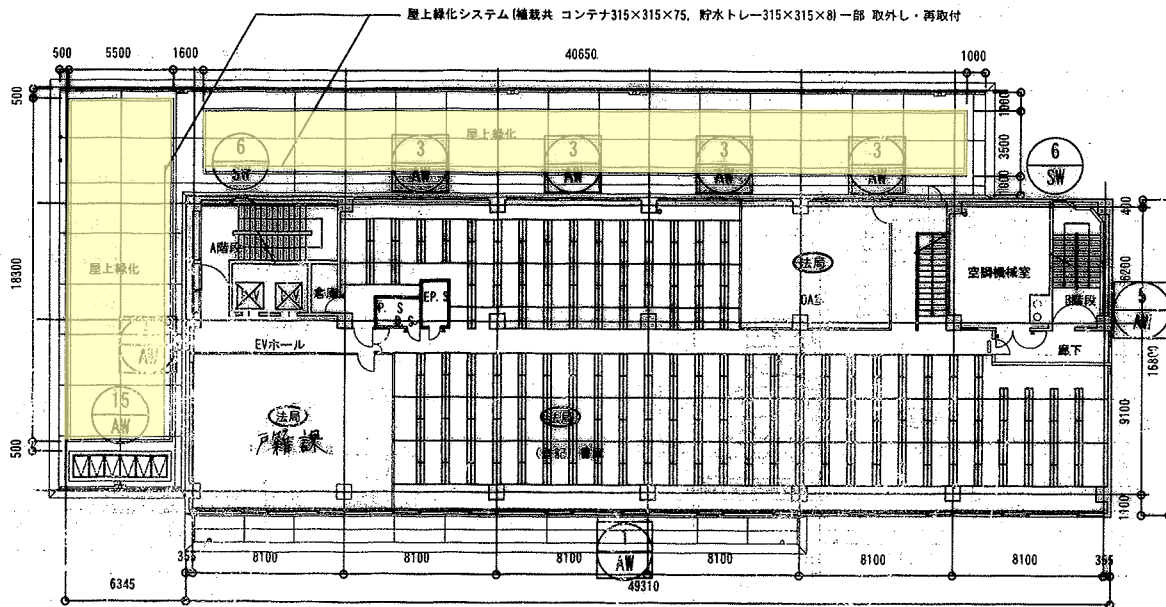
- \* 低木とは2m未満の樹木, 植栽をいう(除草を要する部分を含む)
- \* 中木とは2m以上3.5m未満の樹木等をいう
- \* 高木とは3.5m以上の樹木等をいう
- \* 図面の黄色で着色されている箇所が樹木, 植栽面積となる。

植栽写真及び植栽図面





4階平面図



3階平面図



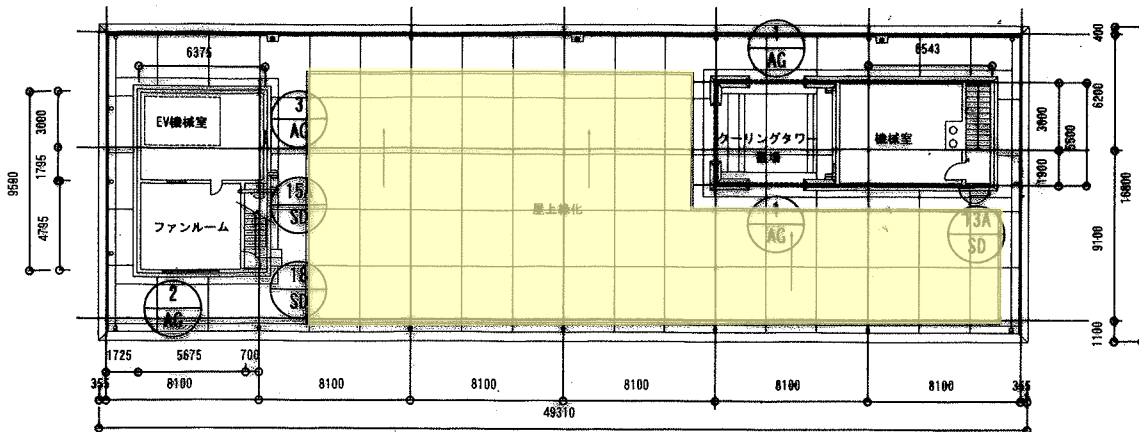
組織名

- 千葉地方法務局
- 千葉労働基準監督署
- 千葉保護観察所
- 千葉行政評価事務所
- 千葉公安調査事務所

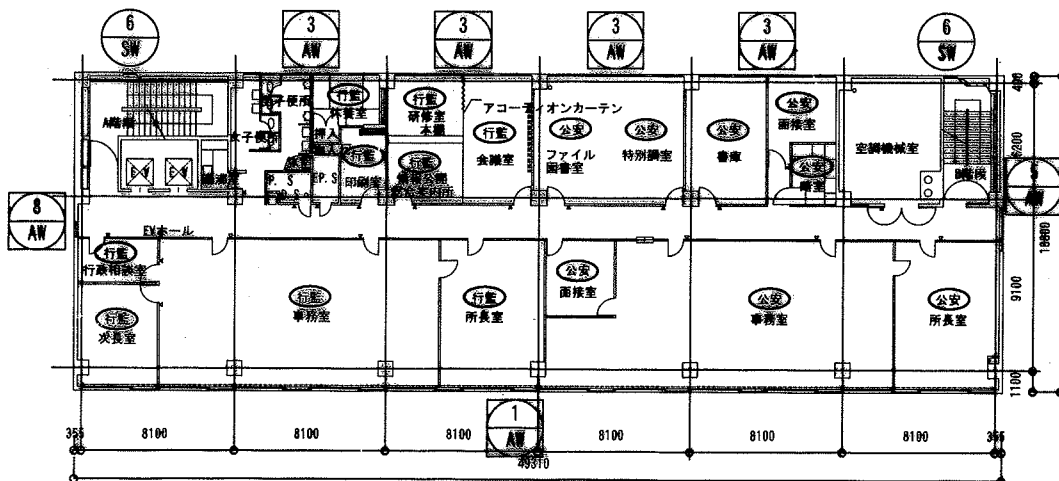
凡例

- シーリング改修、建具金物交換を行う建具を示す
- シーリング改修を行う建具を示す
- 改修範囲外建具を示す(既存のまま)

口座名	千葉地方合同庁舎		索引番号	64	図面番号	2/6
所在	千葉県千葉市中央区中央港1丁目63番1		図面の名称	各階平面図(1)	総尺 1/400	
建物番号	1	建物の名称	庁舎	調整年月日	平成20年3月27日	
建面積	1,283㎡	延面積	7,540㎡	調整者	官職又は資格 国土交通技官	
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造			氏名	田代 秀俊	



R階平面図



7階平面図

組織名

- 千葉地方法務局
- 千葉労働基準監督署
- 千葉保護観察所
- 千葉行政評価事務所
- 千葉公安調査事務所

凡例

- シーリング改修、建具金物交換を行う建具を示す
- シーリング改修を行う建具を示す
- 改修範囲外建具を示す (既存のまま)

口座名	千葉地方合同庁舎		索引番号	64	図面番号	3/6
所在	千葉県千葉市中央区中央港1丁目63番1		図面の名称	各階平面図(2)	縮尺 1/400	
建物番号	1	建物の名称	庁舎	調整年月日	平成20年3月27日	
建面積	1,283㎡	延面積	7,540㎡	調整者	官職又は資格	国土交通技官
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造			氏名	田代 秀俊	

# 本局



撮影箇所 ①

区分 低木



撮影箇所 ②

区分 低木

高木12本



撮影箇所 ③

区分 低木



撮影箇所 ④

区分 低木



撮影箇所 ⑤

区分 低木

高木6本



撮影箇所 ⑥

区分 低木



撮影箇所 ⑦

区分 低木

高木2本



撮影箇所 ⑧

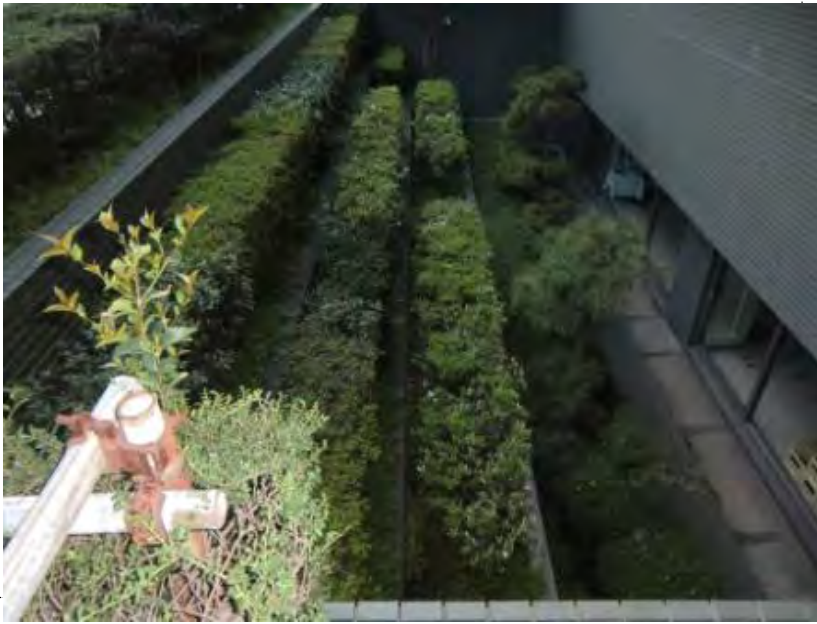
区分 低木

高木9本



撮影箇所 ⑨





撮影箇所 ⑩

区分 低木

中木4本

高木1本



撮影箇所 ⑪

区分 低木

高木4本



撮影箇所 ⑫

区分 低木



撮影箇所 ⑬

区分 低木



撮影箇所 ⑭

区分 低木



撮影箇所 ⑮

区分 低木



撮影箇所 ⑩

区分 低木

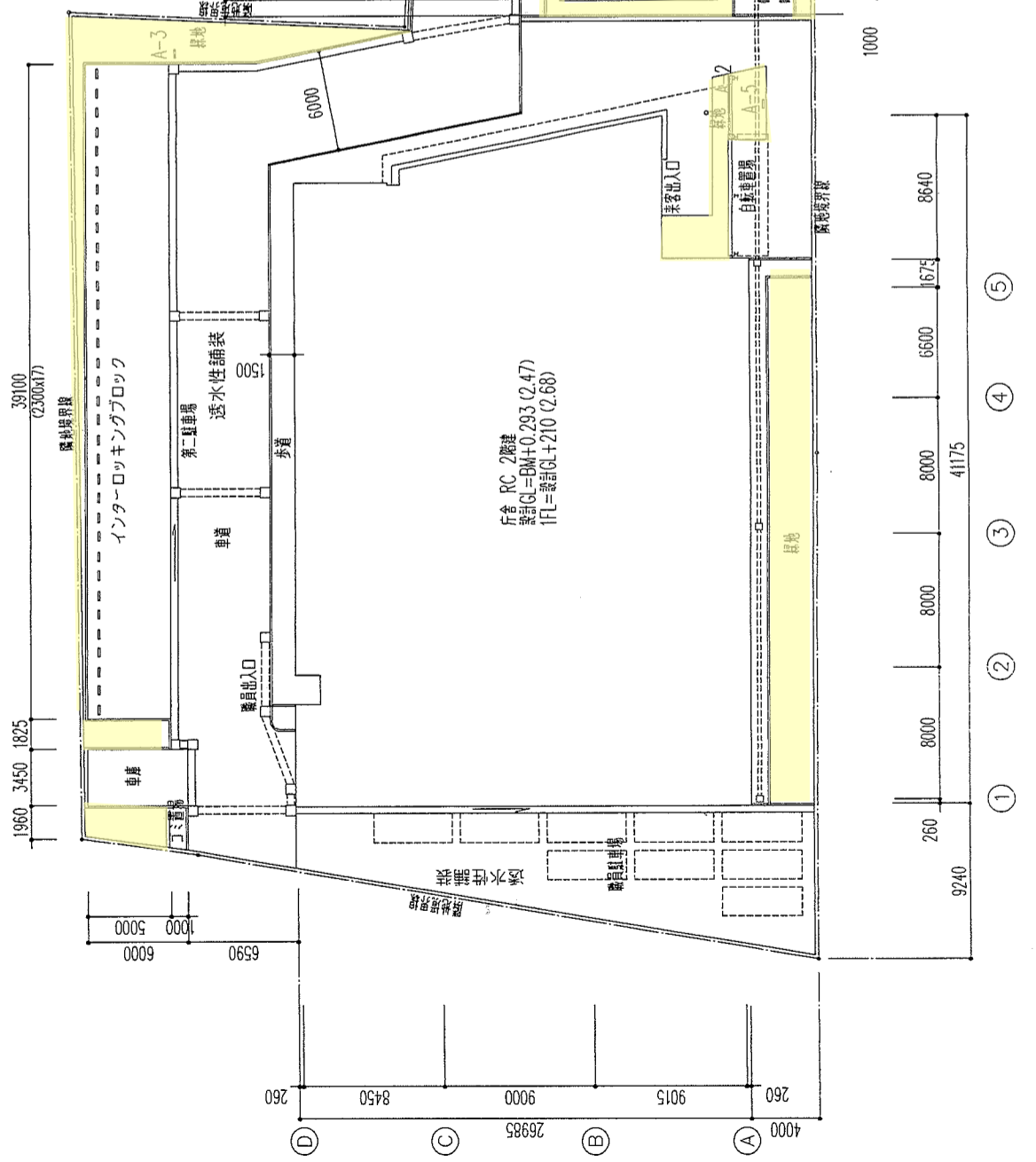
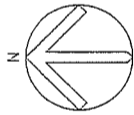
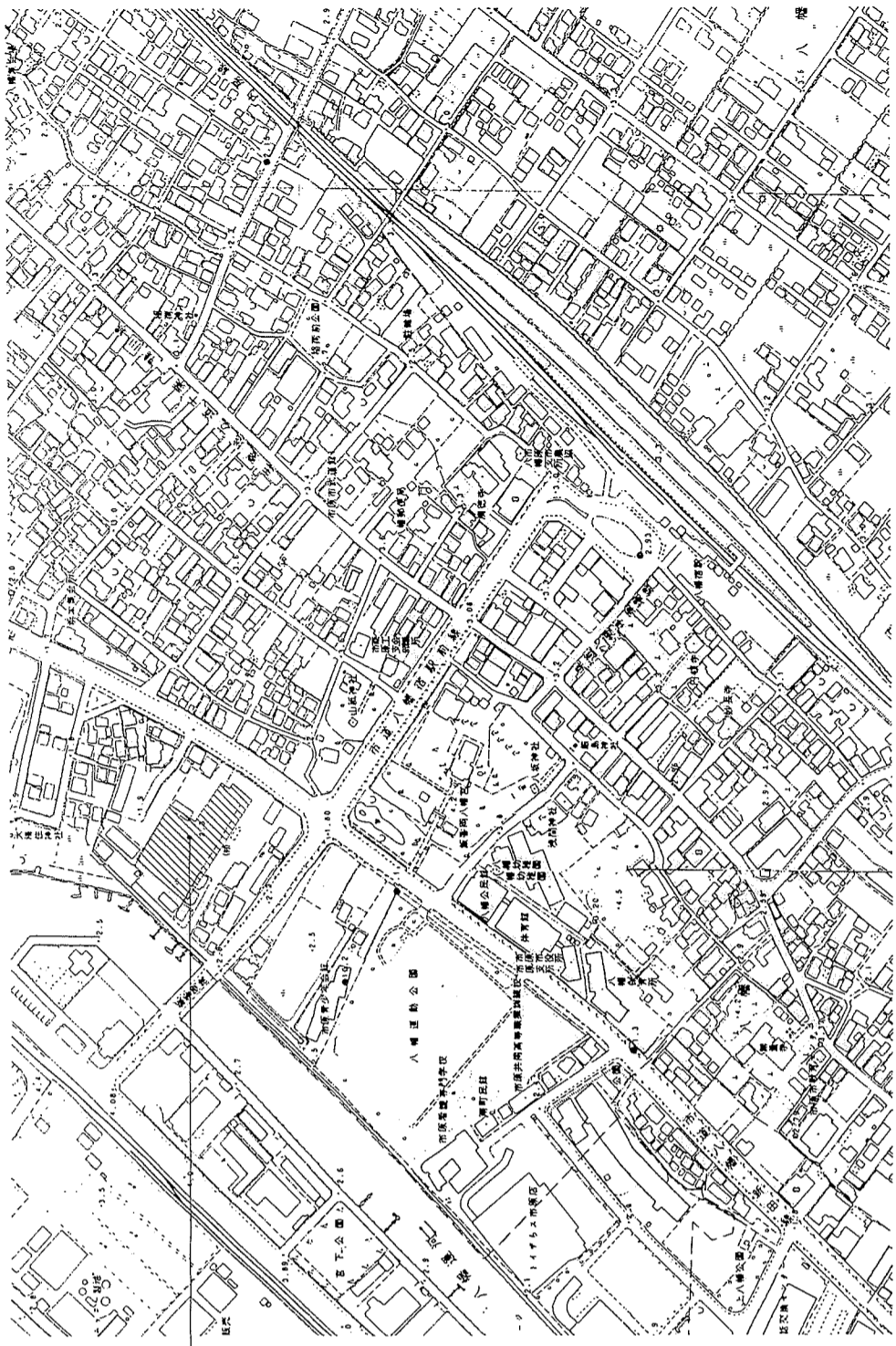


撮影箇所 ⑪

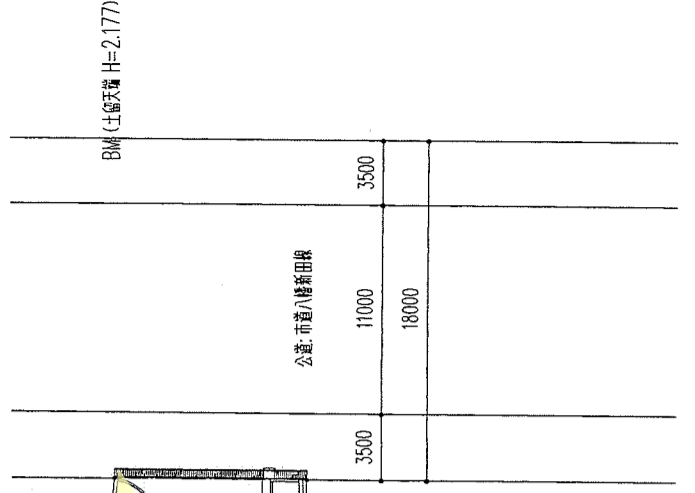
区分 低木

市原出張所

工事場所：千葉県市原市八幡2384-56



案内図 SC1: 4000



市原出張所



撮影箇所 ①

区分 低木



撮影箇所 ②

区分 低木



撮影箇所 ③

区分 低木

高木3本



撮影箇所 ④

区分 低木

高木2本



撮影箇所 ⑤

区分 低木



撮影箇所 ⑥

区分 低木



撮影箇所 ⑦

区分 低木

高木1本



撮影箇所 ⑧

区分 低木



撮影箇所 ⑨

区分 低木

高木2本



撮影箇所 ⑩

区分 低木

中木13本

高木10本



撮影箇所 ⑪

---

---

---



撮影箇所 ⑫

区分 低木

高木1本





撮影箇所 ⑬

区分 低木

高木2本



撮影箇所 ⑭

区分 低木

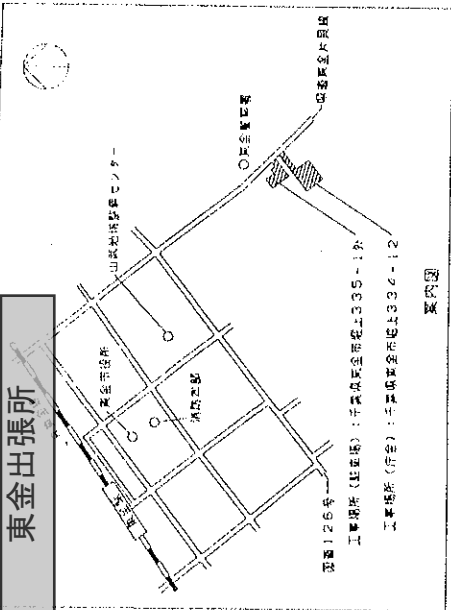


撮影箇所 ⑮

区分 低木

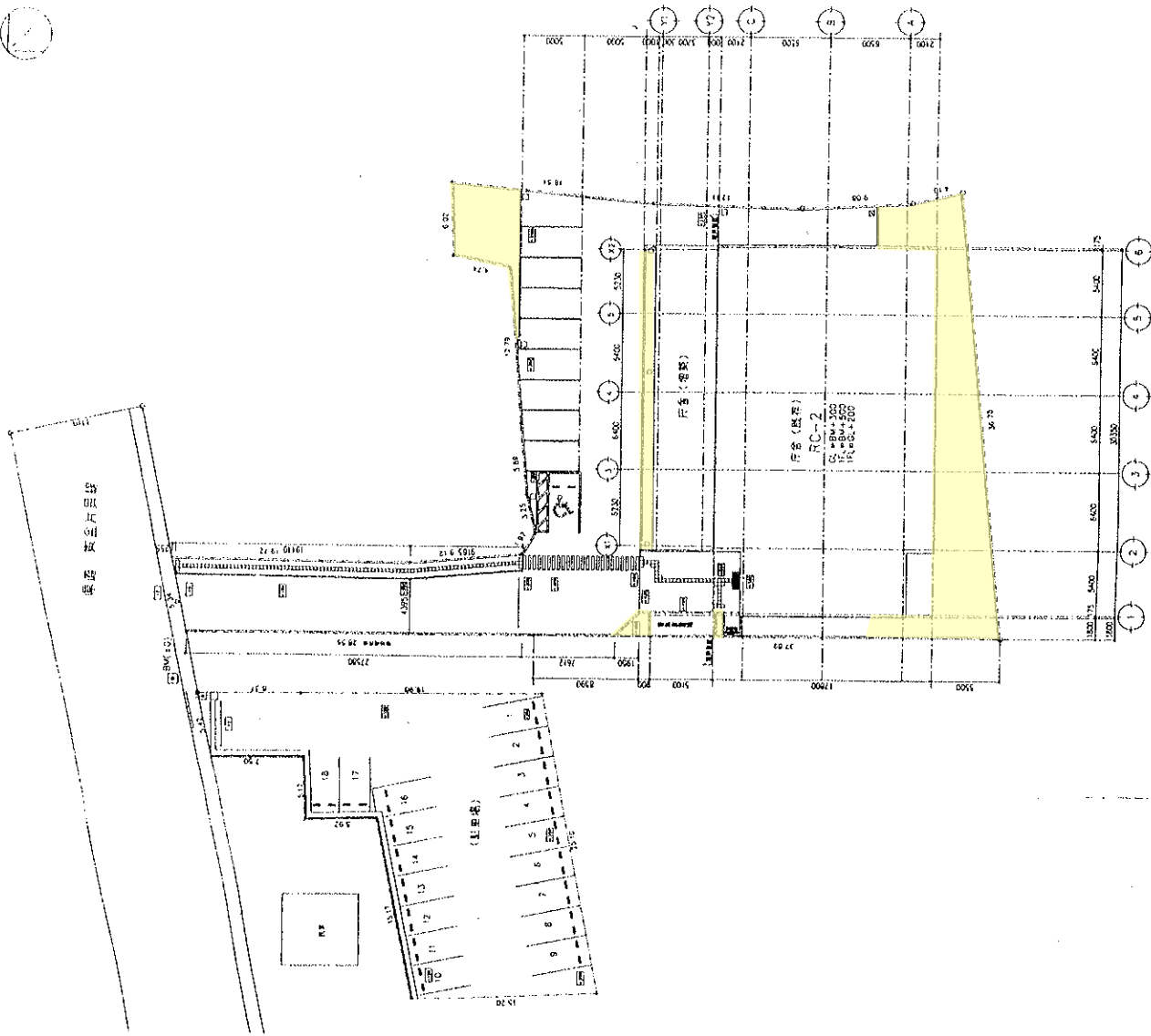
高木6本

東金出張所



東金出張所  
 工事場所 (位置): 千代田県東金町上335-1A  
 工事場所 (行名): 千代田県東金町上336-12

案内図



配管図 1/200

## 東金出張所



撮影箇所 ①

区分 低木

高木3本



撮影箇所 ②



撮影箇所 ③

区分 低木



撮影箇所 ④

区分 低木



撮影箇所 ⑤

区分 低木



撮影箇所 ⑥

区分 低木

中木2本



撮影箇所 ⑦

区分 低木



撮影箇所 ⑧

区分 低木

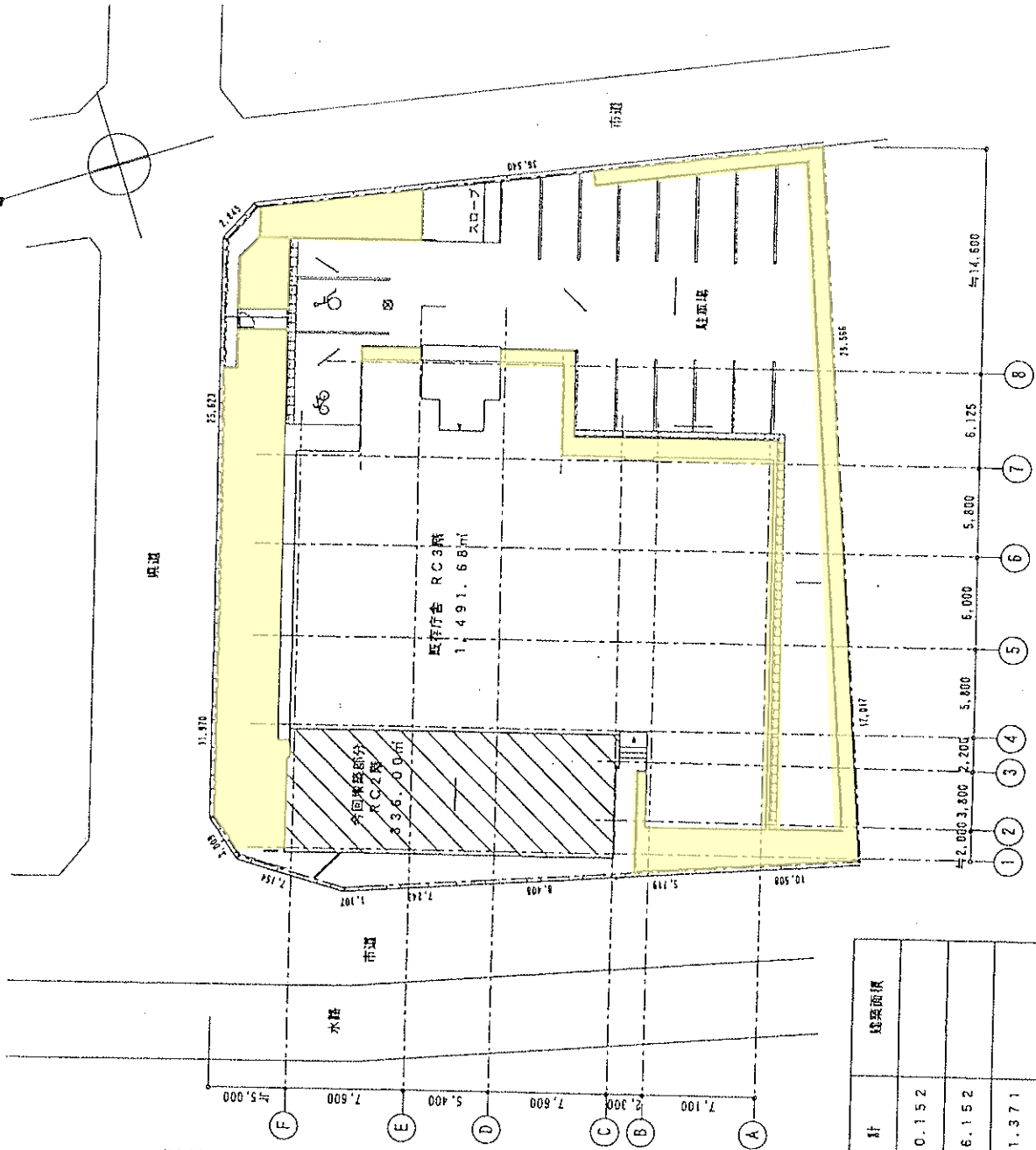
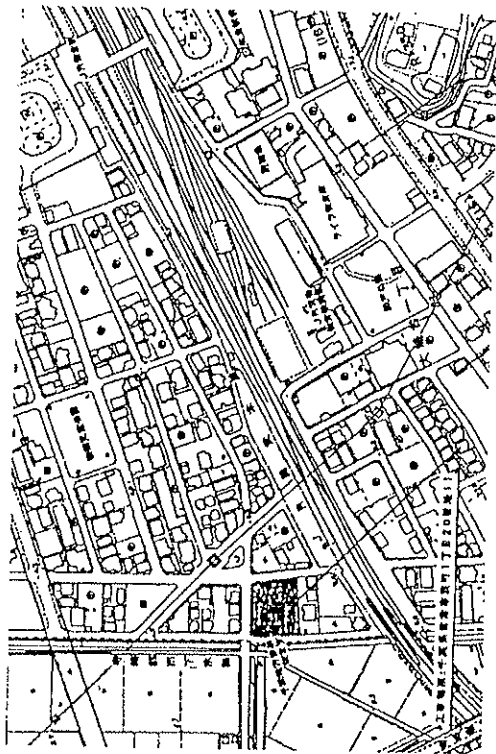


撮影箇所 ⑨

区分 低木

佐倉支局

案内図



区分	既存部分床面積	増築部分床面積	増築増補部分床面積	合計	建築面積
1階床面積	652.152	0.935	167.065	820.152	
2階床面積	658.152	168.000		826.152	
3階床面積	181.371			181.371	
小計		168.935	167.065		
合計	1,491.675	増築部分合計 336.000		1,827.675	834.202

配 置 図 1/300

千葉県地方整備局	設計番号	図号	西号
佐倉支局	56		
所在地 佐倉市津町二丁目	区域の名称	案内図・配置図	縮尺
11.6.1	製図者 志茂秀彦	市原照夫	1/300

# 佐倉支局



撮影箇所 ①

区分 低木

中木3本

高木4本



撮影箇所 ②

区分 低木

高木2本



撮影箇所 ③

区分 低木

中木2本

高木14本



撮影箇所 ④

---

---

---

---



撮影箇所 ⑤

区分 低木

中木1本

高木1本



撮影箇所 ⑥

区分 低木

中木4本

高木4本





撮影箇所 ⑦

区分 低木

中木1本

高木2本



撮影箇所 ⑧

---

---

---



撮影箇所 ⑨

区分 低木

高木1本



撮影箇所 ⑩

区分 低木

中木1本

高木1本



撮影箇所 ⑪

区分 低木



撮影箇所 ⑫

区分 低木



# 成田出張所



撮影箇所 ①

区分 低木



撮影箇所 ②

区分 低木



撮影箇所 ③

区分 低木



撮影箇所 ④

区分 低木



撮影箇所 ⑤

区分 低木



撮影箇所 ⑥

区分 低木

高木 4本



撮影箇所 ⑦

---

---

---

---



撮影箇所 ⑧

区分 低木

---

---

---



撮影箇所 ⑨

---

---

---

---



撮影箇所 ⑩

区分 低木



撮影箇所 ⑪

区分 低木



撮影箇所 ⑫

区分 低木

茂原支局

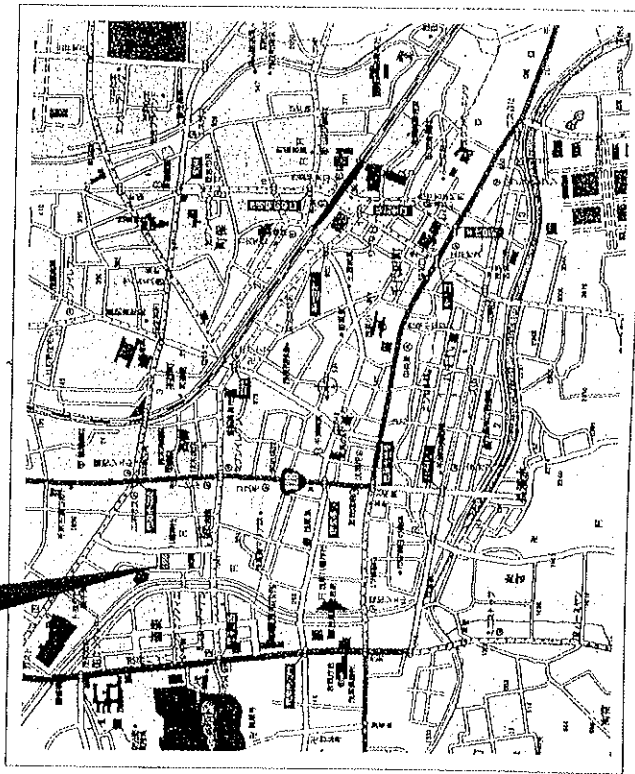
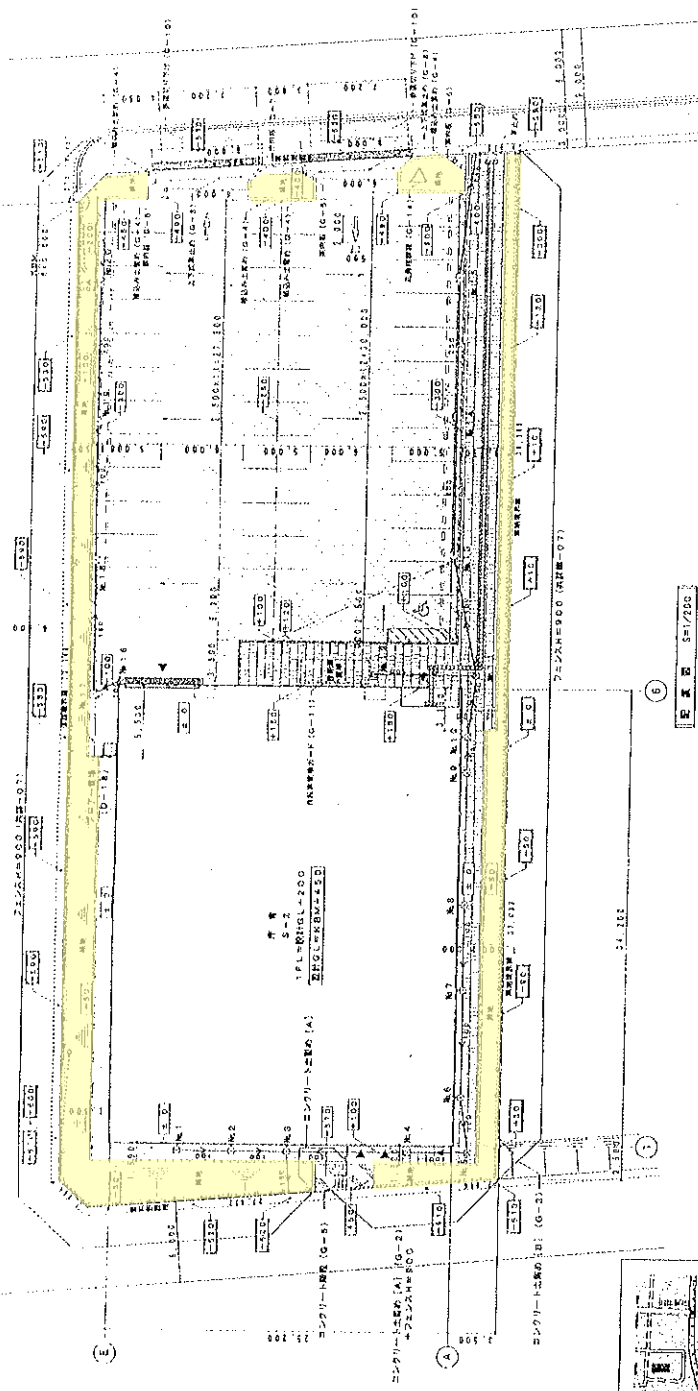


図 2 茂原支局 5F/2階

口取表

階層	部材	仕様	数量	単位	重量
1	RC	9-14-5 (400)	20	m	1000
2	RC	9-14-5 (400)	20	m	1000
3	RC	9-14-5 (400)	20	m	1000
4	RC	9-14-5 (400)	20	m	1000
5	RC	9-14-5 (400)	20	m	1000
6	RC	9-14-5 (400)	20	m	1000
7	RC	9-14-5 (400)	20	m	1000
8	RC	9-14-5 (400)	20	m	1000
9	RC	9-14-5 (400)	20	m	1000
10	RC	9-14-5 (400)	20	m	1000
11	RC	9-14-5 (400)	20	m	1000
12	RC	9-14-5 (400)	20	m	1000
13	RC	9-12-6 (300x400)	100	m	5000
14	RC	9-12-6 (300x400)	100	m	5000
15	RC	9-12-6 (300x400)	100	m	5000
16	RC	9-12-6 (300x400)	100	m	5000
17	RC	9-12-6 (300x400)	100	m	5000
18	RC	9-12-6 (300x400)	100	m	5000
19	RC	9-12-6 (300x400)	100	m	5000
20	RC	9-12-6 (300x400)	100	m	5000

口取表

階層	部材	仕様	数量	単位	重量
1	RC	9-14-5 (400)	20	m	1000
2	RC	9-14-5 (400)	20	m	1000
3	RC	9-14-5 (400)	20	m	1000
4	RC	9-14-5 (400)	20	m	1000
5	RC	9-14-5 (400)	20	m	1000
6	RC	9-14-5 (400)	20	m	1000
7	RC	9-14-5 (400)	20	m	1000
8	RC	9-14-5 (400)	20	m	1000
9	RC	9-14-5 (400)	20	m	1000
10	RC	9-14-5 (400)	20	m	1000
11	RC	9-14-5 (400)	20	m	1000
12	RC	9-14-5 (400)	20	m	1000
13	RC	9-12-6 (300x400)	100	m	5000
14	RC	9-12-6 (300x400)	100	m	5000
15	RC	9-12-6 (300x400)	100	m	5000
16	RC	9-12-6 (300x400)	100	m	5000
17	RC	9-12-6 (300x400)	100	m	5000
18	RC	9-12-6 (300x400)	100	m	5000
19	RC	9-12-6 (300x400)	100	m	5000
20	RC	9-12-6 (300x400)	100	m	5000

茂原支局 5F/2階  
 図 2  
 10  
 47



# 茂原支局



撮影箇所 ①

区分 低木



撮影箇所 ②

区分 低木



撮影箇所 ③

区分 低木



撮影箇所 ④

区分 低木



撮影箇所 ⑤

区分 低木



撮影箇所 ⑥

区分 低木



撮影箇所 ⑦

区分 低木

---

---



撮影箇所 ⑧

区分 低木

---

---



撮影箇所 ⑨

区分 低木

---

---



いすみ出張所



撮影箇所 ①

区分 低木



撮影箇所 ②

区分 低木



撮影箇所 ③



撮影箇所 ④

区分 低木

中木2本



撮影箇所 ⑤



撮影箇所 ⑥

区分 低木



## 柏支局



撮影箇所 ①

区分 低木

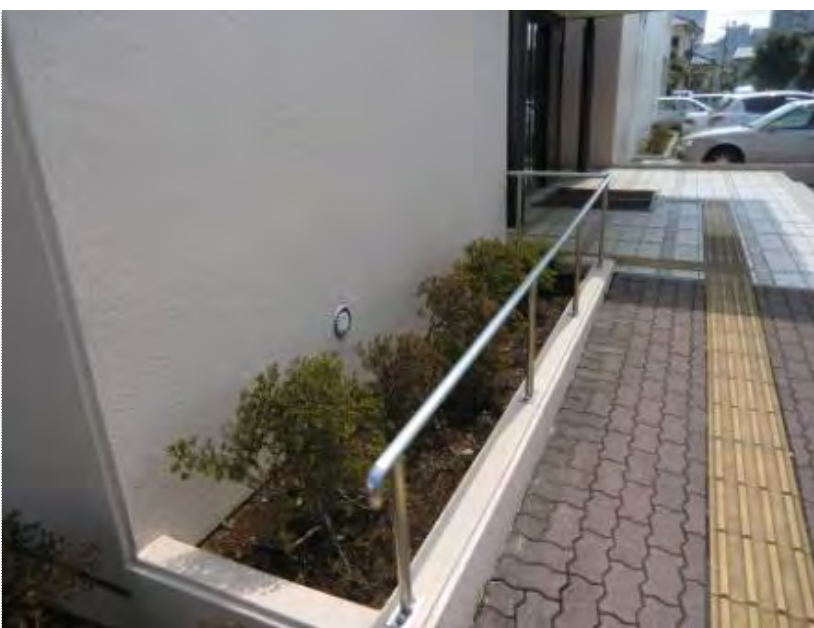
中木1本



撮影箇所 ②

区分 低木

中木1本



撮影箇所 ③

区分 低木





撮影箇所 ④

区分 低木

---

---



撮影箇所 ⑤

区分 低木

---

---



撮影箇所 ⑥

---

---

---



撮影箇所 ⑦

区分 低木



撮影箇所 ⑧

区分 低木



撮影箇所 ⑨

区分 低木



撮影箇所 ⑩

区分 低木

状況



撮影箇所 ⑪

区分 低木

高木2本



撮影箇所 ⑫



撮影箇所 ⑬

---

区分 低木

---

中木3本

---

高木2本

---



# 木更津支局



撮影箇所 ①

区分 低木



撮影箇所 ②

区分 低木



撮影箇所 ③

区分 低木



撮影箇所 ④

区分 低木

---

---

---



撮影箇所 ⑤

区分 低木

---

---

---



撮影箇所 ⑥

区分 低木

---

---

---



撮影箇所 ⑦

区分 低木

---

---

---



撮影箇所 ⑧

区分 低木

---

---

---



撮影箇所 ⑨

区分 低木

---

---

---





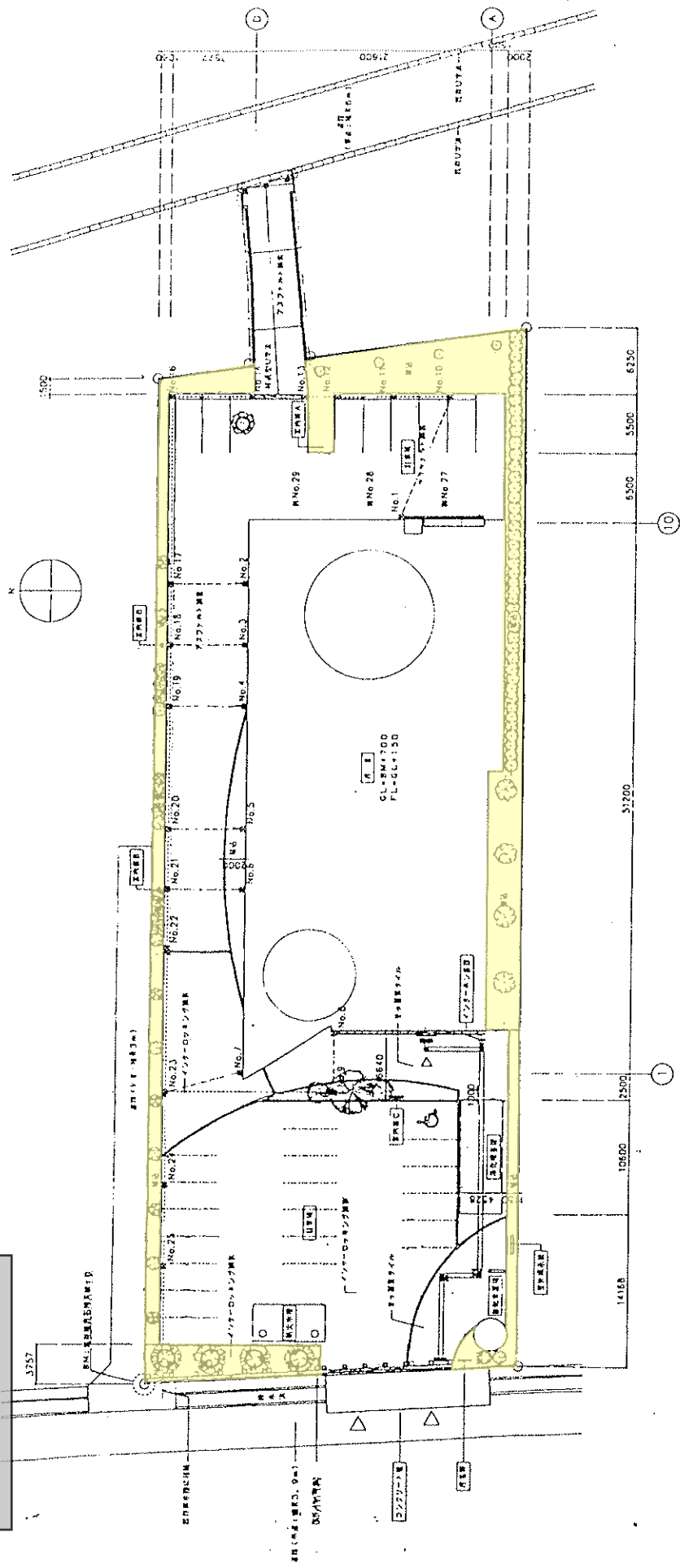
撮影箇所 ⑩

---

区分 低木

---

館山支局



1/400

○	277-5-26(18000)
○	277-5-26(14000)
□	277-5-26(14000)
□	277-5-26(14000)
□	277-5-26(14000)
□	277-5-26(14000)

住所名	千葉県地方防衛局 館山支局	棟別番号		図面 枚数	1/400
所在地	千葉県北茨城市東津島 2-1-13	図面の 名称	配膳図	尺	
調査 年月日	平成10年6月24日	調査者	菅原文以資務	設計 氏名	本男
			建設技師	事務所	本男

館山支局



撮影箇所 ①

区分 低木



撮影箇所 ②

区分 低木



撮影箇所 ③

区分 低木



撮影箇所 ④

区分 低木



撮影箇所 ⑤

区分 低木

中木4本



撮影箇所 ⑥



撮影箇所 ⑦

---

---

---



撮影箇所 ⑧

区分 低木

中木1本

---

---



撮影箇所 ⑨

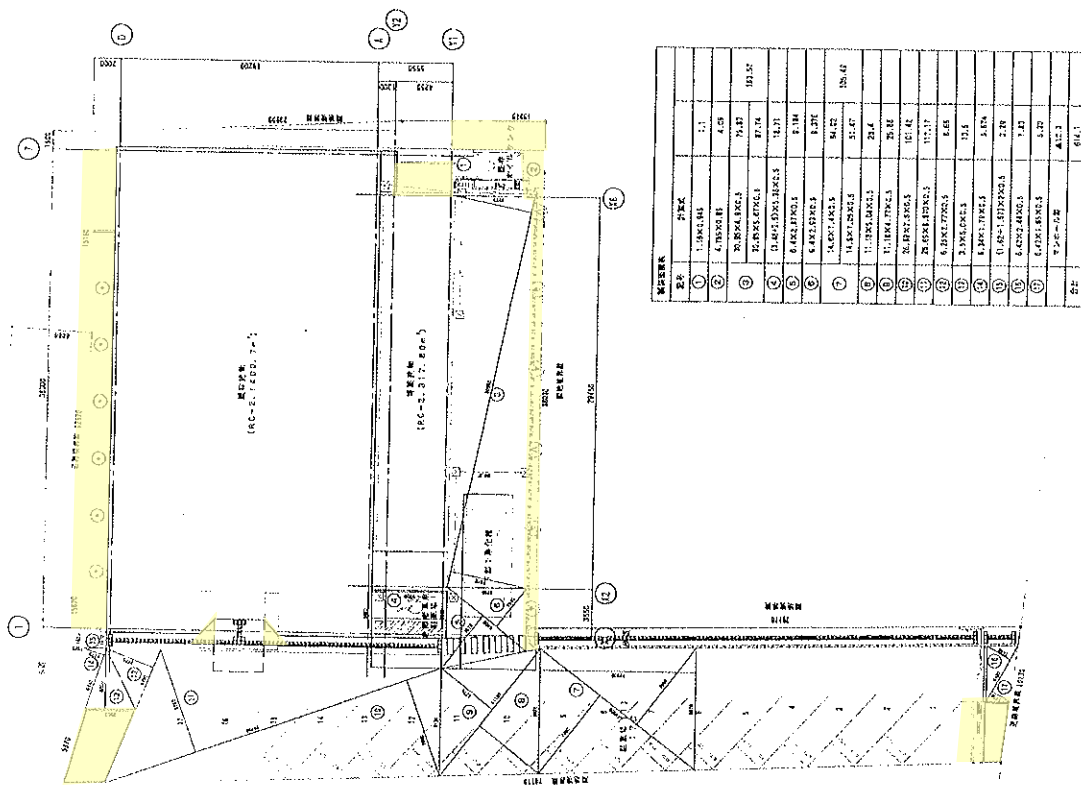
区分 低木

---

---

---

匠瑛支局



区分	坪数	延床
①	1,086.845	2.1
②	4,790.018	4.08
③	20,856.836.3	74.87
④	22,487.61766.1	87.74
⑤	13,487.5393.8896.5	14.71
⑥	6,462.8790.4	3.18
⑦	6,462.8790.4	3.18
⑧	14,837.4282.5	54.22
⑨	11,326.5482.5	37.47
⑩	17,186.4178.5	29.4
⑪	26,876.2460.3	76.82
⑫	28,438.44282.5	107.47
⑬	6,184.7790.4	155.17
⑭	3,194.042.5	6.68
⑮	4,284.3790.4	12.5
⑯	11,462.1873.928.5	4.824
⑰	6,227.44282.5	2.81
⑱	6,227.44282.5	4.23
⑳	7,247.028	41.3
計		814.1

TYPE	ARCHITECT	DESIGNER	DATE
東洋建設株式会社	東洋建設株式会社	東洋建設株式会社	2014.11.14
東洋建設株式会社	東洋建設株式会社	東洋建設株式会社	2014.11.14
東洋建設株式会社	東洋建設株式会社	東洋建設株式会社	2014.11.14

匝瑳支局



撮影箇所 ①

区分 低木



撮影箇所 ②

区分 低木

中木1本



撮影箇所 ③

区分 低木

中木3本

高木2本



撮影箇所 ④

区分 低木



撮影箇所 ⑤

区分 低木



撮影箇所 ⑥

区分 低木





撮影箇所 ⑦

区分 低木



撮影箇所 ⑧

区分 低木



撮影箇所 ⑨

区分 低木



撮影箇所 ⑩

区分 低木

高木6本



撮影箇所 ⑪

---

---

---



撮影箇所 ⑫

---

---

---



# 香取支局



撮影箇所 ①

区分 低木



撮影箇所 ②

区分 低木



撮影箇所 ③

区分 低木



撮影箇所 ④

区分 低木

中木1本

高木2本



撮影箇所 ⑤

---

---

---



撮影箇所 ⑥

---

---

---



撮影箇所 ⑦

区分 低木

高木1本



撮影箇所 ⑧



撮影箇所 ⑨



撮影箇所 ⑩

区分 低木



撮影箇所 ⑪

区分 低木



撮影箇所 ⑫

区分 低木

中木2本



撮影箇所 ⑬

---

---

---

---



撮影箇所 ⑭

---

---

---

---





# 船橋支局



撮影箇所 ①

区分 低木

高木8本



撮影箇所 ②

区分 低木



撮影箇所 ③

区分 低木

高木3本



撮影箇所 ④

---

区分 低木

---

---



撮影箇所 ⑤

---

区分 低木

---

高木11本

---

---



撮影箇所 ⑥

---

区分 低木

---

中木1本

---

高木3本

---

---



撮影箇所 ⑦

---

---

---

---



撮影箇所 ⑧

---

---

---

---



撮影箇所 ⑨

区分 低木

---

---

---



撮影箇所 ⑩

区分 低木

---

---



撮影箇所 ⑪

区分 低木

---

---



撮影箇所 ⑫

区分 低木

---

---



撮影箇所 ⑬

区分 低木



撮影箇所 ⑭

区分 低木

高木2本



撮影箇所 ⑮

区分 低木



撮影箇所 ⑯

区分 低木



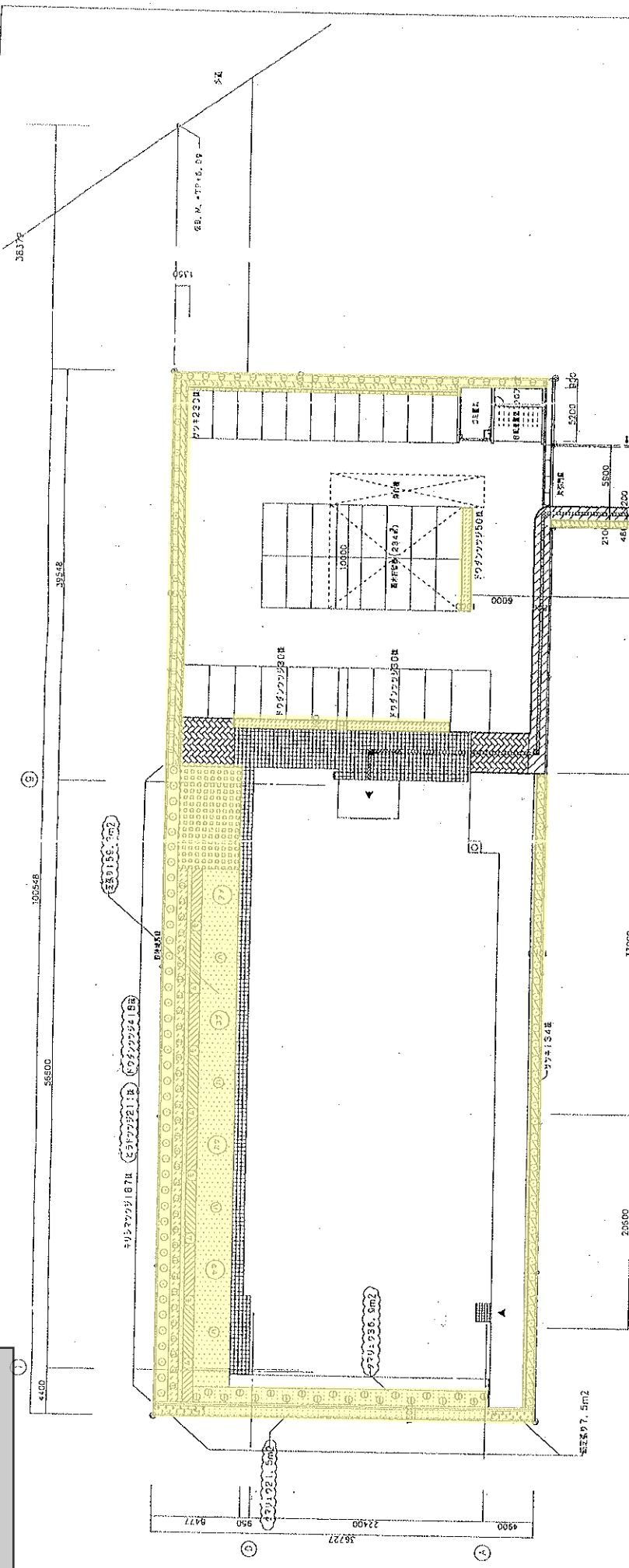
撮影箇所 ⑰

区分 低木



撮影箇所 ⑱

区分 低木



材料表

品名	単位	数量	仕様	備考
① 鉄筋	kg	1000	φ10	
② 鉄筋	kg	2000	φ12	
③ 鉄筋	kg	3000	φ16	
④ 鉄筋	kg	4000	φ20	
⑤ 鉄筋	kg	5000	φ25	
⑥ 鉄筋	kg	6000	φ32	
⑦ 鉄筋	kg	7000	φ40	
⑧ 鉄筋	kg	8000	φ50	
⑨ 鉄筋	kg	9000	φ60	
⑩ 鉄筋	kg	10000	φ70	
⑪ 鉄筋	kg	11000	φ80	
⑫ 鉄筋	kg	12000	φ90	
⑬ 鉄筋	kg	13000	φ100	
⑭ 鉄筋	kg	14000	φ110	
⑮ 鉄筋	kg	15000	φ120	
⑯ 鉄筋	kg	16000	φ130	
⑰ 鉄筋	kg	17000	φ140	
⑱ 鉄筋	kg	18000	φ150	
⑲ 鉄筋	kg	19000	φ160	
⑳ 鉄筋	kg	20000	φ170	
㉑ 鉄筋	kg	21000	φ180	
㉒ 鉄筋	kg	22000	φ190	
㉓ 鉄筋	kg	23000	φ200	
㉔ 鉄筋	kg	24000	φ210	
㉕ 鉄筋	kg	25000	φ220	
㉖ 鉄筋	kg	26000	φ230	
㉗ 鉄筋	kg	27000	φ240	
㉘ 鉄筋	kg	28000	φ250	
㉙ 鉄筋	kg	29000	φ260	
㉚ 鉄筋	kg	30000	φ270	
㉛ 鉄筋	kg	31000	φ280	
㉜ 鉄筋	kg	32000	φ290	
㉝ 鉄筋	kg	33000	φ300	
㉞ 鉄筋	kg	34000	φ310	
㉟ 鉄筋	kg	35000	φ320	
㊱ 鉄筋	kg	36000	φ330	
㊲ 鉄筋	kg	37000	φ340	
㊳ 鉄筋	kg	38000	φ350	
㊴ 鉄筋	kg	39000	φ360	
㊵ 鉄筋	kg	40000	φ370	
㊶ 鉄筋	kg	41000	φ380	
㊷ 鉄筋	kg	42000	φ390	
㊸ 鉄筋	kg	43000	φ400	
㊹ 鉄筋	kg	44000	φ410	
㊺ 鉄筋	kg	45000	φ420	
㊻ 鉄筋	kg	46000	φ430	
㊼ 鉄筋	kg	47000	φ440	
㊽ 鉄筋	kg	48000	φ450	
㊾ 鉄筋	kg	49000	φ460	
㊿ 鉄筋	kg	50000	φ470	
㊿ 鉄筋	kg	51000	φ480	
㊿ 鉄筋	kg	52000	φ490	
㊿ 鉄筋	kg	53000	φ500	
㊿ 鉄筋	kg	54000	φ510	
㊿ 鉄筋	kg	55000	φ520	
㊿ 鉄筋	kg	56000	φ530	
㊿ 鉄筋	kg	57000	φ540	
㊿ 鉄筋	kg	58000	φ550	
㊿ 鉄筋	kg	59000	φ560	
㊿ 鉄筋	kg	60000	φ570	
㊿ 鉄筋	kg	61000	φ580	
㊿ 鉄筋	kg	62000	φ590	
㊿ 鉄筋	kg	63000	φ600	
㊿ 鉄筋	kg	64000	φ610	
㊿ 鉄筋	kg	65000	φ620	
㊿ 鉄筋	kg	66000	φ630	
㊿ 鉄筋	kg	67000	φ640	
㊿ 鉄筋	kg	68000	φ650	
㊿ 鉄筋	kg	69000	φ660	
㊿ 鉄筋	kg	70000	φ670	
㊿ 鉄筋	kg	71000	φ680	
㊿ 鉄筋	kg	72000	φ690	
㊿ 鉄筋	kg	73000	φ700	
㊿ 鉄筋	kg	74000	φ710	
㊿ 鉄筋	kg	75000	φ720	
㊿ 鉄筋	kg	76000	φ730	
㊿ 鉄筋	kg	77000	φ740	
㊿ 鉄筋	kg	78000	φ750	
㊿ 鉄筋	kg	79000	φ760	
㊿ 鉄筋	kg	80000	φ770	
㊿ 鉄筋	kg	81000	φ780	
㊿ 鉄筋	kg	82000	φ790	
㊿ 鉄筋	kg	83000	φ800	
㊿ 鉄筋	kg	84000	φ810	
㊿ 鉄筋	kg	85000	φ820	
㊿ 鉄筋	kg	86000	φ830	
㊿ 鉄筋	kg	87000	φ840	
㊿ 鉄筋	kg	88000	φ850	
㊿ 鉄筋	kg	89000	φ860	
㊿ 鉄筋	kg	90000	φ870	
㊿ 鉄筋	kg	91000	φ880	
㊿ 鉄筋	kg	92000	φ890	
㊿ 鉄筋	kg	93000	φ900	
㊿ 鉄筋	kg	94000	φ910	
㊿ 鉄筋	kg	95000	φ920	
㊿ 鉄筋	kg	96000	φ930	
㊿ 鉄筋	kg	97000	φ940	
㊿ 鉄筋	kg	98000	φ950	
㊿ 鉄筋	kg	99000	φ960	
㊿ 鉄筋	kg	100000	φ970	

設計者	監理者	施工者	検査者
日付	場所	内容	備考
1/200	市川支局	建築計画	



市川支局



撮影箇所 ①

区分 低木



撮影箇所 ②

区分 低木



撮影箇所 ③

区分 低木

中木5本



撮影箇所 ④

区分 低木

中木19本



撮影箇所 ⑤

区分 低木

中木8本



撮影箇所 ⑥



撮影箇所 ⑦

区分 低木

中木27本

高木14本



撮影箇所 ⑧

---

---

---



撮影箇所 ⑨

---

---

---



撮影箇所 ⑩

区分 低木



撮影箇所 ⑪



撮影箇所 ⑫

区分 低木



撮影箇所 ⑬

区分 低木

---

---



撮影箇所 ⑭

区分 低木

---

---



撮影箇所 ⑮

区分 低木

---

---



撮影箇所 ⑩ \_\_\_\_\_

区分 低木 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_



千葉西出張所



撮影箇所 ①

区分 低木



撮影箇所 ②

区分 低木



撮影箇所 ③

区分 低木

高木5本





撮影箇所 ④

---

---

---

---



撮影箇所 ⑤

区分 低木

---

---

---



撮影箇所 ⑥

区分 低木

高木1本

---

---



撮影箇所 ⑦

区分 低木



撮影箇所 ⑧

区分 低木

高木1本



撮影箇所 ⑨

区分 低木



撮影箇所 ⑩

区分 低木

中木2本

高木15本



撮影箇所 ⑪

---

---

---



撮影箇所 ⑫

---

---

---



撮影箇所 ⑬

区分 低木

---

---



撮影箇所 ⑭

区分 低木

中木6本

---

---



撮影箇所 ⑮

---

---

---



撮影箇所 ⑩

区分 低木



撮影箇所 ⑪

区分 低木



撮影箇所 ⑫

区分 低木

高木2本



撮影箇所 ⑱

---

区分 低木

---

---



撮影箇所 ㉑

---

区分 低木

---

---